

自律的労使関係制度の措置に向けての意見募集 提出意見及び意見提出者の一覧

【留意事項】

- ・ 提出された意見は、誤字・脱字と思われる部分も含めて、原文のまま掲載しています。
- ・ 同文面の意見が複数掲載されている場合がありますが、これは同文面の意見が複数回提出されたものです。
- ・ 意見提出者名は、団体として意見提出されたものについての団体名・団体の代表者名のみ掲載し、個人として意見提出されたものについては単に「個人」と記載しています。

番号	意見	意見提出者
1	<p>まず、給料を減らせとかいうのは無視して。きちんとした労使関係を築き発表。算定基準を大企業に合わせない。当たり前です。ツイッターやヤフー、グーグル等あらゆる媒体を使って啓蒙に努める。無理な残業はさせないししない。一般と比べていない手当では即全公務員に対して廃止。職場での公務以外のパソコンサイト閲覧は許可と監視を付ける。罰則を全ての違反に対して設ける。階級に応じた特例は禁止。公務員の情報漏洩は即逮捕起訴。持ち出しやUSB 器具の持ち込み禁止。全般的な改革が必要。少なくとも一部のバカな国民気取り達が騒がない様に手を打つ。公務員は義務を果たして当たり前。給料減らせとは言わないが給料分は働け。当たり前の事。</p> <p>公金横領や裏金は全て没収し地域の活性化に使う。没収した金額、部署は公表、氏名は非公表で。海上保安庁の二の舞は防ぐ様に。こういう事から出来ない信用は無い。出来る事からやるべきで、実績以外は無価値。甘い体質を改善していけば出来る。</p>	個人
2	<p>停止しては困る業務がでもある事から、公務員にはスト権が与えられていないのではないですか。</p> <p>警察、消防、防災（自衛隊含む）関連で、ストを行ったらどうなるか考えたら判るでしょう。この一点だけでも、反対致します。</p> <p>このような重大な修正に対し、国民に対する告知は不十分であり、誰でも思いつくような欠点に対して、配慮した説明文も不可されて居ない点から鑑みるに、一度差し戻して、影響等をシミュレートし、Q/A を国民に対して説明を行い、議論を尽くしてから、再提案して頂きたい。</p>	個人
3	<p>スト権の付与に、反対します。</p> <p>国民への奉仕者として淀みない行政運営を義務づけられる一方で身分保障がしっかりしているのが国家公務員でありその義務と権利のバランスの取れた関係に、新たにスト権まで与える意味がわかりません。</p>	個人
4	<p>意見募集と言うことでメールさせていただきます。</p> <p>http://www.gyokaku.go.jp/koumuin/iken/index.html の趣旨より</p> <p>これを受け、当事務局として、協約締結権の付与については、国家公務員制度改革推進本部に設置された労使関係制度検討委員会の報告等も参考にしつつ検討を進め、「自律的労使関係制度に関する改革素案」を取りまとめました。今後、本素案を基に、関係機関との調整等を経て、制度の具体化に取り組んでいくこととなります。</p> <p>また、争議権（スト権）については、「国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会」が開催され、報告が取りまとめられました。今後、本報告を踏まえ、争議権付与自体の是非、また、仮に付与する場合の付与の時期や付与するまでの間における検討の在り方等について、検討を行っていくこととなります。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>との事ですが、公務員の争議権（スト権）についてはこれを付与することには「反対」です。また権利の拡大ばかりの議論では国民の理解を得るのは難しいのではないのでしょうか、経済情勢に合わせて大幅な減給や賞与のカット・懲戒処分の厳格摘要などの新たなガイドライン作り、内部告発者への保護の取り組み等。国家公務員への綱紀肅正を目に見える形でわかりやすく国民に訴え実行することによって始めて国家公務員の労働基本権の拡大への議論がなされるべきではないのでしょうか。</p> <p>大変失礼な意見かとは存じますが自営業者の一人として具申いたします。</p> <p>以上</p>	
5	<p>公務員スト権に関する意見募集とのことで、メールを送らせていただきます。</p> <p>単刀直入にお伝えいたしますが、公務員のスト権付与には反対です。</p> <p>果たして、これは国民のためになることなのでしょう。</p> <p>今年の2月にはギリシャではこんなことが起きました。</p> <p>財政危機のギリシャで公務員スト、社会機能がまひ状態に</p> <p>http://www.afpbb.com/article/economy/2693194/5300381</p> <p>極端に言えば、これと同様の事態のことが日本で起きかねない事ではないかと思えます。民間並みに公務員の賃金を調整することも出来なくなるでしょう。</p> <p>以上で反対とする論拠の提示を行わせていただきました。</p> <p>慎重な議論を望みます。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>	個人
6	<p>公務員の団体交渉権付与に反対する。現行の提案では行政効率を著しく悪化させ、国民の福利を傷つける運用をされることは明白だからである。</p> <p>そもそも、実体として現在の公務員団体は既に団体交渉を実施していることを指摘しなければならない。社会保険庁のことである。彼らはそ</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>の権利をどう行使したか。曰く、45分間PCを使ったら15分休憩する、曰く、コンピューター入力は1日5000タッチまで・・・一体これのどこが民間に準じた勤務条件なのだろう？</p> <p>しかもこうした協定を成果などと誇っている人間が、悪びれることもなく年金機構への再就職を希望している。</p> <p>これが公務員の神経の実態なのだろう。こうした集団に法的に団体交渉権と抵抗権を認めれば、毎年『成果』を得ようとして勤務条件を際限なく歪めさせ、10年も経たないうちにそこら中で「消えた年金」に匹敵する問題を起こし始めるだろう。賛成出来るわけがない。</p> <p>民間企業であれば、不適切な要求がつかれば経営不振や破綻に追い込まれる。それによって、要求した側も失職という罰を受ける。しかし、行政であればどれだけ不適切な協定を結んでも、税金を上げさえすれば破綻も失職もない。これで自律など保たれるはずがないだろう。本来、行政に団体交渉もストもあり得ない。</p> <p>しかし、もしも公務員に団体交渉権を認めるなら、それを別に監視することができなければならない。具体的には、次の3点が必須である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交渉結果を公表しない限り、その協定は無効とすること。また、隠蔽は労使のうち協定で利益を受ける方の刑事罰（労働側であれば横領、使用側であれば労働基準法違反相当）とすること 2. 交渉結果を全て集計・公表・検討し、不適切な協定であれば差し止めることができる第三者機関を設置すること 3. 上記第三者機関への国民の告発権を認め、妥当な審査請求手続きを整備すること <p>本提案には、労使交渉を外部から監視するこのような仕組みが全く欠けている。</p> <p>このような提案に賛成することはできない。</p>	
7	<p>謹んでご意見させていただきます。</p> <p>公務員は公の奉仕者であり、社会生活の重要なインフラを支える極めて重要な方々です。各市町村の職員様、消防署、警察署の職員様 etc.</p> <p>どの方々も、日々、私達、国民の為にご尽力頂いていると確信しています。ここで重要なのは「日々」と言う部分です。私たち公務員の皆様は国民の生活に一日たりとも欠かせない方々なのです。</p> <p>この方々が、日常の業務の為に優遇されるのは、当然のこととしても、争議権(スト権)によって、国民の生活に支障を来すような事が有っては、本末転倒です。</p> <p>私は公務員の皆様のご活躍を支持しておりますが、争議権(スト権)の付与については、断固反対させていただきます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
8	<p>反対です。</p> <p>なぜならば、「責任の担保がされていないから」です。</p> <p>「自律的労使関係制度に関する改革素案」には、「自律的労使関係制度構築の目的」として、三点の目的があげられていますが、その中には職員が勤務条件に対して「相応の責任を負い」、人事・給与制度に対して「責任を持つ体制を構築する」とあります。</p> <p>しかし、どのような責任を負うのかは、以降どこを読んでも見つけることができません。</p> <p>現状、自浄作用の欠落が指摘されている組織に対して、責任なき権利を与えることが、どうして「効率的で質の高い行政サービス」につながるのか理解に苦しみます。</p> <p>公務員が自らの職務に対してどのような責任を負うのか、そして、更に重要なことには、それをどのように担保するのかを明確にしていない以上、本制度が国民に利益もたらすことはありません。</p> <p>従って私は本制度に反対いたします。</p>	個人
9	<p>国家公務員のスト権なんて、ありえない話です。</p> <p>このことを聞いてから怒りを感じずにいられませんでした。</p> <p>公務員がストなんか起こしたら、国が機能しないじゃないですか。</p> <p>頭の悪い私でも分ることなのに、こんなことを持ち出すなんて信じられません。</p> <p>国家公務員となったからには、国のために働くのが当たり前じゃないですか。</p> <p>しかも公務員は民間よりずっと恵まれています。</p> <p>民間だったら（特に中小企業）ずっと休んでたら解雇されてしまいます。</p> <p>公務員は働かなくても給料もらったりしてますよね。</p> <p>大体公務員の給料2割カットっていったのに、その公約を守らないでスト権を与えようとしている・・・。</p> <p>多くの国民の怒りは頂点に達してると思っています。</p>	個人
10	<p>○ 透明性の高い労使関係の下で給与等の勤務条件を決定することにより、職員は自らの働きぶりに対する国民の視線を意識しながら業務に取り組む。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>この内容を機能させるためには、国民が問題のある職員を「直接」解雇できる仕組みが必要なのではないか。</p> <p>そもそも利用に対して選択肢がある民間企業と違い、公務員は「国民全体の奉仕者」であるがゆえに生活に密着した部分で代替を持たない機能が多い。それゆえに国民などから徴収する税金で運営されているのであり、行政として最低限の機能を画一的に提供する義務があると考えられる。</p> <p>そういった公務員に対して民間企業と同様の争議権を与えることは、国民などの生活を人質に取るに等しく到底容認できない。国民などには納税の義務があり拒否できないのであるから、公務員はその地位がある以上労働条件は拒否できない雇用体系とするべきである。</p> <p>嫌なら辞めろ、と言うのと方向性は一緒になってしまうのであまり望ましくないが、待遇や条件などで公務員をやっていけないと言う職員がいれば、条件を満たす民間企業へ行けばよいのである。すべての国民には等しく職業選択の自由が憲法で保障されており、「離職の自由」を持っているのであるから。</p>	
11	<p>反対です。もしスト中に犯罪が起きたらどう対処するのですか？警察官や消防署員が動かなければ有事の時に対処ができません、またゴミ収集や町の清潔を保つことも難しくなります。なので私は公務員がスト権を持つことに反対です。</p>	個人
12	<p>こんな重要な案件についての意見募集期間が平成22年12月24日（金）～平成23年1月14日（金）正午（必着）というのはあまりに短すぎなのではないでしょうか。</p> <p>年末年始の忙しい時期に目立たないインフォメーションをするだけというのは「一応意見募集しました」というアリバイ作りにしか思えません。</p> <p>いずれにしてもあらためて広く時間をかけて意見募集、議論をしていく必要があると思います。</p>	個人
13	<p>今でも公務員は勤務時間中に政治活動をしている。</p> <p>福利厚生や保険の説明と合わせ「ついでに」という形で民主党の候補者を支持するように演説をしています。紹介者カードを配ったり、やりた放題じゃないですか。</p>	個人
14	<p>こんにちわ。</p> <p>今回の公務員にスト権を与える法律改正は、必要ありますか？</p> <p>例えば、政府が公務員の給料を削減する場合、大きな抵抗が生まれると思います。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>そこで、公務員のストライキです。</p> <p>公務員が、スト権を発動すると、役所やゴミ収集等の業務が休みになり、影響が出る恐れがあると思います。</p> <p>そこら辺の現実を踏まえ、法律を検討お願いします。</p>	
15	<p>労使関係というのがしっくりこない。</p> <p>だれが経営者なのか？</p> <p>普通の経営者であれば、赤字でボーナスはださないよ。</p> <p>公務員と言うのは憲法に定められているとおり、職業ではなく、地位です。</p> <p>また、もともと理念が「国民全体への奉仕者であって、一部への奉仕者ではない」 【日本国憲法第 15 条第 2 項】</p> <p>国のために、働きたい、役に立ちたいと思ったら、給料は半分にすべきである。</p> <p>いままで、さんざん、公共事業を野放しにしてきて、税金をムダに使ってきたその罪は重い。</p> <p>田中角栄のころから、税金の使い方がおかしかった。</p> <p>もう一度、30 年前から公務員のしてきた、ムダ使いを明らかにするべきだ。</p> <p>すべての公務員が責任を取らない限り、民主主義はなりたたない。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」 【日本国憲法第 15 条第 1 項】</p> <p>この民主憲法に基づく仕事をしてもらいたい。</p>	
16	<p>今回の法案について「反対」です。</p> <p>ストライキの定義について、給料の賃上げ要求等のために一斉に仕事を放棄すること。と理解しております。</p> <p>では、公務員がストライキを行った場合どうなりますか？</p> <p>①ストライキ中は犯罪し放題。</p> <p>②火事があれば燃え放題。</p> <p>③市役所等へ書類を提出、必要な書類をもらう。ということができない。</p> <p>③は前もってストライキする日時を広く周知させておくのであれば回避できるでしょう。しかし、それは現実的に「〇月〇日から〇月〇日までストライキしますよ」と言って、認められるものでしょうか？</p> <p>また、①と②は人命がかかわります。</p> <p>今回の法案を実行したとして、ストライキ中に亡くなった方に対する責任はどうなりますか？</p> <p>警察や消防が動いていれば助かった命がなくなります。</p> <p>警察や消防が合法的に出動しなかった。というのであれば、その法案を作った人間が責任をとるのですか？とれませんか？</p> <p>責任を負えない以上自分たちの利益のためだけにこういう法案を作るのはやめていただきたいです。</p> <p>また、公務員というのはそもそもどこからお給料が出ていますか？</p> <p>国からのお金ですよ。</p> <p>国のお金とはどこから出ていますか？</p> <p>国民からの血税ですよ。</p> <p>国民がお金を払い、そのお金で公務員は働いているのに対し、国民はお金を払いますが公務員は仕事をしません。</p> <p>というのが成り立っても良い。ということですか？</p> <p>一般的な企業であれば、それによって企業の信用が失われるでしょう。それにより他の競合企業に顧客が寄っていく。</p> <p>結果ストライキを行った企業は損をする。ということはあるでしょう。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>しかし、国がストライキをした場合どうなりますか？</p> <p>我々国民が、自身の国に対して信用ができない。となったとしてもどうすることもできません。</p> <p>信用できないところで暮らすしかありません。</p> <p>この法案が可決するという事は、日本という国自体が信用ならない国になるということです。</p> <p>よって、私はこの法案に対し反対します。</p>	
17	<p>反対です。</p> <p>公務員にスト権を与えるのは時期尚早です。</p> <p>公務員制度改革が済んだ後であれば良いとは思いますが、その前にスト権を認めては改革に抵抗する勢力に武器を与えるようなものです。</p> <p>それとも政府は、制度改革を行うつもりなどないのでしょうか？</p> <p>このような措置を進める政府と与党の姿勢を強く疑います。</p>	個人
18	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>争議権を認めることが公務員改革に結びつくとは到底考えられません。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
19	<p>自律的労使関係制度の措置についての意見募集を知り提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して反対致します。</p> <p>そもそも国家を運営する公僕として「地位を保証」され、ゆえに国民生活機能を保障すべく、行政に尽くす身であります。また、求めて公務員</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>となり、民間感覚の「国営企業の従業員」などと考えるなら、自主退職していただきたい。また、公務員に争議権を認めなくても、人事院による給与勧告により社会一般の情勢が勘案された適正給与を確保できています。したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。世界中がスト権を持って、日本国公務員には必要ないと考えます。</p> <p>なぜなら有史以来、日本は「公に奉仕する心」を縦糸に続く国体だからです。</p>	
20	<p>公務員のスト権は、いかなるものも絶対に認められません。</p> <p>公務員は公のため、国家のために働く人々です。民間と違い、スト権を認めない代わりに色々な制度を設けてあるわけです。</p> <p>公務員のスト権は絶対に認めません。</p>	個人
21	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
22	<p>今回のこの制度についてご意見を申し上げたいと思います。</p> <p>公務員に対しスト権等の権利をお与えになると言う事ですが、その意見には賛同しかねます。</p> <p>そもそも公務員の給料が高いのは、権利を色々と制限されていることの代償です。それでなくとも最近公務員の不祥事が色々出ていて、なお彼らを甘やかすような制度を作ることはどうなのでしょう。もっと申すならば、企業でもスト権はございませんよ。</p> <p>警察・消防隊・学校教師等…。もし彼らが突発的にストを行った時、同時に災害（地震・津波・火事・騒乱・事故）が起こったとしたら、だれが変わりに対処を行うのでしょうか？彼らの仕事は特殊であることから考えて、一般人に代行は出来ません。</p> <p>権利だ権利だと、綺麗事をおっしゃるのも結構ですが、国民に対してサービスを行うのが公務員としての存在意義です。もしそれを放棄してまでも、自分たちの権利を主張したいのならば、公務員にならない方が良いのかもしれない。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>最近、自分の仕事に誇りを持たず、いい加減な考えでいる方が多いですが、国と地方を運営するということは自分の仕事に責任を持ち、業務を全うすることだと思います。</p> <p>結論を申し上げますと、最近災害が多発し、治安も悪化していることから考えましても、公務員のスト権は論外であり、社会不安を増加させるだけだと思いますので再考をお願い致します。</p> <p>乱文にて、分かりにくく、失礼なことを申し上げておりますこと容赦くださいませ。</p>	
23	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
24	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、断固反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民の生命、健康、生活に影響が出て困ります。</p> <p>行政サービスが止まり、民間に損益が出ると経済等への影響も多大なものとなる事が予想されます。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。 公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	
25	<p>すでに、各種法案によって、労働基本権制限の代替措置を受けている公務員が、それらの代替措置を撤廃せずに労働基本権の全てを獲得する事に、反対します。</p> <p>というか、まずは労働基本権の回復の前に、優遇措置撤廃してください。公務員が民間人よりも優遇されている事自体、公僕という考え方からしてもおかしい。</p> <p>公務員は貴族か何かになりたいのでしょうか？まずは、民間人における最底辺の待遇で職務を遂行してから、その先のことを考えてください。</p>	個人
26	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。 公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
27	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。 公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
28	<p>公務員の地位が非常に厚く保護されている現状で、スト権の行使は認められない。</p> <p>スト権を仮に認めるとするならば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員の解雇を容易にする、不適格者を定期的に、一定数以上解雇する。 ・ 公務員給与を民間レベルに引き下げる。 <p>等の実施が最低限必要であると考える。</p> <p>●本パブコメについて</p> <p>pdf で様式を準備して提出など、一般人には非常に敷居が高く、パブコメ自体、やる気が感じられない。</p> <p>html フォームやRTF ファイル、plaintext 等での募集を行うべきである。</p>	個人
29	<p>競争原理はたらない公務員にスト権あたえるならば、国は赤字だから民間同様、整理解雇を認めて公僕である事を自己否定していただきたい。</p> <p>つまり、私企業並みの労使条件を確立してから言うべき話である。国民の為に仕事が出来ない奴は去れと言う事。</p>	個人
30	<p>私は国家公務員、地方公務員問わず公務員に対するスト権の付与に反対です。</p> <p>「国民の奉仕者」であるからスト権付与をするべきではないという感情的な理由ではなく、国民が生活するうえで不可欠な機能を公務員自身が有しているためでありストライキによってその機能が一時的にでも停止することになることは国民生活はもとより国家運営において重大な損失になると思うのです。</p> <p>また、公務員へのストライキ権を付与する動きは過去に有りましたがスト権行使した場合国民生活に重大な影響を及ぼしています。(2.1 ゼネストや国鉄のスト権ストなど)</p> <p>以上のことから私は公務員へのストライキ権の付与に反対するものです。</p>	個人
31	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。 公務員の争議権を認めるといふ政策に対し、反対致します。</p>	
32	<p>私は一市民として表記の制度に反対します。 警察、消防の公務に大してスト決行を許可するということの意味していますので、問題だと思えます。公務員削減、公務員の給与削減などに対してもストを決行することで実施できなかったという結果に繋がることは目に見えています。</p> <p>また、本パブコメの募集のあり方にも疑問を持たざるを得ません。 なぜ、国民に広く周知もせず、年末年始のなにかと忙しい時期にこのような重要な事項を進めてしまうのでしょうか。</p> <p>繰り返しになりますが、自律的労使関係制度の措置について断固反対です。 公務員のスト権行使など、言語道断です。</p>	個人
33	<p>一般的な国民は公務員の民間水準以上の給与と身分保障制度はスト権などの制限と引き替えにある物と認識しています。 派遣社員などの非正規雇用が増えるなか、公務員の既得権益が手厚く保証され強化される事に国民の理解は得られないでしょう。</p> <p>財政運営上、公務員の給与削減は避けられない状況にあるためここで公務員のストライキ権を認めてしまうと、労使交渉の決裂でストライキが長期化し、国家機能が停止してしまう恐れがあります。</p> <p>全労や日教組などの、公務員労働組合は自分たちがあたかもプロレタリアートの代表であるかのような口ぶりで権利の保障を要求しますが、実際には派遣労働者やフリーターなどのプロレタリアートから税金で搾取を行うブルジョア階級になっています。</p>	個人
34	<p>公務員労組の自治労が民主党の支持団体だからといって争議権を与えないでください。 第二の国鉄の労組を作らないでください。 意見募集期間が正月を挟んで一ヶ月という非常に短期間であり、姑息としか言いようがありません。</p>	個人
35	<p>ふざけるな。 公務放棄してストライキ？れんぽーは公務員制度解体する意志見え見え。 労働組合つくって組合員から金むしり取って政治資金にするつもりか。 私たちの税金からだぞ・・・ あほくさ 日教組と同じようなことすんじゃねえよ！</p>	個人

番号	意見	意見提出者
36	<p>公務員の権利の制限は、全体の奉仕者であること故であり、身分の保証と一体のものであると思います。 公務員に労働三権を与えるということは、明らかに国家を企業体と同質の組織体として扱うことでしょう。</p> <p>企業体であれば赤字経営は許されません。 モノやサービスが売れないからと言って値段を上げることは許されませんし、倒産して、別な企業が同様のモノやサービスを提供することも日常茶飯事です。</p> <p>解雇や給料の大幅な増減、年金の減額、勤め先の倒産などの、民間の労働者と同じリスクを負わないままで、民間の労働者並に権利を広げるのであれば、これは公務員の特権階級化がさらに進むだけのものである、と言わざるを得ません。</p> <p>公務員が労働者としての権利を拡充するならば、それは、国家の企業体化と一体でなければならない。 そのように主張させていただきます。</p> <p>以上</p>	個人
37	<p>公務員はスト権が無いかわりに、雇用や給料が保証されているはずなので公務員スト権に関しては断固反対です。</p>	個人
38	<p>先ずよ～、</p> <p>意見募集期間が 「平成22年12月24日（金）～平成23年1月14日（金）正午（必着）」 と、何でこんなに短いんだ？</p> <p>意見募集をしてること自体も日本国民に周知徹底もしてないよね？ 「国民に開かれた制度に向けて皆様の御意見を募集します」って言葉が既に嘘になってるわけだ。 一応は意見募集をしたってなアリバイ作りですか？</p> <p>「政府としては、国家公務員制度改革基本法第12条の趣旨を踏まえ、国民の皆様から御意見をお伺いし、国民の皆様のご理解のもと、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するための法案を次の通常国会に提出することとしています」</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>とあるけど、 12条は「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」 ってな内容なんだよね？ なのに肝心の‘全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた’は無視して、さっさと法案提出するってどういう事よ？</p> <p>「争議権（スト権）については、『国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会』が開催され、報告が取りまとめられました。今後、本報告を踏まえ、争議権付与自体の是非、また、仮に付与する場合の付与の時期や付与するまでの間における検討の在り方等について、検討を行っていくこととなります。」 という内容なんだけど、付与有りきで話を勝手に進めるとしか受け取れないよね。</p> <p>先に権利を与えちゃったら、自分たち公務員の給与カットや人員削減なんかするわけない事ぐらい理解できますよね？</p> <p>政権与党の民主党の支持母体の‘連合’だけを特別優遇する一方、真面目に働く一般の日本国民を差別する法案には、断固反対！</p>	
39	ふざけるな！日本をギリシャにするつもりか？断固として反対する。	個人
40	<p>公務員のスト権付与には反対です。</p> <p>基本的に人事院という存在があるのは、公務員がストを起こして国民サービスが低下するのを防ぐためでしょう。そこに重ねてスト権を認める必然性がわかりません。</p> <p>近年生じている公務員バッシングは、公務員給与が民間と比較して非常に高いから生じているものです。現民主党政府も、それを知っているからこそ公務員給与支出の抑制を公約にしましたよね。</p> <p>ところが、それは先送りにして権利の拡大が先とは本末転倒です。</p> <p>ちなみに、私もかつては国家公務員でした。</p> <p>正直言って、バブルの最盛期をのぞけば、民間の最大手クラスには負けませんが中堅クラスと比較しても公務員給与の方が多というのが実感で</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>した。さらに、公務員には宿舎を始め福利厚生が非常に豊かです。さらに言えば、リストラに遭う可能性はほとんどありません。このあたりを考えるならば、本来は民間の中堅クラスの給与よりも1～2割低くてちょうどというのがあるべき姿ではないでしょうか？</p> <p>こうした是正をする前に、スト権を付与するというのは明らかに考え方がおかしいと思います。</p> <p>さらに言えば、スト権を付与するのであれば、人事委員は必要ないでしょう。人事院の廃止がセットでなければなりません。そして、もっと解雇を容易にすることも必要です。</p> <p>実際、まともに働かない人を数多く抱えているのも公務員の特徴です。</p> <p>その解雇すら、組合の反対で容易にできないのに、新たな権利を認めることは筋が通りません。</p> <p>私自身は、公務員給与は削減して、その代わりにより多くの公務員を採用する方が、国民の不公平感をなくすとともに景気への寄与度が高いと思っています。</p> <p>公務員が不要とは思いませんし、公務員の重要性もわかっているつもりです。</p> <p>ただ、社会のバランスを考えて公務員の処遇や権利を扱うべきです。</p> <p>今回の案は、そのバランスを逸しているという意味で、明らかに間違っていると思います。</p>	
41	<p>国家公務員に対し争議権を付与することに反対である。</p> <p>そもそも、民間就業者の大多数が労働組合やその活動とは無縁であるのに、「公僕」であり、国民からの税金で給与を得る国家公務員に、「役人天国」と呼ばれる今日、更なる権利拡大を認める必要がどこにあるのか。</p> <p>就業機会の縮小、賃金格差問題の要因は「労働組合」にある。彼らは、自己の権利のみを声高に主張し、国家の富を食い荒らすシロアリにすぎない。官民間わず、「労働組合活動」は禁止すべきである。</p>	個人
42	<p>この件について、断固反対します。</p> <p>公務員の必要性や、存在意義の根本が揺らいでしまうのではないかと思います。</p> <p>税金で成り立っている組織が、必要とされている緊急時にも機能しなくなる可能性が出るなんて、あってはならない事です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>人命にも関わる事にも携わる組織として、間違った考え方だと思います。</p> <p>その影響も考慮せずに、このような案件が出る事自体、おかしいと思います。</p> <p>それから、この意見募集のやり方…募集期間の時期も、年末年始の短期間にしか行わないなど、本当に国民の意見を幅広く募集しようとしているのか、疑問です。</p> <p>行政の行いとして、とても誉められる事ではないと思います。</p> <p>公務員の方にも、お仕事に対する不満はあるのかもしれませんが、今は民間の企業だって苦しい時です。</p> <p>その苦しい中から集まる税金で成り立っている組織だという事を忘れずに、きちんと受けとめて頂きたいと思います。</p> <p>苦しいのは、公務員だけではありません。</p> <p>日本全体で、苦しみを乗り越えていく事が大切な時だと思います。</p> <p>不満があっても、なくてはならない仕事をキチンとまっとうするお手本として、ストなどをせずに、お仕事をして頂く事を望みます。</p> <p>乱文で失礼しました。</p>	
43	<p>断固反対です。</p> <p>政府の公約では「人勸を超える給与削減」だったはずですが。</p> <p>それがなぜこのようなことになるのか理解に苦しみます。</p> <p>説明不足です。</p> <p>民主党の支持母体の「公労協」の言いなりという気がします。</p> <p>断固認められません。</p> <p>政権公約に掲げて選挙を行うべき大きな問題です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>その際には、1975（昭和 50）年 11 月 26 日の公共企業体等労働協議会のスト権ストが市民社会にどんな影響を与えたか、自治労などの組織と「革マル派」などの過激派との係わりなどをすべて説明、国民の前に明らかにしてください。</p> <p>60年-70年代の政治の時代のことを知らない若い人が多い中、あの時代に何があったのか、あの頃のことを知る身とすれば、到底賛成できるはずがありません。</p> <p>組合もあの頃とは変わったんだ、というのなら、そのように、当人たちがちゃんと説明をするべきです。</p> <p>日教組の中村讓中央執行委員長の発言を聞く限り、少しも変わっていないというのが私の感想です。</p> <p>とにかく断固反対です、やるなら選挙をしてください。</p>	
44	<p>公務員に争議権を付与することについて</p> <p>公務員は公共に奉仕する職業であり、自身の給与向上を目的とする団体争議と整合しないので、争議権を付与することは反対です。</p> <p>理由：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国で消防所がストをしたり、ゴミ収集員がストをしたりするが、混乱により国のモラルが衰退する結果になる。 2. 公務員の身分は民間の労働者と比較して安定しており、更に 権利を主張する権限を与えるのはおかしい。 3. 民間における争議は主に給与の引き上げに関するものであるが、公務員の場合には既に人事院制度がある。 4. 今までを見ても、例えば、「国鉄」の労働争議は徒に社会を混乱させたし、年金業務に携わる公務員が労働条件の主張をしたのが年金問題の主因であった。公務員にはきちんと国のために働くことを義務づけて欲しい。 	個人
45	<p>正直、ここまで憲法解釈を捻じ曲げる政党の意見にはうんざりしています。</p> <p>こういう時期にこういう意見を募集する時点で狙いがよく分かります。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>年末くらい平穩に暮らしたいのに馬鹿にされた気分です。</p> <p>”当然のことですが、国家公務員の労働基本権についての改正意見について反対の意を表します。”</p> <p>あなた方の解釈が今の日本の現状を加速的に衰退させていることはどの日本人の国民にも解釈されている以上、組織票狙い以外何も良い事が無いこの労働基本権解釈を改悪することはやめていただきたい。</p> <p>これ以上の憲法違反は望みません。</p> <p>公僕という言葉をもう一度学ばれたらいかがでしょうか。</p> <p>○日本国憲法第15条 ○日本国憲法第28条</p> <p>ハッキリ言いますが、これは意見で留める話であって重大な憲法違反です。 他の法律の抵触などに触れれば判例含み多いことはご存知だと思います。</p> <p>○日本国憲法第12条の規定には公共の福祉に反することが認められておりません。</p> <p>ちなみにこの国家公務員制度改革基本法の改正をしてもすでに無駄だと思います。</p> <p>国家公務員と上級地方公務員の票がこれによって全て動くなんて考えないほうがいいと思いますよ。 地方公務員の一般職を結果的に貶める政策ばかりを行って一部の優遇をした後にこんなことすればどうなるかお分かりになりませんか？</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>一部の地方におけるストを行うことにより、日本行政の存在意義による権限増加及び一部の方々の自治を促すことが狙いなのでしょうが・・・。</p> <p>むしろそれが狙いだとしても、そんなことを起こせばまともな公務員が逆のストをおこしますよ？</p> <p>公務員から現政権に対するストが起きるのが最初ではないでしょうか。</p> <p>常識で考えれば、解散総選挙という政策を今すぐして欲しいものです。</p> <p>あなた方民主党がこれ以上続けば、続くほど後の選挙での政権獲得可能性が低くなることを学ぶべきです。</p>	
46	<p>絶対に反対です。ありえません。</p> <p>国民を馬鹿にするな、民主党政権。</p> <p>まずは、公務員給与を削減せよ。</p> <p>自治労のための政治はやめよ。</p> <p>国民のほうを向け。</p> <p>以上。</p>	個人
47	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。 公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	
48	<p>公僕である公務員がスト権を持つなど言語道断です。 公務員は労働法においても労働者ではありません、ゆえに法的観点から言いましてもスト権を持つことは許されません。 スト権などを付与なされませんようお願い致します。</p>	個人
49	<p>争議権についてですが、公務員の場合、市場の抑制による抑止がないため、争議権が濫用されるおそれがあります。そこで、公務員による争議については、政府が恒久的代替要員（permanent replacement worker）を採用することを認めれば、適切な争議権濫用に対する抑止になると思っています。</p>	個人
50	<p>まず、私は自律的労使関係制度の措置に関しては反対です。</p> <p>何故なら、小学生の時に習いました。 その時の言葉のままご質問をします。</p> <p>公務員とは国や地方自治体に勤めているので、民間企業に勤める人のように雇用や給料が不安定では無い。 つまりそれらが保証されている代わりにストライキ権が無い。 と当時、習いましたが一体何の目的でこのような事に意見募集をしているのですか？ 民主党の公約は公務員の給与削減であり、ストライキ権を与える事とは違ったと思います。</p> <p>重ねて、お伺いします。 この師走の国民（民間企業に勤める人間）達が忙しく、年を越せるかどうか必死で自分の時間も惜んでいる合間にこのような意見募集をされるのは、一部の時間にゆとりのある職業の方達だけの意見で都合の良いように民意を作り捏造しようとしているのでは無いのですか？</p> <p>そもそも公務員は上記に言いました通り、国が地方自治体が民間企業のように倒産する事などまずもって無いため雇用も給料も保証されるからストライキする権利が無いのを知った上で公務員になってらっしゃいます。 ストライキ権が欲しいのであれば、公務員になるのが間違いです。 ストライキ権がどうしても欲しいと言うのであれば、公務員を辞め民間企業へと転職をすべきです。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>労働条件や給料、雇用について不満があるからと言って公務員がストライキをしたら一体誰が国民の生命と財産を守るのですか？</p> <p>もし大火災が住宅街で発生した際に、ストライキで消防団が活動して下さらなかったらこの案件で意見を募集している政府はじめ官僚の皆さま方が事件当日から将来まで被害を受けられた国民の皆様きちんと保障が出来るのですか？</p> <p>公務員と言う職業がどのようなものなのか、今一度考えなおして頂きたいと思います。</p> <p>国民は貴方達が思っているような事を望んでいません。</p> <p>いい加減にして下さい。</p> <p>以上です。</p>	
51	<p>公務員のスト権など反対です。 過去 国鉄のストライキは酷かった。 毎年 春になると必ず ストライキ。 利用者の迷惑などお構いなし。</p> <p>結果 国鉄は つぶれる寸前までいった。 中曽根首相の国鉄民営化がなければ 日本の鉄道は違った形になっていたでしょう。 当然 酷い状態だと思いますよ。</p> <p>日本航空をみればあきらかだと思う。</p>	個人
52	<p>そもそも労働組合等労使協議専門機関の設置は労働力の流動性を損なうものであり、民間においてすら不要なものです</p> <p>もしストなどに訴える必要のある労働争議があるのなら労働基準監督所やマスコミに訴え出ればいいのでありただでさえ闇専従が問題視されている公務員に堂々と専従の機会を与える措置ですので、民意を完全に黙殺した常軌を逸したものと言わざるを得ません</p> <p>労働とはその正当な対価を得るために働くことであり、その職務において正当と思われぬ給与である場合は転職する自由があるわけですから公務員給与が優遇されていると思われる所以はその労働生産性の低さによるのであり、彼らの生産性がその給与にふさわしいレベルに上がれば文句を言われずなおかつ給与の上昇に対し民意を得られることでしょう</p> <p>公務員はその給与に見合った労働を国民に対し行わなければあらゆる権利の行使も民意を得られるはずありません</p> <p>公務員の生産性を上げる提案をされるのならともかく公務員の生産性を下げるこのような措置は笑止千万と言わざるを得ないでしょう</p>	個人
53	<p>「公務員のスト権」絶対反対です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>「給料を上げろ」とか「待遇改善」とかいう事を言って、国なり自治体が応じなければ、「ストをする」事です。 仕事しない事です。</p> <p>市役所等にお勤めの人、警察官や消防署員も</p> <p>スト中に犯罪が起きたり、火事になったらなにもしてくれないとは困ります。</p> <p>そうじゃなくても、役所が平日にも関わらず動いていない？ ゴミ収集がされない？水道管が破裂したけど対処してもらえない？</p> <p>それでは市民生活は守れません。</p> <p>公務員のストは認められません。</p>	
54	<p>公務員のスト権付与は、行政のストにより停滞し混乱する恐れがあるので断固反対する。 警察官や消防署員も公務員であり、スト中に犯罪が起きたり、火事になったらどうするんだ？ 役所が平日にも関わらず動いていない？ ゴミ収集がされない？水道管が破裂したけど対処してもらえない？ スト権がない代わりに公務員は法律で守られるのではないか？ 政府はこんなことを優先してやることではないのではないか？ 公務員を削減する話しはどうなったのか？ 公務員スト権付与は絶対に反対である。</p>	個人
55	<p>「公務員のスト権」絶対反対です。</p> <p>「給料を上げろ」とか「待遇改善」とかいう事を言って、国なり自治体が応じなければ、「ストをする」事です。 仕事しない事です。</p> <p>市役所等にお勤めの人、警察官や消防署員も</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>スト中に犯罪が起きたり、火事になったらなにもしてくれないとは困ります。</p> <p>ゴミ収集がされない？水道管が破裂したけど対処してもらえない？</p> <p>それでは市民生活は守れません。</p> <p>公務員のストは認められません。</p>	
56	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
57	<p>公務員にスト権を与える等もってのほか。</p> <p>公務員を労働者扱いすることにそもそも違和感を感じる。</p> <p>30年間公務員総数が変わらないこと。バブル経済気の待遇が維持されていること。</p> <p>どちらも国民に対する大いなる背信である。</p> <p>法律を捻じ曲げ、日本をガタガタにした原因は公務員にある。</p> <p>本来全員処刑すべき存在である。</p> <p>国民の生活をどうしてくれるのだ！</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>個人情報だ本人確認だと屁理屈こね、貧困者は何も出来なくなってしまっている。 住民票や戸籍謄本すら、本人確認資料がないからと交付しない事態をどうしてくれる？ 人間は裸で生まれてくる。行政が証明書を交付しなければ何も始らない。 なのに金はらっていないからと行政から弾き出し、何もできない人を生み出している。 総務省には地デジ移行できない人に対して、7月以降どのように広報する気なのか質問しているが一向に答えない。 厚生省は薬を貧困者から取上げてしまった。もとより医療機関から相手にされていないのに明確な殺意を感じる。</p> <p>こんなことをやっている公務員がなんで平均年収800万円でヌクヌク生きているのだ！ 到底許せない。</p>	
58	<p>これから先、税収が落ちて行くのに公務員がストライキ？何言うてんの？ こんな状態で消費税あげたら公務員がストする前に国民がブチギレまっせ。 大人しい日本人も、さすがに黙っていられないだろう。俺はすでに政府、民主党のやっている事を見ていると毎日血圧が上がって仕方がない。 「公務員にストライキ権」は即刻破棄しろ。一々頭に来る奴らだ。</p>	個人
59	<p>公務員って国や自治体で一般市民のために働く職業だと思っていました。 私は光熱費関係の仕事をしていますが町の安全のために日曜やお盆、正月なんてありません。 それが役目だと思っております。</p> <p>ストなんかするようでは市民の安全で便利な暮らしの妨げになると思います。</p> <p>ストができなくて嫌なら公務員になる資格はないと思います。</p>	個人
60	<p>公務員スト権付与に反対</p> <p>旧総評系の「公共企業体等労働組合協議会（公労協）」に加盟していた国鉄（現在のJR）、郵便、電電公社（同NTT）などの労働組合は、公務員にスト権が認められてなくても、ストをしていた。</p> <p>公務員にスト権が認められてなくても、ストライキ権付与を要求して「スト権スト」をおこなった。こんな公務員にスト権を与えると仕事を全くなくなる。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	与えなくてもやるのだから、与える必要は全くない。	
61	<p>結論から 断固反対</p> <p>要するに ストライキに入り 火事が合ったときに消化活動をしないう事 大惨事を引き起こして、それで賃金値上げをするんでしょ??</p> <p>屑政党内に相応しいゴミな考えですが.....</p>	個人
62	<p>私は反対です！</p> <p>過去の事例からも、重要機関のスト頻発が起これば国の衰退につながります！</p> <p>しかも民主党は公務員諸悪説を説き、公務員削減、給与削減を叫んでおきながらこの法案を通そうとするのは整合性を欠くと思います。</p>	個人
63	国家公務員への争議権付与に反対します。	個人
64	<p>税金食い潰してストとか笑わせんじゃねえ。</p> <p>公務員の給与削減すんじゃないの？</p> <p>議員の給与削減すんじゃないの？</p> <p>早く総辞職しろよ。</p> <p>これ以上悪くなる事は無いと思っていた日本が、民主党政権になってから更に悪くなったわ。</p>	個人
65	<p>今回の制度改革の目的は公務員自身が当事者意識をもち交渉に臨む事により結果としてより高い品質のサービスを国民に提供するという事であると理解しました</p> <p>以下4点ほど意見をのべたいと思います</p> <p>1点目：まず公務員自身がその活動による成果を数値化し明示する事がそもそも必要だと思います、またその基準にあたっては無作為に選ばれた国民とそれを支援する専門家の委員会等によって定められるべきだと思います</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>具体的には以下の4項目の検討が必要だと思います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動成果の評価指標作成 <p>例) 事業費に対しては当初予算に対する達成率 生産性向上の達成率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省庁別の目標と達成率を明示する仕組みの構築 ・達成度から自動的に省庁別の人件費総額を変動させる仕組みの構築 (恣意的な判断を除外すると共に、人件費の総額が減少する可能性を明示し緊張感をもうけるべき) ・省庁別の目標を設定する委員会等を設置する仕組みの構築 <p>2点目: 企業活動による収益と違い税収に基づく人件費の場合、公務員の活動がいかに優れていても原資に限られる事から税収の一定割合を上限とする総額のキャップ制をもうけるべきだと思います</p> <p>3点目: 公務員の人件費を絶対評価するため、民間に委託した際の人件費の提出を明示するべきだと思います *毎年では費用負担が相当になる為、隔年実施等</p> <p>4点目: 公務員組合による政治活動の制限を設ける事、公務員組合が支援を行った政府とお手盛りの労使合意を行う事になった場合本改革の本来の目的がなくなってしまう為、公務員組合による特定政治団体への献金、政治・選挙活動を禁止すべきだと思います</p> <p>以上よろしくお願ひします</p>	
66	<p>国民の意見募集って・・・この忙しい時期に姑息なマネはやめてもらいたいです。</p> <p>公務員にスト権を与えようとする事自体問題です。</p> <p>絶対反対!</p> <p>現政権の支持母体が全く仕事をしない自治労だから、何するかわかったものではありませんね。</p>	個人
67	<p>なぜ公務員にストする権利が必要なのですか??</p> <p>不満があるなら辞めればいいのでは??</p> <p>リスクも負っていない公務員にそんな権利必要なのですかね??</p> <p>安定の無い民間の人がそんな事言うならわかりますがね</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>という事で反対です。</p>	
68	<p>民主党マニフェスト</p> <p>(・▽・)</p> <p>「公務員総人件費を20%削減します」</p> <p>スト権を与えるなどどこにも書いとらん。 まず公約を守れ。</p> <p>公務員票が欲しいだけなのが見え見えなんだよ。ばかめ</p>	個人
69	<p>結論から。 公務員のスト権の取得は反対であります。</p> <p>公務員がスト権を行使した場合、国民生活に大きな打撃を受けることは国鉄争議でのことを考えても明らかであります。 警察や消防がストを起こしている間に、火事や事故、事件が起きたらばいったいどうするおつもりでしょうか?航空管制官がストを起こしたら飛行機は飛ばませんし、場合によっては空中衝突を起こすこともあるかもしれません。 自衛隊がストを起こしている間に他国に侵略されるかもしれません。 こういった特殊公務員でなくとも自治体の窓口がストを起こしたために出生届が提出できず、無国籍の子供が発生することも考えられます。 その他の届けにしても役所がストで機能不全に陥ることで受理できなくなる恐れがあります。</p> <p>そのような事態に落ちる可能性が否定できない以上、国民として公務員のスト権の取得は反対いたします。</p>	個人
70	<p>私は、下記の理由により、公務員へのスト権付与に断固反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも「公務」という性格にストはそぐわない。 ・そのために身分が保証されているはずである。 	個人

番号	意見	意見提出者
	<ul style="list-style-type: none"> ・本気で公務員給与を削減したいのなら、人事院の権限を強化すべき。 政治主導など、現政権ではその能力が皆無であり、無理である。 ・スト権の付与は労組の強化に繋がり、むしろ給与引き上げの手段となりうる。 明らかに、公務員へのさらなる特権付与を狙っている。 ・国家→地方への波及が考えられるが、役所の窓口業務がストで止まると、地域住民の生活に著しい支障が生じる。 あえて論ずるまでもなく、当然の帰結である。 ・パブリックコメントの募集時期が、年末年始の繁忙期と非常に不適切である。 国民にとって非常に大きな問題であり、時期を改め意見を募るべきである。 民主党の常とう手段である、国民への説明なしに強行しようとする行為である。 ・民主党の掲げる「政治主導」に逆行する行為で、公約違反である。 民主党は過去にまともに公約を守ったことはなく、今回も同様のケースである。 ・以上より国家公務員へのスト権付与に断固反対します。 	
71	<p>まず、国民の血税で生活している公務員のスト権なんて許せません！！</p> <p>もし、学校の先生がストをしたら、児童はどうなりますか？ 子供の学力低下が目的ですか？？</p> <p>そんなに公務員を優遇したいなら、民主党議員のポケットマネーから給料を出してください。</p> <p>民主党の支持母体である自治労への配慮でしょうが、もう選挙の為だけの政策は止めていただけませんか？</p> <p>それより、マニユヘストの『公務員の給料2割削減』はどうなったんですか？？？ それどころか、スト権を与えようなんて呆れて言葉が見つかりません…</p> <p>大事なことは何もせず、こんなばかばかしい政策ばかり進めるおつもりなら、一刻も早く”解散総選挙”を行ってください！！</p>	個人
72	<p>国家公務員にスト権などは断固反対します。今でも民間と比べて遥かに優遇されているのに、税金で飯を食わせて貰っている身分の人間がこれ以上の権利要求は図々しいにも程が有ります。また、民主党は公務員の人件費削減を謳いながら今だ実行されず、その上スト権など認めたら、</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	給料削減を言いだせば公務員がスト権行使をして人件費削減など不可能になります。これ以上の公務員優遇は決して認められません。	
73	<p>大反対。</p> <p>公務員は今でも身分保障がされていて民間企業に勤めている人より有利。</p> <p>スト権を行使すると恫喝してまた自分たちの給与、立場を有利にすることに使われるだけでしょ。</p> <p>自分たちの支持母体のために何でもかんでも通そうとする本当に民主党は醜い者の集まり。</p> <p>そもそも公務員を減らすっていうのが公約だったんじゃないの？</p> <p>政治主導ができないバカばかりっていうのは分かっていたけど、ここまでバカだとはね。</p> <p>どうせ国家の運営なんかできないんだからさっさと政権の座からおりたらどうか。</p> <p>パブリックコメントの募集だって年末年始のバタバタする期間にコッソリするなんて本当に姑息。</p> <p>卑怯者。</p> <p>特に蓮舫、すぐにでも議員辞職しろ。</p>	個人
74	<p>私は「自律的労使関係制度」は措置するべきではないと思います。</p> <p>国家公務員に本当にストライキされたら、国の運営及び国益に悪影響を与えるのが予測できます。それ以前に公務員は激務なところがありますが、一番安定した職務です。ストライキをする人がいるとは思えません。</p> <p>それに先にスト権を与えると、民間との給与是正やリストラなど、できなくなります。</p> <p>以上をもちまして、措置を反対いたします。</p>	個人
75	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。	
76	公務員のストライキ権付与、 絶対反対です！！！！ もし、付与したら、 公務員改革出来なくなりますよ！！	個人
77	民間にくらべ、公務員は優遇されすぎている。 まったくナンセンス。公務員給与を引き下げるべき、との議論がなされているなか、逆行しているではないか。公務員がストを行うなんておかしいし、給料が高いのだから、ちゃんと国民に奉仕すべき。まったく理解できない。	個人
78	反対です。 ストライキの権限を公務員に与える事は特に民間の企業とは違います。役所は民間と違って潰れる心配もなくストライキを行うだけの理由は発生致しません。	個人
79	民主党のと連立を否定されたことに深くお礼申し上げます。 もし、連立をした場合は、完全に国民への裏切りになりますので、誰も支援しないことになると思っていました。 さて、不信任更迭が通っても、まだ、辞任しない 仙谷、馬淵 両悪党議員がまだ居座っていますが、これは、法律違反ですので、司法が即刻、政治違反として、逮捕すべきです。 これが、できない司法は、もう 賄賂、汚職で、腐りきっています。 裁判官の総免職を国民が、要求したいほどです。ほとんどが、悪党です。 国家公務員にスト権を与えるとは、とんでもない違法。 そうするのであれば、ストを行なう 阿呆 無能 公務員を皆免職処分のできる法案を決めるのが、優先しないとイケません。 明治、昭和初期の政治家たちとは、もう種類も、人種も変わってしまった日本国の情勢を大変憂っています。 公務員の中には、先頭に立って、国を滅ぼしている一般職員が、男女かまわず、ぞくぞくと働いています。 例えば、 国際結婚をし、専業主婦で、外国の税金も、日本国への税金も免除されたまま、夏休みなどを利用して、帰国し、無料医療を受けて	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>いる泥棒のような家族が、何十万人と海外に住んでいます。</p> <p>それを、助けるのが、公務員たちです。</p> <p>日常の会話で、平気で、医療が無料なので、旅費を出しても、金が浮いたよ。海外旅行できた上に、無料で医療が受けれるんだから、笑いがとまんないよ。。。という会話を聞きます。</p> <p>彼らの医療の負担をしているのは、一般の日本市民です。 一生懸命働いても、税金で吸い取られ、働かないグウタラ家族たちのお世話もさせられて自分の家族は、フーフー言いながら、節約しているという状況です。</p> <p>中には、プール付の家に住んでいながら、こういう悪さをしている海外在住日本人も存在しています。</p> <p>そういう状況にもかかわらず、日本人団体を作って、重国籍法案を通す運動を展開しています。</p> <p>全く、国が減びても、自分達さえ良ければそれでよしという、我がまま左巻き頭の人間が ウジのように世界中に沸いている状況です。</p> <p>これは、アメリカ国内でも同じ状況でございます。不法入国して無料で政府にぶら下がる人が、押し寄せてきています。</p> <p>グローバル化の利点よりも、欠点がむき出しになっている現状です。</p>	
80	<p>鹿児島県の竹原前市長が市民の三から二倍超す年収の公務員の賃下げで喝采を浴びた。評価したい。公務員は自衛隊、警察、海保庁をのぞき、ストライキ付与は賃下げ目的だと明記すべきだ。ただでさえ、民間に比べ、雇用賃金が手厚く守られている公僕を賃下げ目的以外で規制緩和すべきでない。公僕意識がない、公僕の自覚がない公務員が多い。マスコミの怠慢だが、このような国民的議論を年末年始のパブリックコメントに矮小化すべきでない。</p>	個人
81	<p>公務員のスト権に関して、まったく反対です。</p> <p>私は、国鉄がスト権を乱発して国民の足を奪い、酷いときにはたしか1週間の長きにわたり、ストをし続け、その為に、大混乱になった時の事を、よく覚えております。</p> <p>たしか、37~8年前だったかと思えます。私など、9時出社の予定が、朝の5時に家を出発して、それでも遅刻した程です。(通常なら、7時30分ごろに出れば十分に間に合う距離です。)</p> <p>あの当時は平和でしたが、今、そんなことが起きて、その時にどこかでテロでも発生したら、日本の大都市は大混乱になります。</p> <p>国鉄は、今は建前上、民間会社になっていますが、同じことは、警察、消防署、学校、役所、ごみの収集等、色々なところで起こります。</p> <p>それだけでなく、一般の民間会社につとめている会社員より、良い待遇を得ているにも拘らず、ストライキをして、その上どんな特権を得ようとしたのですか。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>このまま、公務員が民間で働く一般の生活者と待遇、感覚等で乖離していくと、公務員と民間人の間で対立の図式が出来ます。公務員も公務員以外の全員を敵に回すことになります。公務員自身も得にはならないと思います。得するのは、組合だけです。</p> <p>以上、是非、公務員のストライキ権に対する反対意見の数の中にお加えください。</p>	
82	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
83	<p>「国家公務員に対するスト権付与」に断固反対します。</p>	個人
84	<p>○国家公務員制度改革に関する記述は面倒くさくて読む気がしません。</p> <p>○そもそも公務員たるものは、原点にかえて考え直すべきである。仮に村社会が実現したとしよう。</p> <p>その際、誰も自分の生活で一杯の時、公共のたとえば橋があればと皆が思ってもその仕事をやる人が必要になる、その場合人がいやがることを引き受けるのが公務員といわれる種族のはずである</p> <p>その場合のかれの生活費は村人全員で出した税金で賄ってやる。その場合の彼が真の公務員である。</p> <p>イヤなら公務員を他のヒトに譲ればいいもの。これが原点。したがって労働争議権を付与するなどもってのほか</p> <p>今の国家公務員も原点に立ち返らせ、本分を教育しなければならない。</p> <p>そのためにはここまで来てしまった日本はもはや滅亡でしょう。30年後には国内の主な経営者は中国人で占められ、どこを見ても中国人が大勢となり、日本人は奴隷となるは必定。それを見据えれば今の民主党では絶対に滅亡する、坂本竜馬的役割をするのはもはや2. 26事件のような自衛隊員以外では間に合わない。かかる時審査会やらとほざいている政治家の頭が」おかしい。</p> <p>救国の士は一人も出ないものだろうか。憲法改正、富国強兵策が』必要。</p> <p>私は右翼でも左翼でもないが日本の将来を憂える一人である。問題と異なることを記してしまったが他に述べる機会がないのであしからず</p>	個人
85	<p>反対です。公務員は公僕でありスト権など必要ありません。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>さすが自治労の支持を受けている民主党政権だけあってこういうことは素早くきっちりやるんですね。</p>	
86	<p>現在の人事院勧告は、従業員数50人以上の企業の正規社員の給与を参考にしている為に、公務員給与が非正規社員を含めた民間企業の平均給与より200万円多くなり、公務員人件費が財政を圧迫させています。（国や地方の金の話とは別に、50人以上従業員の民間企業正社員の給与は、こんなに多く有るから公務員給与は、これだけ払いなさい。と国家経営者（首相や各大臣）でも地方自治体経営者（地方の首長）でもない所（人事院）が口出しする制度＝人事院勧告）</p> <p>しかし、労働三権の代わりに人事院勧告が付与されているので、人事院勧告を廃止したり無視して公務員人件費を圧縮する事は、法治国家として出来ません。</p> <p>ならば、公務員に労働三権を与えて（現在でも一般行政職には団結権が付与、現業職には団結権と団体交渉権が付与されている。）、国家や地方自治体の財政状況を反映しての行政運営側と職員団体側で給与交渉すれば、財政内容を反映しない人事院勧告と違い、公務員給与を圧縮できるのではないのでしょうか。（国や地方の金は、これだけしかないから、国家経営者（首相や各大臣）や地方自治体経営者（地方の首長）が、職員団体と話し合い、公務員給与は、これだけしか払えない）</p> <p>国家財政や地方財政を反映した公務員給与に成るのだから、人事院勧告は廃止して、公務員に労働三権を与えても良い。</p> <p>労働争議権（ストライキ）を心配する人がいますが、民間企業が争議権を行使する場合は、そうであるように労働争議をすれば人事評価を落とし、場合によっては解雇されるのですから、公務員にも覚悟を求められますし、競争原理によって民間企業が、そうであるように組織存亡を賭けなければならず、公務員も場合によっては行政組織の解体も有るのですから、公務員に労働争議権を明確に与えた方が労働争議権の行使は出来ない。</p> <p>むしろ、かつての国鉄や全通が、そうであったように労働争議権の付与を曖昧にしていたから、人事評価に結びつかず、解雇もされないから、毎年の春闘で国鉄ストライキや年賀状ストライキが起きたのだから、公務員の労働争議権を明確に与えて、人事評価や組織存亡に結び付けられようにして、国民サービス向上や財政の効率化をはかった方が、ストライキによる不利益より多いです。</p> <p>官民格差を助長する人事院勧告は廃止して、公務員に労働三権を付与して、財政状況を公務員給与に反映出来るようにして下さい。</p>	個人
87	<p>父が公務員だった私が反対します！</p> <p>公務員は国の公僕であって、民間企業のサラリーマンとは労働に伴う責任が全く異なります。</p> <p>ストライキなどもってのほか、国民を守るための各組織がそんなことをしたら、国民の身の危険はだれが守ってくれるんですか、そんな低い意識で公務に臨まないようにしていただきたいものです。</p> <p>民間企業より給与が高いのは、それだけの重責な任務だからではないでしょうか…私はその恩恵にはあやかっておりませんが。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
88	<p>民主党は姑息な政権であり彼らのマニフェストも政策もごまかしが殆どで信用できない。</p> <p>公務員改革も財政再建のようにもっともらしい理由を並べて、国民に真の目的は伝えず、スト権を与えようとする支持母体自治労の為の法案である。日本の教育の癌である日教組などの所属する自治労の為の法案には決して賛成できない。</p> <p>民主党のやり方は、政権維持のため嘘の達成も出来ないマニフェストをつくり、支持母体の為だけにマニフェストに無い政策を十分議論もせず、外国人参政権、人権保護法、朝鮮学校無償化同様に、陰でこそこそと国民がその危険性を十分分らない内に法として成立させてしまう姑息さにある。</p> <p>また多くの大臣に傲慢な驕りを感じます。驕りは、海老蔵ではありませんが禁物です。まともな判断を鈍らせてしまいます。本当の意味での国民目線をもち、日本と国民の将来の為、道理に従い、国民の間違っているところははっきり正し、説得し、政治が間違っているところは改めるべきです。イデオロギー闘争の時代は既に終わり、中国や北朝鮮の左派の社会主義国も戦前の右派の社会主義（ナチスドイツ、ムッソリーニ政権）同様の方法で辛うじて独裁主義と愛国主義により体制を保っています。全く皮肉なものです。</p> <p>労組、日教組はもちろん産業界、医師会、農協等は自分達の目先の利益しか考えていません。ましてや、在日外国人は如何でしょうか。彼らの祖国の事は考えても、日本の事など如何なってもいいのではないですか。それは当然の事です。その国の人間が祖国の事を考えるのは、理に叶っているからです。</p> <p>最近では、尖閣問題も起こり、民主党連立政権化での普天間移設や首相の嘘、天皇の政治利用、中国への参勤交代、北朝鮮の韓国攻撃等色々な問題や暴力機会等の発言、鳩山・小沢氏のお金の問題、日教組の違法行為、中国人の生活保護違法請求等話題に事欠きません。幸か不幸か、国民の皆さんに考えるチャンスを与えてくれているのです。日本人も自分だけの利益だけでなく、国際状況、外交、危機管理、各支持母体や圧力団体、各族議員の存在、日本人の国民性、本当の歴史、文化、正しい教育も含め祖国の将来や子供たちの未来を真剣に考える良いチャンスだと思います。</p> <p><追加意見></p> <p>支持母体と売国奴政策</p> <p>以下は、民主党政権、日教組やその他の左派の団体が進めようとしている売国奴政策の例である。日本や日本人の将来を犠牲にしてまで、支持母体の圧力により実施しようとする法案で、日本人として絶対に食い止めなければならない。彼らは、「人権」や「差別」と言った綺麗な言葉を並べ法案の実施を試みている。また、朝日新聞などの論説は、「懐の広さを示そう」とか、「世界でも常識的法案」だとかさも世界で問題が無く多くの先進国が採用しているかのように嘘の記事を流し、言論統制しようとしている。何時から、朝日新聞がこのような記事を書き始めたかは、戦後と戦前を比較して見れば分かるでしょう。彼らは自分達の為に、日本国民を売る似非人権主義者の代表である。</p> <p>更に、民主党のやり方は、政権維持のためマニフェストは守らないくせに、支持母体の為だけにマニフェストに無い政策を十分議論もせず、陰でこそこそと国民がその危険性を十分分らない内に法として成立させてしまうところにある。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>・先ず第一に、永住外国人参政権付与ですが、結論から言いますと現在外国人で増えているのは中国人と言う事実です。この法律は、地方自治を中国人に売り渡す事に繋がりがかねません。一党独裁で選挙も無い中国にです。</p> <p>南の島や沖縄、北海道、東北などの人口の少ない地域を狙って定住し、支配する目論見も考えられます。また、実際に、北海道や新潟が狙われていると言う話も出ています。中国人関係者が北海道の辺鄙な地域を購入しています。新潟には、中華街を作ろうとする構想も出ています。森林を買い占める中国人も増えているそうです。池袋の商店街も中華街に変わっています。中国は政策的に世界中へ移民を送り込み、アフリカ等発展途上国にはODAとペアで移民を送り込んでいます。中国は戦略的に世界の覇権を移民政策により目論んでいます。実際、世界各地で軋轢が始めています。また対馬が韓国人に買われているという話も出ていますね。</p> <p>かつて西欧諸国が先ず宣教師を東南アジア、南米、インド、中国、ハワイへ送り込み植民地にしてしまった方法とよく似ています。日本は豊臣秀吉や徳川家康がそれに気が付き一部の国としか貿易しませんでした。また、日本人は、他の国とは違い、算術や文字の普及が進んでおり、文盲も少なく学問、文化的にも進んでいたの、欧米諸国もうかつには手が出せなかったようです。鉄砲も直ぐ真似して独自で作るようになり、再来した宣教師が驚き、本国へ連絡したという話も有るぐらいです。</p> <p>地方自治も馬鹿には出来ません。自衛隊の基地、米運の基地、原子力発電所等の建設などにも大きく拘わってきます。水資源についても、上流をせき止められると、下流の都市は機能できなくなります。今のベトナム、カンボジア、ラオス、タイなどは、中国が上流にダムを作り、メコン川、メナム川などの水資源を握っています。下流の国々にとって中国に首根っこを掴まれていることになります。</p> <p>満州は既に同化されましたが、各自治区は本来漢民族の領土ではありませんでした、しかし中国はそれらの国へ移民を送り同化しようとしています。ネパールも毛派によって支配されています。これが中国のやり口です。</p> <p>にも拘らず、この政策を推進しようとする議員は民主党、公明党、社民党、共産党、自民党の一部に居ます。彼らは、国益や国民の将来を犠牲にして、自分の利益、政権への執着による支持母体（朝鮮総連、民団、日教組）への諂い、公明党などは、中国と韓国に布教を目論んでいます。彼らの中には、中国や韓国、北朝鮮と裏で繋がっているスパイがいるかもしれません。可能性は大きいと私は思います。今までの歴史だって証明しています。最近読んだ、田母神氏の著書「新たなる日中戦争！」で中国の対日政策である「対日政治工作要綱」の存在を知り愕然としました。今の民主党政府そのもののような政府を中国が作ろうと画策している事です。一度お読みになる事をお勧めします。</p> <p>(全くの偶然ですが、私が岡崎議員しに送付した似非平和主義についての記述が田母神氏の著書の記述と同じだったのには驚きました。)</p> <p>朝日の記事は全くの嘘である。外国人の永住権ですら海外は日本より厳しく、その国の為になる仕事をしなければならないし、高額なお金も払わなくてはならない。日本のように簡単には永住権は得られない。選挙権とも成ると更に難しくなる。日本も、中国や北朝鮮のスパイ防止の為に、更に永住権のシステムを厳しく見直すべきである。過去に行われた永住外国人の指紋押捺の廃止も彼らの圧力によるもので、別に差別でもなんでもなく論点を似非平和主義者に無理やり変えられただけです。「日の丸や愛国心反対論争」と同じで、中国や北朝鮮の片棒を担いだけで日本への侵略とスパイ活動を助けただけです。朝日新聞の論説などは、何故共産主義一党独裁の国々の立場ばかりを主張するの</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>でしょうか。中国と北朝鮮には、日刊フジと並んで全く都合の良い新聞です。次に、移民問題の現状であるが、オランダはイスラム教徒との間で、国民との軋轢が起きている、フランス、ドイツも大きな問題になりつつある。アフリカでは、中国人に職を奪われ、現地の住民とのトラブルが頻発している。欧州でも、中国移民に対して警戒を強めている。同じ共産圏でありながら、ロシアは極東の中国人移民に警戒を強めており、現地では日本人の入植を望む声があるぐらいだ。アメリカはどうかと言うと、メキシコからの不法ヒスパニック系移民と麻薬カルテル、殺人事件増加等とそれを食い止めようとするアリゾナ州法改正が話題になりました。これも不法移民と人権の問題がクローズアップされました。オバマ大統領はかれの支持母体は白人以外が大勢の為、不法移民の肩を持つような声明を出しましたが、彼らも支持母体への配慮、人権問題、凶悪犯罪の増加、違法移民の増加でどうしようもないジレンマに巻き込まれているのです。違法移民を違法でないとすると法治国家でありながら、法を犯すことになりこれもまた大変な事です。仙谷さん、千葉さん、枝野さん、福島さんは弁護士だそうです、利になかった活動をして貰いたいものです。ヤクザのお抱え弁護士のような悪徳弁護士には成らないで貰いたいですね。</p> <p>私は、台湾、韓国、日本とは同盟を強化し、お互いの歴史や文化、言葉についても学び合い、お互いの理解を深めて行くべきだと考えています。場合によっては、妙な仲介者抜きで正しい国際結婚も勧めるべきだと思っています。(戦前も沢山の例があります) そうして行くうちにお互いの同化が進んでも構わないかもしれません。そうすれば、竹島など領土問題も解決できるのではないのでしょうか。それが、本当の国際人の第一歩のような気がします。その時、3国の中で、外国人参政権を考えても良いように思います。今の状態では、中国や北朝鮮を利するだけです。(ただ、これにはお互いの国の譲歩も必要ですし、中国、北朝鮮、アメリカの妨害が懸念されます)</p> <p>・人権擁護法の目的、組織と曖昧さについても十分憂慮すべきである。非難や意見のつもりが、その相手に対する差別であると判断され、自由な意見まで罪として処罰の対象になるためである。この法案も、自民党の一部、民主党、社民党が主体であり、支持している議員たちの構図は他の3法案とほぼ同じである。これも支持母体の圧力としか考えられない。如何にも似非人権主義の匂いが感じられる。戦時中の反政府主義者や政治への意見を「赤だ」の一言で封じたのを今度は「差別や人権」の一言で罪に問われる可能性を孕んでいる。</p> <p>民主党のやり方は、政権維持のためマニフェストは守らないくせに、支持母体の為だけにマニフェストに無い政策を十分議論もせず、下記朝鮮学校無償化同様に、陰でこそこそと国民がその危険性を十分分らない内に法として成立させてしまうところにある。しかもこの法案は、以前に上記の危険性から廃案になっている。</p> <p>・朝鮮学校への無償化適用についてですが、「永住外国人参政権」と「朝鮮学校への無料化適用」について「人権侵害」とか「差別」だと主張して、悪いイメージのことで反対者を批判し、似非人権主義者が「事の本質」から問題点をそらそうとする人権問題を利用した卑劣な主張です。しかし、冷静に本質を考えれば、日本にとっても、日本人にとっても理に適っていない法案です。両法案とも、「人権侵害とか差別」などの言葉で簡単に扱う事が出来ない問題で有るにも拘らず、「他の人権問題と一緒にして」論じている為、その問題の背景や不合理性が見えなくなってしまいます。日教組が彼らに加担しているのも、元の委員長が北朝鮮を賛美していた為です。</p> <p>そもそも、朝鮮学校は、北朝鮮の下部組織である犯罪組織に近い朝鮮総連の学校であり、独裁者金正日を崇拜し、北朝鮮の思想と嘘の歴史</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>を教えて、北朝鮮に都合の良い大人を作る学校です。言わば、ナチスドイツ時代のヒットラーユーゲントのような若者を作る為の学校なのです。そう言ったまともでない学校に日本人の大事な税金を使う事自体国民への裏切りです。また今の政権は、人権、差別と言いながら、朝鮮学校に通う生徒達を北朝鮮の悪の手から救う事を考えないのでしょうか。支持母体が朝鮮総連であったり、北朝鮮崇拜の日教組であったりするからでしょうか。彼らは拉致問題も否定する族で、似非人権主義者か北朝鮮の回し者達に他なりません。</p> <p><参考> 歴史認識</p> <p>民主党や社民党及び左派の知識人（特に東大出身者）やマスコミ（朝日）までが下記の事実を認めようとせず歪曲し、日本人だけを悪者にしようとしている。東大の先生方は、全く彼らは日本人ではない。似非の人権主義者である事は明白である。何故、日本だけを悪者にしようとしているのか全く理解できない。彼らは大国の回し者ではないか。わざと日本、韓国、台湾の同盟関係を壊そうとしているようにも思える。謝罪するたびに、北朝鮮、韓国や中国に馬鹿にされているのも分かっていないのです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本は何度謝るのか、過つての植民地国家は全く謝罪などしていないしその素振りも無い。原爆投下や東京大空襲、ドイツへの空爆、ベトナム北爆等戦犯行為も謝っていない。 ・ そもそも、日本を太平洋戦争に追い立てたのは、アメリカのアジア移民への略取とアメリカからの追い出し。蒋介石とルーズベルトが策略し、日本のみを悪者としてA B C D包囲網を画った事による。日露戦争以降、日本をアメリカは警戒しており、潰す機会を伺っていた。また、満州や中国への進出を狙っていた。 ・ アメリカは、日中戦争時、アメリカの正規軍を中国に送り、中国国民党と一緒に宣戦布告も無く日本と戦っていた。日本の真珠湾攻撃を責める筋合いは無い。 ・ 盧溝橋事件は中国共産党が関与して起こされたのであり、日本の責任にする為に画策された。今の中国の汚い策略と同じである。 ・ 満州は清の最後の皇帝溥儀が日本を頼り、出来た国である。その事実は、溥儀のイギリス人通訳が書き残している。しかし、岩波書店は、その証拠となる大事な部分を省き日本語出版している。Q H Qか誰かの政治的圧力によるものと思われる。満州で、満州人が日本人により搾取されたと言うが、満州の人口は満州国成立後大幅に増えており、色を求めて、他の地域から中国人が集まってきた事を示している。 ・ 韓国併合も同じで、日本の併合により、インフラ整備、衛生面の整備、治安維持、教育制度の普及をおこない韓国経済は安定した。個人レベルでは差別はあったが、国家的な差別は無かった。韓国人の何人かの著者も記述している。それまでの韓国は、李王朝が支配していたが、中国やロシアの圧力も受けており、それらの属国であった。又伊藤博文が暗殺されましたが、本来戦争になるところ国際法に基き対等の立場で併合したのです。これについても日本だけが悪いと言う理論はおかしい。 ・ これは私だけの意見かもしれないが、アメリカはこれまでの冷戦や今の中国・北朝鮮のヤクザ国家までは予測出来なかったのではないか。間違っているのは、日本の日韓併合や満州事変ではなく、アメリカの対日、対中、対ソ政策である。日本の韓国併合と満州国が存続したら、 	

番号	意見	意見提出者
	<p>今の共産主義一党独裁の中国、北朝鮮は存在せず、ベトナム戦争、クメールルージュによるカンボジア国民大虐殺も無かったのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南京事件の嘘も次第に明らかになってきている。映画や雑誌の記述も合成写真だったり、中国のスパイが書いた内容が記されており。作者自分は見ていない事ばかりです。それに対して、上海から南京まで追撃される中国軍に従軍していた『ニューヨーク・タイムズ』のティルマン・ダーディン通信員は、1989年10月号の『文藝春秋』においてインタビューに答え、「（上海から南京へ向かう途中に日本軍が捕虜や民間人を殺害していたことは）なかった」と断言し、「私は当時、虐殺に類することは何も目撃しなかったし、聞いたこともありません」と述べていることが伝えられている。 <p>又、南京の人口は日本が南京占領後大幅に増えている。これは、南京が安全であったという証に他ならない。日本人による処刑があったにしても、中国軍は軍服を脱ぎ、民間人の服を盗みパルチザンの行動を取った為、それらが殺された可能性が高い。（国際法上違反の行動であり、テロやスパイと同じ、中国人を彼らは盾にしたのである）又、局地的には非人間的な行為に及んだ兵士もいるかも知れません。それは、ソビエト軍（尼港事件、シベリヤ抑留と虐殺、チカンの森事件その他強姦や虐殺多数）やドイツ軍（多数）。中国軍やアメリカ軍も同じです。ベトナム戦争の時も、お互いが仁義も法律も無い殺し合いをしていますし民間人を多く巻き込んでいます。中でも韓国兵の酷さも歴史に残っています。（婦女子の暴行も酷かったそうです）</p> <p>また、蒋介石も台湾に逃げた後、「共産党員を虐殺した」事を喋っていたそうです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それに対して、南京事件の前に中国人警察（国民党による指示）による日本民間人200人が大虐殺された通州事件については、隠蔽され、東京裁判の証拠としても取り上げられなかった。この事件は、女と子供に対して余に酷い暴行と虐殺（切られた首が机に並べられ、串刺しにされていた。女性の陰部に放棄を突き刺していた等 ウィッキペディア参照）であるが、これも政治的な意図で隠蔽されたのかもしれない。もし、この事件を世界に発信していたなら、日本だけが悪くはなっていないかでしょう。この時代も日本は外交下手だったのでしょうか。蒋介石や毛沢東が日本への戦争賠償を行わなかったのは、自分たちにも非があると考えていたのでしょうか。岩波の歴史年表には、南京事件の項目は長々と記載されているそうですが、通州事件の事実は全く記載されていないそうです。 <p>焚書坑儒の言葉通り、朝日新聞や岩波書店の罪は大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周恩来氏の生きていた時代には、日本への戦争責任は追及されなかった。村山元首相によるお詫び外交の次期からであり、更に天安門事件以来から日本を仮想敵国とする反日愛国教育が江沢民によって始められた為である。中国の自由主義を封じ込める為、日本を仮想敵国にし、共産党の一神教にしたのです。 ・ また、中国や東南アジア諸国は日本のおかげで、白人による植民地支配から脱却出来たと感謝もされていました。にも拘らず、彼らは国益の為に中国や韓国は日本だけを悪者にしようとしています。 ・ 中国へのODAも色々型を変えて行われているようですが、日本の誰かが利益を得る為に行われているのでしょうか。全て早く終わりにするべきです。 	

番号	意見	意見提出者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国の反日デモに参加した、岡崎議員はわざと韓国人の反日感情を煽ろうとしている中国か北朝鮮のスパイではないかと疑いたくなる。従軍慰安婦の問題は既に解決済みであるにも拘らず、韓国人ならいざ知らず日本人の立場で、その事件をわざわざ蒸し返し、騒ぎ立てる事は全く理に叶っていない。平和主義者なら現在起きている中国や北朝鮮の非人道政策を批判すべきであるし、原爆被害者への救援を日本政府ではなく、アメリカに求めるのが筋でしょう。 <p>日本への韓国人強制連行も慰安婦の問題も事実であったかどうか、また事実も何処まで本当か誠に曖昧なものです。仕事を求めて日本に密入国した韓国人はかなり居たようです。また慰安婦の場合、元々娼婦であった者や悪い組織にさらわれて売られた子女も居たようです。終戦前は、日本軍の敗走により、大変な目に会われた方も多いと思います。ただ、従軍慰安婦は、借金を免除された上、普通の娼婦以上の収入があったそうです。</p>	
89	<p>もし、国家公務員にスト権を与えるような法案なら、大反対です！</p> <p>そんなことより、「公務員給与の削減」と「国会議員の削減」を早急をお願いします。</p>	個人
90	<p>公務員にスト権を付与する事に反対です。</p> <p>スト権付与して身分保障の撤廃と人件費削減することなのでしょうが、スト権付与したら公務員の人件費削減は不可能です。</p> <p>例えば大阪府の公務員はスト権ありませんが、人件費削減に協力してます。</p>	個人
91	<p>スト権付与に反対である。</p> <p>まず、公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができる。公務員給与は税金であり、個々の公務員の交渉により賃金改善の運動を認めることは、国民の意向が無視された形で税金が投与されることになる。それは、公務員給与の増加により増税に直結することになり、大多数の国民に認められる者ではない。また、民主党マニフェストには公務員人件費2割削減が明記されており、事前にスト権を付与することで民間との給与是正やリストラなどが出来なくなる。</p> <p>次に、ストにより、公共機関がストップすると国民生活に重大な影響が出る。以下列記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館は海外法人が必要な保護を受けられず、その生命・財産が脅かされるおそれがある。 ・ 法務局は登記・国籍・供託事務の空白が生じ、国民の権利を損なう。 ・ 入国管理局は入国審査の空白を生じる。 ・ 植物防疫所等では有害な病害虫の侵入を許し、農畜産物に多大な被害が生じるおそれがある。 ・ 原子力・安全保安院は原子力安全・産業保安の確保の停滞をまねくおそれがある。 ・ 特許庁は特許の受付の遅延や審査の空白を生み、申請者の権利を損なう。 	個人

番号	意見	意見提出者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空管制官は空港の閉鎖、航空輸送の停止のおそれがある。 ・ 特定独法は国民生活等の支障のおそれがある。 ・ 外務省は外交交渉などのタイミングを逸することにより国益が損なわれるおそれがある。 <p>その他、民間企業の多くは、土日祝日または時間帯に関わりなく営業している所が多いのに対し、公務員は月～金の定時と規定され、各種手当てや休暇も充実している。民間企業よりも有利な就業条件であるにもかかわらず、スト権を付与することは国民意識からかけ離れ、不要な公務員バッシングを招くだけである。</p> <p>よって断固として反対する。</p>	
92	<p>私はただの主婦ですが、「国家公務員がストをしたり、団体交渉をしたりすること」に反対します。</p> <p>ただでさえ国家公務員の高い給料やよい待遇に批判が向けられているのにこれ以上労使交渉してどうしようというのですか？</p> <p>税金を有効に使うように国家公務員の給料はもっと低くてもいいくらいです。</p> <p>ストライキなんて論外だと思います。</p> <p>彼らの安定した身分にこれ以上の特権を与えるなんて税金を厳しい中やりくりして払っている身にはたまらないものがあります。</p> <p>いつリストラされるかわからない、いつ店がつぶれるかわからない、ものすごい不安の中で暮らしている人たちが今たくさんいるのですよ。</p> <p>もうすこし国の民の声を聞いたらどうですか？</p> <p>国民はどうなってもいい、自分達だけは楽をして優雅に暮らしたい、そういうお役人と政治家のためだけの改革のようにしか見えません。</p>	個人
93	<p>現在の公務員には公僕たる認識が全く無く、民主党の政治家同様、私利私欲の塊のような人間が多すぎる。</p> <p>このような公務員にスト権まで与えて、国家の基盤を動かなくするような事はあってはならない。</p> <p>公務員が、国民の中でも虐げられた存在というならいざしらず、ほんの一部の真面目な公務員を除き、組合活動をしているような公務員にとって、これほど楽で、将来は高給、高年金の政治家への道まで約束されている仕事は、日本中何処を探しても無い。</p> <p>このような現状で、スト権などはとんでもない話。公務員程、休みたいときに休める仕事は、民間にはあり得ない。</p>	個人
94	<p>公務員・自治労は、首になる心配なく、自分のために組合活動をしている。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>国民のために働くのが公務員であり、そのため、報酬も一般企業の平均以上もらっている。</p> <p>自衛隊、海上保安官、警官には、危険手当は、あってよいと思うが、市役所、その他官公庁の公務員には、スト権など必要なし。</p> <p>全く不要な、窓口手当てや、民間で考えると全く不要な手当てを与えているではないか。</p> <p>公務員である日教組は、自分の利益のためストはするし、子供を人質に親の言動を封鎖している。</p> <p>このような輩にスト権など、とんでも無いことだ。国歌、国旗に敬意払わない反日教師にはスト件など無用である。</p> <p>それよりも、民主党の言っていた国会議員定数削減はどうしたのか？</p>	
95	<p>公務員のストに反対します。</p> <p>これ以上、自治労に権限を持たすと大変なことになります。</p> <p>年金問題でも、自治労が勤務条件を誓言した所為が発端だったことをご存知ですよ。</p> <p>公務員にスト権を与える事に強く反対します。</p> <p>自治労は解散させ、国家の指示で公務員を統括するべきです。</p> <p>自治労は民主党の支持母体ですから無理ですか？</p>	個人
96	<p>結論 反対。</p> <p>理由 そもそも民主党のマニフェストには争議権付与については記載されていません。民間の分野で働く一国民として、われわれが生活の安定を求めて日夜苦勞に苦勞を重ねて勤務している現状からすると、どうしてデフレの厳しい環境下にある今になって争議権付与などというおよそ世間の常識とはかけ離れている問題を提起する必然性があるのか疑問に感じるから。人事院勧告によって守られている生活権（給与面）があるだけではどうしていけないのですか。この上に気に入らない事がある度に争議されては国民はたまったものではありませんよ。</p> <p>民間では、景気に左右されていつ会社が倒産するか・経営が悪化して人員整理がいつ及んできてもおかしくない状況下で我慢して働いているのです。生活が保証されている現状では何が問題なのですか。今の状況に不満があるならさっさと辞職して気に入った職場を探せばよいことではありませんか。</p> <p>争議権付与に当たっては、必要な規制措置を講じるとのことですが、それは当り前のことであり、民間では、場合によ照っては刑事罰も含めて</p>	個人

番号	意見	意見提出者
97	<p>会社からの指名解雇もなされます。こういうことも規制措置に含まれてはなりませんがいかがですか？以上</p> <p>拝啓。</p> <p>現在大阪市役所で非常勤職員として働いております。</p> <p>今までは、民間企業で勤務しておりました。</p> <p>不況のため退職を余儀なくされ、現在の仕事をしております。</p> <p>民間と比べますと公務員は利益に左右されることがないため非常に安穩と仕事をしているように感じます。</p> <p>それなのに、共済年金や独自の優遇された健康保険に加入し、非常に恵まれています。</p> <p>それらはすべて税金によって賄われているのではないのでしょうか？</p> <p>入院など病気療養の際も、非常勤嘱託は無給で欠勤扱いなのに、彼らは有給で病気休暇という名目で休めます。</p> <p>非常に優遇されている現状を見て、利益がモラルのすべてであるのが民間企業なら、公務員はなにがモラルなのでしょう？</p> <p>これでは、おいしいとこ取りではないのでしょうか？</p> <p>公務員はリストラなどがないのであれば、給与や待遇を下げるべきだと思います。</p> <p>共済年金などは非常に不公平感があります。</p> <p>それなのに、なぜ、更に民間のようなスト権などを論議するのか全く理解不能です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>まずは、彼らの恵まれ過ぎた待遇こそ改善すべきなのではないでしょうか。</p>	
98	<p>そもそも税金で養われ、倒産もなく、年金や退職金など民間の多くの企業より恵まれており、公僕たるべき身分の人たちに、労働条件に関する請求にストを容認するなど、いつ失業するか不安な民間人から考えると、とんでもないことです。</p> <p>これ以上、役人天国にしないでください。</p> <p>選挙の票ほしさゆえの政策は、やめてください。</p>	個人
99	<p>公務員のスト権を与えるという法案について意見します。</p> <p>私はこの法案に反対の立場をとります。</p> <p>私は会社員ですから、会社の業績が悪くなる倒産します。倒産の前に解雇されることもあります。会社の経営者の利益と相反し、争わなければならないこともあります。</p> <p>しかし、公務員はどうでしょうか。役所が倒産するのでしょうか。公務員が経営の悪化で解雇されていますか。そんなことは普通ないはずで。利益を相反するのは国民や住人です。スト権を持った公務員がストをすれば圧倒的に国民は不利です。ストによって発生した損害を埋めるのはやはり税金ですか。多くの人は納得できないでしょう。</p> <p>今の公務員はとても恵まれています。給与も民間よりも高く、仕事も比較的楽です。年金も多いです。常識的に考えて何故今スト権なのか理解いません。ひょつすると、昔の左翼運動家達の怨恨か何かでしょうか。時代錯誤を感じます。</p>	個人
100	<p>私も3年前まで地方公務員、自治労の組合員でしたが、その実態は、理屈ばかり並べ仕事はしない役員がほとんど。その役員達は当局にサボタージュまがいの脅しをかけ、団体交渉の際参加の組合員は一応公休の届けは出すがあとで破り捨てるなどの様々な既得権を獲得してきた。また、役員たちの多くは、社会党系と共産党系に分かれ、イデオロギー抗争に明け暮れている。全体の奉仕者としての仕事よりも組合員に思想的な押し付け、誘導が優先している。このような自治労などにストライキ権など付与するのは絶対反対である。政権与党の民主党は、自治労から様々な支援を受けているので、自治労の長年の念願だったストライキ権を認めたいらしいが、認めたら最後国民は様々な不便と犠牲を強いられる結果になるだろう。それよりも民主党の公約であった公務員の人件費2割カットや人員削減はどうなったのか？そちらの方が国民との大切な約束ではなかったか？民主党、菅政権はマニフェストはすべて約束を破り、国民がのぞんでもいないことばかりしている、本当にいい加減な政党、政権である。</p>	個人
101	<p>「公務員のスト権」に断固反対します。</p> <p>国民のための仕事で、国民の税金で給料を払っているのに、ストする権利はありません。</p> <p>この権利がみとめられたら、これを悪用される場合があり、国の機能が動かなくなる場合もあるのではないですか？</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>それなら、何のための、国民のための、公務員なのかわかりません。</p> <p>とくに、教育は国が行う行使の一番大事なことのひとつです。</p> <p>悪用されるかもしれないということもして、法案をたててほしいです。</p> <p>ぜったいに、「公務員のスト権」には、反対です。</p>	
102	<p>公務員は、国民全体の奉仕者であるので、スト権を与えることには絶対反対である。公務員が組合を組織したり、組合に加入することも禁止すべきである。</p>	個人
103	<p>国家公務員にスト権を付与するのを反対します。</p> <p>公務員は公僕であり、その条件で採用に応じています。また、多くの公務員はスト権を望んでいません。公僕として国民や市民のために仕事をするのが使命と考えているからです。</p> <p>もし、国家公務員にスト権を認めたら、そのストライキによって政治、経済及び社会が大混乱します。このため、このストライキを回避しようとして政府が労働組合に歩み寄ることになり、結局、労働組合が権利集団として国民生活に関与することになるのです。これでは、国益や国民の利益を守り奉仕することができず、公務員としての使命も果たせません。</p> <p>民主党は公務員の総人件費を2割削減するとマニフェストで取り上げていますが、この政策を実行するためには、公務員数を減らすか、全体的に給与を減らすしかなく、公務員にスト権を与えることは政策の実行を困難にするだけで、マニフェストに矛盾しています。</p> <p>なぜ、今、公務員にスト権が必要なかわかりません。高度成長で財政が豊かな時ならまだしも、国は多くの借金を抱えています。この借金を減らすためには、痛みを伴う公務員改革を進めなければならないのに公務員にスト権限を与えれば、公務員は痛みを伴う改革に反対し、改革が進むどころか益々改革が困難になることが明白です。</p> <p>更に、公務員は法令によって手厚く身分保障されており、これ以上権限を与える必要がありません。スト権を認めると、国に労働交渉のための新たな第三者機関の設置も必要となり、現行の公務員改革の流れに反する結果になると考えます。</p> <p>また、国家公務員にスト権を与えれば、公務員が自分達の権利を守るための組合活動に力点を注ぎ、本来の職務に専念しないばかりでなく、組合活動に積極的に参加しない人が排除され、公務員が組合の活動方針に拘束されて公僕として働く気概も無くなってしまふ恐れがあります。従って、国家公務員にスト権を付与することは何のメリットもなく反対します。</p>	個人
104	<p>大反対です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>公務員はスト権が無いかわりに、雇用や給料が保証されてる。</p> <p>警察や消防隊が、事件や火事が目の前で起きているのにストをして仕事をしなかったらどうなりますか？</p> <p>こんな事あってはならない事でしょ。</p> <p>小学生でもわかりますよ？</p> <p>くだらない事してないで真面目に仕事して下さい。</p>	
105	<p>・民間企業に比べて相当よいポジションをしめている「国家公務員（ノンキャリア）」になぜ今スト権を与えなければならないのか、非常に疑問に思います。人事院勧告に従う今のやり方のどこにどういう問題があり、当事者に不満があるのでしょうか。民間では、業績不振であれば給与カットや残業代カットは勿論のこと、人員整理・解雇は当たり前であり、（不当解雇は別にして）そこにスト権を行使する余地など全くありません。</p> <p>・民間に比べて手厚く保護されている公務員にスト権まで与えることなど到底考えられないし、許せないと思います。</p>	個人
106	<p>この法案には絶対に賛成することはできません。昔旧国鉄時代の「順法闘争」を想起します。あの頃通勤途中「国鉄利用の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、われわれは、使用者の不当行為に対して、順法闘争を行っています。どうかご理解を頂きますようお願い申し上げます」といった趣旨の構内放送が流れていました。</p> <p>あれと同じことが多分起きるはずで。どんなに規制措置をつくっておいても必ず脱法行為により政治性を帯びたストライキがたびたび起きて国民は迷惑をするはずで。だから、絶対にこういう法案には反対します。国民を欺くのもいい加減にしてほしいです。</p>	個人
107	<p>この法案には反対します。</p> <p>国家公務員の孫がいますが、その孫もこの法案には反対だと言っています。民間の会社に勤務している息子がいます（間もなく定年）が、ここ10年以上もストライキはおきていません。むしろ、ストをすることなどでできない経済情勢にあったようです。民間に比べてはるかに生活面の安定がある国家公務員になぜ争議権を与える必要上がるのでしょうか？理解に苦しみます。あの国鉄時代の順法闘争を思い出します。あれは国民にまったく理解できないものでした。あれと同じことを国家公務員のみなさんが起こす事など悪夢です。絶対に賛成することはできません。もっと国民のためになる政策を進めてください。お願いします。以上</p>	個人
108	<p>公務員にスト権を与えるのは、スト権のデメリットまで考えると、良い考えだと思います。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>ストライキはやる側もリスクがあり、休んだ分だけ給料は減るし、たしか、月の労働日数の2割以上休むと、有給の換算などにも影響があったはずです。</p> <p>ストをした結果、国民生活に影響が出れば、その仕事の重要性が再確認されますが、影響が出なければ、無駄な仕事であることが明るみになるのです。</p> <p>スト権とは、言うなれば「自爆スイッチ」のようなもので、国民の身近で仕事をしている部署では「自爆」は交渉のカードになりますが、国民から遠い部署では「自爆」しても何の影響もありません。</p> <p>即時対応を求められる警察や消防などがストをすると困りますが、何をやっているかわからないような部署には積極的にスト権を与え、自爆してもらえばいいです。</p>	
109	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
110	<p>今日は。御質問の内容で御座いますが、収支を公に明らかにされるのはとても良い事で御座います。</p> <p>しかし、「争議権」とは何をお考えでしょうか？現在の収入に御不満でも有ると仰る様にしか聞こえません！又他国を優遇し、御国日本や日本人を苦しめる政策しか取られて居りません。</p> <p>「争議権」は絶対に反対で御座います。強欲としか思われませんか？</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>大切な事をメディアで発表するでも無く、御正月を挟んでこの様な質問をされる事も可笑しく無いでしょうか？</p> <p>それでは失礼します。</p>	
111	<p>国家公務員にスト権を認める事に断固反対いたします。</p>	個人
112	<p>私は、「自律的労使関係制度」は措置すべきではないと考えています。国家公務員に本当にストライキされたら、国の運営および国益に悪影響を与えることは確実です。スト権を与えると、民間との給与更生やリストラなどができなくなります。</p> <p>20年前は大学を出た人の大半が民間に努め、民間の方が給与所得が大きいので公務員の給与を引き上げてきた実績があるにも関わらず、デフレ経済で民間が下がっても公務員は下がらないのに、スト権を与えると「公務員の言う事聞かないと国政をストップさせるぞ！！給与を上げろよ！！」って脅されるようにしたいのでしょうか？「自律的労使関係制度」は公務員および（日本の）民間人への奴隷法案になるとしか思えません。</p> <p>以上を持ちまして、措置および実行を反対します。</p>	個人
113	<p>公務員の労使交渉、争議権付与に反対です。</p> <p>上記の権限付与が納税者である国民にとって、何ら有益にならないからです。</p> <p>そもそも政府与党は、公務員人件費の削減をうたっていたのであり、公務員に争議権を与えるのが目的ではなかったはずですが、まず、人件費の削減を行った後、争議権を付与するのであれば話は分からなくも無いですが、先に団体交渉権や争議権を与えてから、削減を議論するのであれば、人件費削減などできるはずがありません。</p> <p>役所や学校などがストに入ったとき、その損害を被る国民への損害賠償はどうするのでしょうか。それも税金から払うとなれば、納税者からみてこんな不条理なことは有りません。ストが多発する行政区に自らの税金が投じられる訳ですが、その投じられる税金から利益はなんら納税者には還元されません。</p> <p>欧米諸国では、団体交渉権や争議権が認められている国もありますが、そういった国はそもそも公務員の給与水準がとても低く、民間平均の半分くらいのところもあります。公開されている資料では、そういった他国との公務員給与の水準の比較がなされておらず、権利の有無のみが議論されています。現状、日本の公務員は高給で優遇されているにも関わらず、さらに団体交渉権や争議権まで付与するなど言語道断です。</p> <p>ただし、若年層の公務員の給与は低い水準にあることも承知しています。</p> <p>まずは、年控序列型賃金の給与形態を変更し、高齢・高コストの職員の大幅な減給を実施した後に議論すべき課題であり、それも出来ていない現状、議論の俎上に上げる事自体が論外だと思います。ただし、採用の削減による人件費削減は公務員労働力低下に繋がるのでやめてください。先に権利を主張するのではなく、やるべき事（コスト削減）をやってから議論してください。</p>	個人
114	<p>基本的に公務員の協約締結権、争議権の授与には反対です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>理由： 1. 公務員の公共性等にかんがみ、国民生活に重大な影響が及ぶこと。</p> <p>2. 國が租税を徴収する権利は公務員が国民のために真摯に働き、その費用として国民が納税をする訳であるから基本的に公務員の私的自由性はないものとする。</p> <p>3. そして、そうした公務員がどやって現状保護されているかという</p> <p>1) 給与等については人事院の勧告制度がある。</p> <p>2) 基本的に解雇が出来ない。</p> <p>3) 能力の測定がこなわれておらず、民間よりも特定の仕事に相当余分の人材を雇用している。極めて生産性が悪い事等があり、これ以上保護を必要とするものではない。</p> <p>4) もし、今後公務員に争議権等を与えるならば、公務員を減らし、民間に仕事を委託したほうが良いと思える。むしろ、日本の公務員数は多過ぎるので減らすべきである。</p>	
115	<p>公務員への争議権（スト権）付与には反対です。</p> <p>公務員・公共機関は我々国民の税金で成立している以上、公務員及び公共機関は常に「安定」「中立」であって然るべきです。</p> <p>公務員がストを起こし政治活動する事により、突然市役所や法務局等の行政サービスが停止してしまったら、個人法人関わらず多くの国民・企業が多大な損害・影響を受けるであろうと思います。</p> <p>それ以前に、民主党がマニフェストに掲げた「公務員給与の削減」にこそ力を入れるべきではないでしょうか。</p> <p>また、公務員への罷免も可能になるよう取り組むべきだと思います。</p> <p>ただそれにより、昨年の尖閣諸島問題で衝突映像を公開した一色春海氏のような、国益に適う行動をする公務員を処分してはならないと思います。</p> <p>よろしくお願い致します。</p>	個人
116	<p>1. 団体交渉の当事者について</p> <p>いわゆる排他的交渉代表制には反対。「労働者である」ことが交渉する当事者としての権利を所有していることになり、それが少数派か多数派かの所属する団体によって交渉団体となり得るかどうかなどとなることは、憲法第28条の規定に反するものである。</p> <p>2. 団体交渉事項の範囲について</p> <p>制限を設けるべきではありません。現行制度における「管理運営事項」も、労働者にとっては重要な労働条件であり、交渉対象に含めるべきです。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>3. 給与の決定原則について 「情勢適応の原則」は、廃止するべきである。あくまで、その労働者自身の生計費を原則とするべきである。民間給与等の実態調査は、行うのであれば参考とし、給与は最終的には労使間交渉で決定するべきである。</p> <p>4. 労働基本権「付与」の職員の制限について 労働基本権（団結権・団体行動権・団体交渉権）は、憲法第28条で規定された労働者の権利である。警察職員や消防職員、自衛隊員も給与を支給されている労働者である。労働基本権は、すべての賃金労働者に保障されるべきである。</p> <p>5. 争議権「付与」について 争議権を制限することは、労働者側の主張を通す重要な手段を欠くことになり、労使間交渉での公正さを欠くことになる。また、争議権は憲法第28条で規定された労働者の権利であり、制限することなく、すべての労働者に保障するべきである。</p>	
117	<p>公務員労働者の労働基本権が不当にはく奪され続けられる一方で、日本年金機構発足に伴い500名を越える国家公務員労働者が整理解雇されたような民間並みの人事管理が行われています。また、公務の特殊性をふまえた条約を採択しているILOは、2002年以降でも6度にわたって、労働基本権制約の見直しを勧告していることからしています。</p> <p>そのこともふまえ、日本における労働者の権利水準を引き上げ、憲法が規定する基本的人権を実現する公務員制度とするため、公務員労働者の労働基本権は即座に回復すべきです。</p> <p>以上の点を前提に、以下の内容が「自律的労使関係制度」の検討に反映されるよう意見を提出します。</p> <p>(1) 公務員労働者の団結権の検討も必要です</p> <p>① 団結権については、消防職員、監獄職員にも保障する。</p> <p>② 組合員の範囲は、労働組合が自主的に決定できる制度とする。</p> <p>③ 労働組合の代表者に勤務時間の内外を問わず、その任務の迅速かつ能率的なことに必要な便宜を供与する。</p> <p>④ 労働組合の団結と活動の必要性から在籍のまま必要な期間、組合業務に専念することができることとする。</p> <p>⑤ 不当労働行為は禁止規定を明文化する。組合員であること、労働組合の正当な活動を行なったことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。使用者たる当局は、正当な理由なく団体交渉を拒否してはならない。</p> <p>⑥ 労働組合は、公的機関からの完全な独立を享受し、その結成、運営、活動に対する公的機関からの支配・介入に対して十分な保護を受けらるものとし、中央労働委員会などによる適格性審査などの規制措置は設けない。</p> <p>(2) 団体交渉、労働協約締結権について、公務員労働者の基本的人権実現を目的に回復することが必要です。団結権が認められる公務員につ</p>	建交労富山県本部

番号	意見	意見提出者
	<p>いては、原則として団体交渉権、労働協約締結権を認めるべきです。</p> <p>① 国家公務員、地方公務員に労働協約締結権を含む団体交渉権を保障する。</p> <p>② 労働条件は、労使対等の原則にもとづき、団体交渉によって決定することを基本とし、雇用、賃金、労働条件にかかわる事項は、すべて交渉の対象とする。法令に規定される事項でも、労働条件に影響する事項は交渉対象とする。</p> <p>③ 団体交渉の当事者は、内閣の長たる内閣総理大臣および各府省大臣と、それぞれに対応する労働組合とする。内閣総理大臣の権限を受任する公務員担当大臣を設けることは妨げないが、その場合でも、関係する法令の主務大臣に変わって労使合意を可能とする規定を設ける。</p> <p>⑤ 労働条件事項について、公務員労働者に労働協約締結権を保障する。当事者は協約を遵守し、誠実に履行する義務を負う。</p> <p>⑥ 労働協約が、法律や条例の制定または予算上の新たな措置が必要な場合、内閣には必要な措置を議会に付議する義務が生じる。国会で議決されたとき、協約は締結時にさかのぼって効力を持つ。</p> <p>(3) 争議権についても、少なくとも国際的な水準に適合するよう検討すべきです。</p> <p>① 争議権は、「国家の名において権限を行使する公務員」（国家公務員の本省課長地方局長以上など）以外については、これを保障する。</p> <p>② これに伴って、非現業国家公務員の「あおりそそのかし行為」の禁止規定を撤廃し、同行為に対する罰則規定を廃止する。また、労働組合の正当な争議行為を理由とした損害賠償を請求することは出来ない。</p> <p>なお、労働関係調整法が規定する公共業務にかかわる公務員労働者については、同法を適用する。</p> <p>(4) 労働基本権が引き続き制約される公務員労働者については、その制約に見合った「代償措置」を検討すべきです。</p> <p>① 引き続き、労働協約締結権、争議権が制約される労働者に必要な代償措置として、「当事者があらゆる段階で参加することができ、その裁定が全面的かつ速やかに実施される適切・公平・迅速な調停仲裁手続」が保障されるものとする。</p> <p>② 公務員労使間の紛争解決にあたりとともに、不当労働行為の救済などを行なう中立・公平な三者構成の機関を設置する。</p> <p>(5) 制度改革で、現行人事院勧告制度の勤務条件に関する勧告は廃止されることとなりますが、公務員制度の中立・公正な運営を担保するため、試験、任免、身分保障、研修などをおこなう独立の中央人事行政機関は設ける必要があります。</p> <p>以上</p>	
118	<p>国民に開かれた制度に向けて皆様の御意見を募集します。</p> <p>と、いうわりには、ずいぶん地味な意見募集の仕方ですね。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>こんなやり方で一般国民の意見なんか聞けるのでしょうか？</p> <p>やり方がよくないと思います。</p> <p>また制度についての説明。 わかりづらいです！！！！ こんなの読む時間ありません。</p> <p>もっと要約したものや簡潔な言葉を使った説明が必要です。</p> <p>でなければ、広く一般国民の人には理解できません。</p> <p>ろくな教育もしてないくせに都合の悪い制度に関しては こんな陰でこそこそと意見募集をしまつたく国民の意見を聞く意思なしだと思います。</p> <p>公務員にあたっては、スト権などありません！！ 国の公僕として身を粉にして働いてください。</p> <p>自分たちの利益など主張などする権利も義務もありません。</p> <p>こういう募集をするならば、こういうサイトがあるとか、 TV やマスコミを利用した募集広告を出すなど 大々的に行ってください。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>年末年始の忙しいときに、誰がこんなサイトを見ますか！？ っていうか、ほとんどの人がこんなサイトの存在を知りません。</p> <p>国民全員に知らせるべき行動をしてください。</p> <p>それから都内公立小学校の冬休みが長すぎます。 勉強教える気があるのでしょうか？</p> <p>休みすぎです。その上スト権なんて図々しいのもほどがあります。</p> <p>以上です。</p>	
119	<p>公務員のスト権については反対です。かつて、看護婦のストが国立病院であったことを記憶していますし、地方自治体の保母がストを行ったこともあり、同じ働く女性として、理解できない思いでした。公務員のストと言えば、海外ではゴミ収集や地下鉄の運行に支障を及ぼすのを報道で目の当たりにするのを見ると、そもそも公務員とはなにか、という使命を忘れ、己の利益のみを優先したり、国家転覆を謀っているのか、と危惧いたします。</p> <p>公務員の使命を考えると、市民である前に、公務員の使命を考えないで就職してはいけないのではないのでしょうか。</p> <p>もし処遇に不満があるのであれば、公務員を辞めて、民間企業に就職すればいいのです。</p> <p>処遇にしても、今は民間企業に比べ、非常に優遇されているはずです。</p> <p>もちろん、国家のために人数を減らしたり、給料を下げて、国家に己を捧げることも公務員の使命ではありませんか。</p> <p>その覚悟がない人は公務員になってはいけないと思います。</p> <p>今の日本においては、就業は自由なのですから、そもそも国のために、市民のために身を捧げる覚悟を持って公務員という仕事に就業すべきですから、任命時に、その旨の宣誓書をとっておけばいいのです。</p> <p>公務員だって人間だ、といいのは考え違いで、国のため、市民のために働くという人だけ公務員に残って、あとは民間で働くなり、政治家になるなりすればいいのではないかと考えております。</p> <p>文句があるのなら、それぞれで話し合いで解決してください。</p> <p>とぼっちりを国民や市民にくわせることは許される行為ではない、と考えます。</p> <p>スト権というのは、実力行使であり、先進国家のすることではありません。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
120	<p>国家公務員の争議権（スト権）に反対します。</p> <p>国家公務員は国民の税金から給料が出ているのですから、国民の税金をストライキで無駄にして欲しくないです。</p> <p>そんな税金の余裕は日本には無いです。</p> <p>それを承知で働ける人が国家公務員になって下さい。</p> <p>不満のある人は、スト権のある民間企業で存分に働けばいいと思います。</p>	個人
121	<p>改革には反対である。何処まで日本をダメにする気か。</p> <p>資源もない日本がここまで発展したのは「勤勉で真面目な人種」であるからである。企業のように倒産の心配がない公務員にこれ以上の優遇処置をする必要はない。国が破たんしたり、混乱している状態にある国は公務員のストライキが原因である。信賞必罰を厳しくすることはあっても労働権を振りかざすことが有ってならない。</p>	個人
122	<p>公務員への労働協約締結権とスト権付与には反対です。特にスト権を与えてしまったら、民主党政権が公約としている「公務員給与20%削減」を打ち出しても、スト権をふりかざして反対され、公務員給与削減はますます遠のいてしまうはずで、公務員は解雇されないことや高給与ですでに厚遇されており、これ以上、権利を与える必要はありません。昨年、ギリシャ政府が公務員給与を削減しようとしたら、公務員がストライキをして社会が大混乱したことを教訓とするべきです。公務員は単なる労働者であってほしくありません。国家・地域を支える志ある者、公僕として、高潔な意識で働いてほしいです。国民の税金を使って働いている以上、スト権などの過剰な権利の付与は、必要ありません。そして、民主党政権は自治労におもねることなく、マニフェストに掲げた公務員給与20%削減を断行すべきです。給与20%削減は、人事院が「民間準拠」に使っている比較対象である「従業員50人以上の企業」という基準を見直し、零細企業も含めた基準に直せば、実現できます！民主党にやる気があるかどうかです。</p>	個人
123	<p>公務員の本分、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務であるので、スト権付与には反対です。その為に手厚く身分を保障され、民間より高額な給与を血税から受取っています。国の財政破綻の原因は人件費です。スト権付与より公務員給与の20%削減が先に行われるべきです。</p>	個人
124	<p>公務員に対してスト権を与えることには反対です。</p> <p>ギリシャで以前公務員にスト権を与えて社会が大混乱に陥りましたよね。</p> <p>そのようになるおそれがある以上、与えるべきではありません。</p> <p>公務員へのスト権付与に反対します。</p>	個人
125	<p>公務員労働者の労働基本権が不当にはく奪され続けられる一方で、日本年金機構発足に伴い500名を越える国家公務員労働者が整理解雇されたような民間並みの人事管理が行われています。また、公務の特殊性をふまえた条約を採択しているILOは、2002年以降でも6度にわたって、</p>	鳥取県労働組合総連合（議長

番号	意見	意見提出者
	<p>労働基本権制約の見直しを勧告しています。</p> <p>そのこともふまえ、日本における労働者の権利水準を引き上げ、憲法が規定する基本的人権を実現する公務員制度とするため、公務員労働者の労働基本権は即座に回復すべきです。</p> <p>以上の点を前提に、以下の内容が「自律的労使関係制度」の検討に反映されるよう意見を提出します。</p> <p>(1) 公務員労働者の団結権の検討も必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 団結権については、消防職員、監獄職員にも保障する。 ② 組合員の範囲は、労働組合が自主的に決定できる制度とする。 ③ 労働組合の代表者に勤務時間の内外を問わず、その任務の迅速かつ能率的な遂行に必要な便宜を供与する。 ④ 労働組合の団結と活動の必要性から在籍のまま必要な期間、組合業務に専念することができることとする。 ⑤ 不当労働行為は禁止規定を明文化する。組合員であること、労働組合の正当な活動を行なったことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。使用者たる当局は、正当な理由なく団体交渉を拒否してはならない。 ⑥ 労働組合は、公的機関からの完全な独立を享受し、その結成、運営、活動に対する公的機関からの支配・介入に対して十分な保護を受けるものとし、中央労働委員会などによる適格性審査などの規制措置は設けない。 <p>(2) 団体交渉、労働協約締結権について、公務員労働者の基本的人権実現を目的に回復することが必要です。団結権が認められる公務員については、原則として団体交渉権、労働協約締結権を認めるべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国家公務員、地方公務員に労働協約締結権を含む団体交渉権を保障する。 ② 労働条件は、労使対等の原則にもとづき、団体交渉によって決定することを基本とすし、雇用、賃金、労働条件にかかわる事項は、すべて交渉の対象とする。法令に規定される事項でも、労働条件に影響する事項は交渉対象とする。 ③ 団体交渉の当事者は、内閣の長たる内閣総理大臣および各府省大臣と、それぞれに対応する労働組合とする。内閣総理大臣の権限を受任する公務員担当大臣を設けることは妨げないが、その場合でも、関係する法令の主務大臣に変わって労使合意を可能とする規定を設ける。 ⑤ 労働条件事項について、公務員労働者に労働協約締結権を保障する。当事者は協約を遵守し、誠実に履行する義務を負う。 ⑥ 労働協約が、法律や条例の制定または予算上の新たな措置が必要な場合、内閣には必要な措置を議会に付議する義務が生じる。国会で議決されたとき、協約は締結時にさかのぼって効力を持つ。 <p>(3) 争議権についても、少なくとも国際的な水準に適合するよう検討すべきです。</p>	<p>田中 暁)</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>① 争議権は、「国家の名において権限を行使する公務員」（国家公務員の本省課長以上、地方局長以上など）以外については、これを保障する。</p> <p>② これに伴って、非現業国家公務員の「あおりそそのかし行為」の禁止規定を撤廃し、同行為に対する罰則規定を廃止する。また、労働組合の正当な争議行為を理由とした損害賠償を請求することは出来ない。なお、労働関係調整法が規定する公共業務にかかわる公務員労働者については、同法を適用する。</p> <p>(4) 労働基本権が引き続き制約される公務員労働者については、その制約に見合った「代償措置」を検討すべきです。</p> <p>① 引き続き、労働協約締結権、争議権が制約される労働者に必要な代償措置として、「当事者があらゆる段階で参加することができ、その裁定が全面的かつ速やかに実施される適切・公平・迅速な調停仲裁手続」が保障されるものとする。</p> <p>② 公務員労使間の紛争解決にあたるとともに、不当労働行為の救済などを行なう中立・公平な三者構成の機関を設置する。</p> <p>(5) 制度改革で、現行人事院勧告制度の勤務条件に関する勧告は廃止されることとなりますが、公務員制度の中立・公正な運営を担保するため、試験、任免、身分保障、研修などをおこなう独立の中央人事行政機関は設ける必要があります。</p> <p>以上</p>	
126	<p>争議権（スト権）を公務員に付与することは、条件をいかに制限をしようとも絶対にあってはならないことと考えます。</p> <p>昨年、財政危機のギリシャにおいて60万人もの公務員がストを行い、社会機能が麻痺状態に陥ったことが大きなニュースになりました。</p> <p>日本国憲法のもとでは、公務員は日本国憲法第15条第2項に基づき、国民全体への奉仕者であって、一部への奉仕者ではないとされています。</p> <p>安定した国民生活へ直結する責務を負い、また自身の給与を国民全員から強制的に収奪する権力までも持ちながら、その地位を守るために奉仕者であるべき役割を放棄して、国民や国と話し合いで共存するのではなく、真っ向から法に守られた暴力と権力を行使した対立になると思うからです。国民の象徴たる天皇陛下は新年にあたり、「家族や社会の絆を大切にし、国民皆が支え合って困難を克服する」ことを念じておられました。</p> <p>営業・売上の結果で評価される民間事業とはその性質が異なっているからこそ、公の税金から給与をもらえるという、国民から見ても十分な特権を持っている事を忘れてはならないと思います。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>公務員になれるのは人並み外れた見識を有した人物であることなのは想像に難しく、その職に就く人たちの意識の高さ・将来を見通しそれに備える想像力を尊敬する国民も多いはずです。</p> <p>是非ともそういった国民の思いを裏切ることなく、ご自身の職に矜持を持たれて国民や国の発展の為にその奉仕する能力が活かされますよう、よろしく願いいたします。</p>	
127	<p>公務員の労働協約締結権とスト権付与についてですが、</p> <p>まず、民主党公約である筈の「公務員給与20%削減」をすぐに実現実行してください。</p> <p>公務員に何故スト権が必要なのか理解できません。</p> <p>協約締結権やスト権をもって守られるべきは税金を払っている民間人であって、税金を使っている公務員ではありません。</p> <p>公務員スト権に反対します。</p>	個人
128	<p>「公務員への労働協約締結権とスト権付与」に反対です。</p> <p>昨年ギリシャ政府が公務員給与削減を打ち出したら、公務員がストライキをおこし、政府機関や学校、大学などほとんど休止状態で大混乱になってしまった事例もあるので、この低迷している社会状況で混乱が起きたら日本はどうなるのでしょうか。</p> <p>公務員は高給与、厚待遇、解雇も無しの好条件に安穩としているのに、これ以上の権利を与える必要はないです。</p> <p>民主党は自治労に愛想尽かしされないためにスト権を与えるのなら、マニフェストとま逆な事をやる事になります。マニフェスト通りに公務員給与20%削減を責任もって実施すべきです。それが国民への第一党のやるべき事です！</p>	個人
129	<p>公務員への労働協約締結権とスト権付与には反対です。</p> <p>そもそも公務員は公の為に働く立場にある人達です。国の為、公の為、国民の為に働く、志を持った人です。単なる労働者ではありません。給料は税金から支払われ、一般社会よりも様々な面で優遇されています。給料が削減されたといっても、一般社会の基準から見れば高給であることに変わりはありません。</p> <p>公務員の給料削減は民主党の公約です。20%以上削減しても良いと思っています。</p> <p>公務員がスト権を持つことは、国の機能を麻痺させることにも繋がる非常に危険なことです。</p> <p>労働協約締結権やスト権付与など考えること事態が驚きです。</p>	個人
130	<p>公務員の団結権、団体交渉権は認めては成りません。スト権は論外だ。</p> <p>今後、公務員の給与水準切り下げが重要な政治課題となってきます。公務員には給与削減を受け入れるか公務員を辞めるかの選択肢はあっても、</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	団結して交渉する権利を認めてはなりません。認めてしまっは、スト権をふりかざして公務員の給与削減が進むのを遅れさせるだけ。	
131	<p>公務員にスト権を与えることは非常に危険なことです。</p> <p>公務員にスト権を与えれば、公務員給与削減は実現しません。</p> <p>まず、民主党がマニフェストに掲げた、公務員給与20%削減を実行すべきです。</p> <p>公務員にスト権を与えることは断固反対します。</p>	個人
132	<p>国家公務員へスト権を与えることには断固反対します！どこまで労働組合に与する政治をすればつもりなのでしょう？こんなことを認めて公務員制度改革が進むとは到底思えません。</p> <p>スト権付与に断固反対します！</p>	個人
133	<p>結論からいうと、現時点で公務員労組に協約締結権や争議権を付与するべきではない。公務員労組の構成員の人数は極めて多く、選挙において、政治家・政党が自己の選挙対策上、公務員労組に対して優遇するような約束を行う可能性が高い。これは、国レベルだけでなく地方レベルでも発生しやすく、現に問題となった事案もある。</p> <p>もちろん、問題となるのは政党・政治家ではあるが、このようなことが行われる可能性が大きい以上、公務員の勤務条件、給与等は第三者機関で定めるべきである。</p> <p>仮に公務員労組に協約締結権等を付与する場合であっても、権利付与時点における公務員の処遇について、国民的合意がなされていなければならない。権利付与時のレベルが民との比較上高位に位置していれば、到底、これを下げることができなくなる。</p> <p>金銭的処遇がわかりやすい。現行の人事院勧告の妥当性には大きな問題があると思う。調査対象の民間企業は大手企業に偏っているという有識者意見もあるし、たとえば、新興企業は税務上の問題から退職金制度がない会社もあり、名目上退職金とはなっていないが、実質的に給与内に前払い退職金が含まれているとみて差し支えないデータも、そのまま民の給与データとされているようだ。ゆえに、官民比較上、官の給与が上ぶれしている可能性がある。民が負担している雇用保険料を官は原則負担せずに、結果、官の手取りが増加しているという問題もある。共済年金のいわゆる三階部分についても、結局は、企業年金のある一部企業のデータのみで比較で決定されているのではないかと等比較対象データが適切に処理されているか疑問が多いのである。</p> <p>労働者の権利である労働基本権を公務員に付与すべきであることは否定しないが、少なくとも、政党、政治家が利益誘導をなすことがないように、現状の処遇の妥当性を検証して国民的同意を得た基準をまず定め、基本権付与後において、お手盛りの公務員が優遇されないよう規制できるような制度の構築を先に行うべきである。</p>	個人
134	公務員労働者の労働基本権が不当にはく奪され続ける一方で、日本年金機構発足に伴い500名を越える国家公務員労働者が整理解雇されたような民間並みの人事管理が行われています。また、公務の特殊性をふまえた条約を採択しているILOは、2002年以降でも6度にわたって、	東京自治体労働組合総連合

番号	意見	意見提出者
	<p>労働基本権制約の見直しを勧告しています。</p> <p>そのこともふまえ、日本における労働者の権利水準を引き上げ、憲法が規定する基本的人権を実現する公務員制度とするため、公務員労働者の労働基本権は即座に回復すべきです。</p> <p>以上の点を前提に、以下の内容が「自律的労使関係制度」の検討に反映されるよう意見を提出します。</p> <p>(1) 公務員労働者の団結権の検討も必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 団結権については、消防職員、監獄職員にも保障する。 ② 組合員の範囲は、労働組合が自主的に決定できる制度とする。 ③ 労働組合の代表者に勤務時間の内外を問わず、その任務の迅速かつ能率的な遂行に必要な便宜を供与する。 ④ 労働組合の団結と活動の必要性から在籍のまま必要な期間、組合業務に専念することができることとする。 ⑤ 不当労働行為は禁止規定を明文化する。組合員であること、労働組合の正当な活動を行ったことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。使用者たる当局は、正当な理由なく団体交渉を拒否してはならない。 ⑥ 労働組合は、公的機関からの完全な独立を享受し、その結成、運営、活動に対する公的機関からの支配・介入に対して十分な保護を受けるものとし、中央労働委員会などによる適格性審査などの規制措置は設けない。 <p>(2) 団体交渉、労働協約締結権について、公務員労働者の基本的人権実現を目的に回復することが必要です。団結権が認められる公務員については、原則として団体交渉権、労働協約締結権を認めるべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国家公務員、地方公務員に労働協約締結権を含む団体交渉権を保障する。 ② 労働条件は、労使対等の原則にもとづき、団体交渉によって決定することを基本とし、雇用、賃金、労働条件にかかわる事項は、すべて交渉の対象とする。法令に規定される事項でも、労働条件に影響する事項は交渉対象とする。 ③ 団体交渉の当事者は、内閣の長たる内閣総理大臣および各府省大臣と、それぞれに対応する労働組合とする。内閣総理大臣の権限を受任する公務員担当大臣を設けることは妨げないが、その場合でも、関係する法令の主務大臣に代わって労使合意を可能とする規定を設ける。 ④ 労働条件事項について、公務員労働者に労働協約締結権を保障する。当事者は協約を遵守し、誠実に履行する義務を負う。 ⑤ 労働協約が、法律や条令の制定または予算上の新たな措置が必要な場合、内閣には必要な措置を議会に付議する義務が生じる。国会で議決されたとき、協約は締結時に遡って効力を持つ。 <p>(3) 争議権についても、少なくとも国際的な水準に適合するよう検討すべきです</p>	<p>(中央執行委員長 荻原 淳)</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>① 争議権は、「国家の名において権限を行使する公務員」（国家公務員の本省庁課長以上、地方局長以上など）以外については、これを保障する。</p> <p>② これに伴って、非現業国家公務員の「あおりそそのかし行為」の禁止規定を撤廃し、同行為に対する罰則規定を廃止する。また、労働組合の正当な争議行為を理由とした損害賠償を請求することはできない。</p> <p>なお、労働関係調整法が規定する公共業務にかかわる公務員労働者については、同法を適用する。</p> <p>(4) 労働基本権が引き続き制約される公務員労働者については、その制約に見合った「代償措置」を検討すべきです。</p> <p>① 引き続き、労働協約締結権、争議権が制約される労働者に必要な代償措置として、「当事者があらゆる段階で参加することができ、その裁定が全面的かつ速やかに実施される適切・公平・迅速な調停仲裁手続き」が保障されるものとする。</p> <p>② 公務員労使関係の紛争解決にあたりとともに、不当労働行為の救済などを行う中立・公平な第三者構成の機関を設置する。</p> <p>(5) 制度改革で、現行人事院勧告制度の勤務条件に関する勧告は廃止されることとなりますが、公務員制度の中立・公正な運営を担保するため、試験、任免、身分保障、研修などを行う独立の中央人事行政機関は設ける必要があります。</p> <p>以上</p>	
135	<p>下記の理由により反対します。</p> <p>1、民主党は現在、国民からの支持を失いつつあります。この4月より、統一地方選挙が始まりますが、民主党はこのままいけば、惨敗必死であり、なにか国民受けするスローガンが必要と考え出されたのが、この制度改革案だと思います。</p> <p>つまり、(民主党は公務員改革に熱心に取り組んでいますよ)とアピールしたいのでしょう。しかし、現在の公務員は、55年体制と冷戦の終結によって、働く目標を失っています。以前の「奉職」「下僕」の精神から「個益・省益」追求が第一です。スト権をたてに、サボタージュや無謀で国益を損なう権利要求ばかりを押し付けてくること請け合いです。つまり、一番の心配は、スト権付与によって、国民生活が危険にさらされてしまうことです。</p> <p>2、では、チェック機関を設置すれば良いではないかという、バランス論が必ず出てきます。</p> <p>しかしながら、民主党政権は、連合という労働組合の支援によって成り立っている、いわば「左翼政権」です。なぜなら、菅総理や仙石官房長官など、左翼思想を本質的にもっている政治家が政権運営にあたっているからです。こんな民主党政権が、公務員スト権付与による弊害是正という、チェック&バランスをとるための機関の設置などとうていムリです。公務員のやりたい放題になります。対抗上、国が公務員罷免権をもつことも良案ですし、能力に応じた査定を実施する公務員人事査定制度(免職・降格含む)も法制化が必要。</p> <p>3、今回の公務員制度改革案は、いわば前渡し金のようなものです。先においしいものを与えておいて、後で痛みを伴うお願い事をするという田舎芝居じみた、デキレースです。</p> <p>民主党政権には、公務員改革は絶対にムリなのです。我々、国民は、こうした、片務的な、労働者支援団体である民主党政権による目くら</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>まし法案には断固反対すべきなのです。</p> <p>国と国民を本心から思う公務員を一人でも多くすることが先の議論ではないでしょうか。</p>	
136	<p>公務員にスト権を与えることに反対します。</p> <p>公務員はスト権がないことを承知の上で公務員になることを選んでいるはず。</p> <p>民主党のマニフェストには、「公務員総人件費を20%削減します」とある。</p> <p>これさえ実現していないのに、マニフェストにない“スト権を与えること”をなぜ持ち出してくるのか。</p> <p>きちんとマニフェストに載せ、国民の信を問うべきだ。</p>	個人
137	<p>国家公務員のスト権に関する、『国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会』の報告書を読み、意見を申し上げます。</p> <p>国家公務員は一般的な労働者とは異なります。</p> <p>憲法第十五条に「すべての国家公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」とあります。</p> <p>国全体のため、国民全体のために仕事をするのが、国家公務員です。</p> <p>繰り返しますが、「労働者」ではなく「奉仕者」です。</p> <p>国家公務員は、その仕事に対して、国民の血税により賃金を得ています。</p> <p>スト権を含む一般的な労使交渉と同列にすることはできません。</p> <p>国家・国民のために仕事をすべき立場にある国家公務員が、国に対してストライキを行うなど、存在意義に反しています。</p> <p>国民のためのストライキであると、確証はあるのですか？</p> <p>国家公務員がストライキを行う様を見て、納税者である国民が納得できますか？ 安心して仕事を任せられることができますか？ できません。不信感が残るのみです。</p> <p>報告書P20の①、②、③に問題点が列挙されていますが、どの内容も深刻です。多くの問題を抱えたまま、かつ、国民に完全な周知徹底もできぬまま、見切り発車をしては取り返しがつきません。国民生活に混乱を招きかねません。法案可決後では、まさに後の祭です。</p> <p>国家公務員個々の勤務条件ばかりを意識せず、国民の血税が賃金となっていることを肝に命じて、国家・国民全体への奉仕者であるという原点に返って下さい。</p> <p>スト権付与の議論が上がること自体、国民の疑惑や不信感を招いているということを認識して下さい。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>権利を主張することに夢中になり、国民への奉仕が疎かになってしまつては本末転倒です。公務員の権利を上げることで、得をするのは公務員のみです。国家・国民全体の生活の豊かさにはつながりません…。</p> <p>最後に。</p> <p>意見募集を、事務局のホームページに載せただけでは、一部の閲覧者にしか伝わらず、国民全体への周知徹底になりません。国民生活に関わる重要な改革ですので、より広く伝わるように改善して下さい。</p> <p>意見募集の期間も短いので、延長もご検討下さい。</p> <p>以上です。乱文をご容赦くださいませ。</p>	
138	<p>公務員労働者の労働基本権が不当にはく奪され続ける一方で、日本年金機構発足に伴い500名を越える国家公務員労働者が整理解雇されたような民間並みの人事管理が行われています。また、公務の特殊性をふまえた条約を採択しているILOは、2002年以降でも6度にわたって、労働基本権制約の見直しを勧告しています。</p> <p>そのこともふまえ、日本における労働者の権利水準を引き上げ、憲法が規定する基本的人権を実現する公務員制度とするため、公務員労働者の労働基本権は即座に回復すべきです。</p> <p>以上の点を前提に、以下の内容が「自律的労使関係制度」の検討に反映されるよう意見を提出します。</p> <p>(1) 公務員労働者の団結権の検討も必要です</p> <p>① 団結権については、消防職員、監獄職員にも保障する。</p> <p>② 組合員の範囲は、労働組合が自主的に決定できる制度とする。</p> <p>③ 労働組合の代表者に勤務時間の内外を問わず、その任務の迅速かつ能率的な遂行に必要な便宜を供与する。</p> <p>④ 労働組合の団結と活動の必要性から在籍のまま必要な期間、組合業務に専念することができることとする。</p> <p>⑤ 不当労働行為は禁止規定を明文化する。組合員であること、労働組合の正当な活動を行ったことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。使用者たる当局は、正当な理由なく団体交渉を拒否してはならない。</p> <p>⑥ 労働組合は、公的機関からの完全な独立を享受し、その結成、運営、活動に対する公的機関からの支配・介入に対して十分な保護を受けるものとし、中央労働委員会などによる適格性審査などの規制措置は設けない。</p> <p>(2) 団体交渉、労働協約締結権について、公務員労働者の基本的人権実現を目的に回復することが必要です。団結権が認められる公務員につ</p>	<p>東京地方労働組合評議会（議長 伊藤 潤一）</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>いては、原則として団体交渉権、労働協約締結権を認めるべきです。</p> <p>① 国家公務員、地方公務員に労働協約締結権を含む団体交渉権を保障する。</p> <p>② 労働条件は、労使対等の原則にもとづき、団体交渉によって決定することを基本とし、雇用、賃金、労働条件にかかわる事項は、すべて交渉の対象とする。法令に規定される事項でも、労働条件に影響する事項は交渉対象とする。</p> <p>③ 団体交渉の当事者は、内閣の長たる内閣総理大臣および各府省大臣と、それぞれに対応する労働組合とする。内閣総理大臣の権限を受任する公務員担当大臣を設けることは妨げないが、その場合でも、関係する法令の主務大臣に代わって労使合意を可能とする規定を設ける。</p> <p>④ 労働条件事項について、公務員労働者に労働協約締結権を保障する。当事者は協約を遵守し、誠実に履行する義務を負う。</p> <p>⑤ 労働協約が、法律や条令の制定または予算上の新たな措置が必要な場合、内閣には必要な措置を議会に付議する義務が生じる。国会で議決されたとき、協約は締結時に遡って効力を持つ。</p> <p>(3) 争議権についても、少なくとも国際的な水準に適合するよう検討すべきです</p> <p>① 争議権は、「国家の名において権限を行使する公務員」（国家公務員の本省庁課長以上、地方局長以上など）以外については、これを保障する。</p> <p>② これに伴って、非現業国家公務員の「あおりそそのかし行為」の禁止規定を撤廃し、同行為に対する罰則規定を廃止する。また、労働組合の正当な争議行為を理由とした損害賠償を請求することはできない。</p> <p>なお、労働関係調整法が規定する公共業務にかかわる公務員労働者については、同法を適用する。</p> <p>(4) 労働基本権が引き続き制約される公務員労働者については、その制約に見合った「代償措置」を検討すべきです。</p> <p>① 引き続き、労働協約締結権、争議権が制約される労働者に必要な代償措置として、「当事者があらゆる段階で参加することができ、その裁定が全面的かつ速やかに実施される適切・公平・迅速な調停仲裁手続き」が保障されるものとする。</p> <p>② 公務員労使関係の紛争解決にあたりとともに、不当労働行為の救済などを行う中立・公平な第三者構成の機関を設置する。</p> <p>(5) 制度改革で、現行人事院勧告制度の勤務条件に関する勧告は廃止されることとなりますが、公務員制度の中立・公正な運営を担保するため、試験、任免、身分保障、研修などを行う独立の中央人事行政機関は設ける必要があります。</p> <p>以上</p>	
139	組合未加入者(非組合員)の費用負担等及びシヨップ制の制度化について	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>◎組合未加入者への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団結権を行使しない職員(非組合員)が労使関係制度において交渉結果に基づく果実を享受する場合に何らかのコスト負担又は便益制限を受けるなどの検討及び制度化を求める。 ・結社の自由を認めることはもちろんであるが、俗にいう「フリーライダー」的存在を認めないような法制化を求めたい。 ・或いは交渉結果の統一的な法制化等でなく、各種条件別適用など認める制度化も検討いただきたい。 例えば、賃金形態 Aパターン Bパターンと交渉結果による差を享受できるような制度。 ・自律的労使関係制度という方向性にありながら無作為(非組合員)をも、作為として自律的な意思表示などと認めるようなことがなく労使一体となって制度運用を図ることが、より良い公共サービスを担うことができ、国家、国民のためになる労使関係を構築できるのではないか。 <p>①是非とも、非組合員のコスト負担・便益制限を制度化 ②ユニオンショップ制、クローズドショップ制、エイジェンシーショップ制の制度化 を検討して、実現化を図っていただきたい。</p> <p>◎全員で国を地方を良くしていくという枠組みとしていただきたい。</p>	
140	<p>公務員への争議権の付与に反対します。</p> <p>自律的労使関係制度及び争議権の意義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の効率化 ・行政サービスの向上を進める <p>ことがあげられていますが、争議権の付与は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の停滞 ・行政サービスの停止 <p>を生じさせるものであり、改革の意義が失われる手法であると言えます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>それ以上に、公務員のストライキとは、国民の生活や企業活動を脅かす「国民に向けた核兵器」です。実行されれば国家と国民に甚大な被害を及ぼします。</p> <p>そもそも、これから改革を進めようとする相手に「核兵器」のような権利を与えてどうするのでしょうか？ 「労使交渉における争議権の行使」をチラつかせて今後の改革方針に反対される事は想定されていますか？</p> <p>争議権の付与が公務員制度改革の障害となることは明白です。</p> <p>以上のことから、公務員への争議権の付与とは 「行政や行政サービスを停滞させ、改革の意義を損ない、国民生活や企業を脅かし、公務員制度改革の障害となる」という、デメリットを生じさせると考えます。</p> <p>これに対して、メリットは 「労働側の意見が通り易くなれば、労働環境が改善され、労働者が効率的に良く働くようになる」といった理想論、希望的観測しか見えて来ません。</p> <p>このような労働側の性善説に基づいた理想論を振りかざしてきたからこそ、年金問題などが生じているのではないのでしょうか。理想論ではなく、地に足の着いた方法で制度改革を行って頂きたいと思います。</p>	
141	<p>公務員スト権、断固反対です。</p> <p>公務員＝公僕ですよ。</p> <p>スト権が欲しい方は、どうぞ民間企業に転職なさる事をお薦めいたします。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>そもそも、国って大赤字な訳ですよ？</p> <p>民間なら債務超過で倒産って事になるんでして。</p> <p>そうなると、もちろん賞与は全面カット、給与は大幅カット。</p> <p>民間と同じ待遇をお望みでしたら、そこもしっかりやっていただかないと。</p> <p>おいしいところ取りは許せません。</p>	
142	<p>基本的に国家公務員への団体交渉権、協約締結権、争議権の付与には慎重であるべきだと考えます。(現政権のこれまでの施策や関係閣僚の言動から推測して、文言の真意は他にあるのではと推察したくなります。)</p> <p>①公務員の公共正当に鑑み、国民生活に重大な影響が及ぶことが推測されます。</p> <p>②給与等については、人事院の勧告制度があり、特に不都合は無いと考えられます。その証拠に、昨年度は勧告通りに実施されており、現政権も容認したのではないのでしょうか。英独仏の例をみても、給与は上がることはあっても下がることはないようです。現政府の公約は、公務員の給与削減するということだったはずですが・・・。</p> <p>③公務員の終極の使用者は国民(納税者)です。国が租税を徴収する権利は公務員が国民のため真摯に働き、その費用として納税をするわけですから、基本的に公務員の私的自由権はないものと考えます。</p> <p>④大臣は、早急な法案成立をもくろんでおられる言動ですが、国民にもっと周知徹底され討論・議論を重ねた上で、選挙公約等で国民に信を問われたら如何でしょうか。</p> <p>等々思考しています。</p>	個人
143	<p>公務員にスト権は必要ありません。</p> <p>公務員は公僕であって、国民、市民のために働くことが務めです。</p> <p>そのことを宣誓し、公務員になっているはずです。</p> <p>優遇されている現状に感謝をすることはあってもスト権を主張するなどもってのほかです。</p> <p>20%の公務員給与カットを早く実現して、苦しい家計の中から納税している多くの国民、市民を楽にしてください。</p> <p>そして、自治労の要求に屈することなく零細企業までを含めた給与基準改定を進めてください。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>心ある公務員は、きっと納得することと思います。</p> <p>どうぞ、国民の幸せ（そこには公務員も含まれています）のために、20%の公務員給与カットを実行してください。</p>	
144	<p>公務員にストライキの権利を与える事に断固反対いたします。</p> <p>スト権を許せば収拾がつかなくなりますし、いちいち公務員の要求を呑み給料を上げていたのでは財政が破綻します。</p> <p>ただでさえ莫大な金額の赤字国債発行をすることになったのに更なる財政ひっ迫に繋がるような事は絶対反対です。</p> <p>そもそも公務員がストライキをして国民に何のメリットもありません。迷惑なだけです。やめてください。</p>	個人
145	<p>今回の政府が推進する国家公務員の自律的労使関係制度改革については全面的に反対です。</p> <p>理由は、国家公務員とは「公僕」であり、公共に資する仕事に従事しており給料も税金から支払われており一般企業労働者とはその性質が異なるため、このような争議権付与まで視野に入れた自律的労使関係改革にはなじまないからです。そもそも公僕であるがゆえに人事院制度によってその労働条件を守られ、給料も一般企業水準を上回っています。そもそも公務員費用「二割削減」を公約に掲げていた現政権与党が、なぜ、それとは逆行するような改革を行おうとしているのか全く理解に苦しみます。また国民に対して公務員に団体交渉、協約締結権を付与する必要性も全く説明されておりません。</p> <p>そもそもこれは、現政権与党の支持である連合（日本労働組合総連合会）が以前から掲げて政府に要求してきた条件ですね。</p> <p>http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/weekly/no607/04.html</p> <p>私には今回の改革は現政権与党の票目当ての改革、にしか見えません。</p>	個人
146	<p>民主党の掲げた公約は「公務員給与の削減」であって、公務員にストライキ権を与える事ではなかったはずですが。</p> <p>何も知らない国民は、パブリックコメントをホームページで募集しても何にもする事ができません。</p> <p>スト権が欲しい、公務員の方々はたくさん応募する事でしょう。</p> <p>こういうことをテレビや新聞やラジオで大々的に報道して、認められたのならばそれは仕方ないかもしれませんが、ほとんどの国民は公務員にストライキ権が与えられてしまうという、その危険性も問題点も知らないままですよ。</p> <p>このようなパブコメの募集は、意味がありますか？</p> <p>私は、公務員にストライキ権を与えるべきではないと思います。</p> <p>公務員にストライキ権を与えてはいけないと思います。</p>	個人
147	<p>読ませていただく限り、これは公務員の方のストライキを認めるということでしょうか？</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>いうことは、救急車や消防車が必要な時に、ストライキを起こしていたら、来ないこともあるということですよね？</p> <p>また、市役所の方々も緊急の災害時にストライキをおこして、何もフォローしなくなるという可能性もあるということですよね？</p> <p>私達の税金で給料をもらっているのに、そんなのあり得ません。</p> <p>困っているときに行動してくれないのならば、公務員ではありません。</p> <p>こんな馬鹿げた制度を考えるのは止めてください。</p>	
148	<p>結論から言うと争議権付与に反対です。給与基準も査定基準も福利厚生も税制も一般国民より遥かに恵まれているのにその上争議権まで与える等偉大なる公務員様はどこのアラブの貴族様？それともどこかの中国の共産党員様？或いはどこかの北朝鮮の將軍様？と思えてなりません。ただでさえ偉大なる公務員様の給与は自ら設定できるお手盛り給与ですし、そんな事をすれば偉大なる公務員様の給与はストライキでごねる事で天井知らずとなり、国民が困窮し一人あたりの年収が喩え100万以下に落ち込んでも偉大なる公務員様の給与は一人あたり年収1000万円越えとか下手をすると1億円越えとか法外な給与を自ら設定し、国民の税率を一人あたり8～9割にして野たれ死なせる事態を引き起こすかもしれませんしこれでは中国共産党や朝鮮労働党の一方独裁主義と遜色ありません、否、そのものと言っても過言ではないでしょう。法と秩序は無用の長物とされ、憲法の上位に偉大なる政治家様や偉大なる官僚様等偉大なる公務員様が座して国民を弾圧する無法国家が形成される事でしょう。そもそも争議権を求める理由として偉大なる公務員様は「私達はいつも薄給で働かされている」と仰られますが、民間と比べたら成果の割に貰いすぎです。現に民間との給与格差は200～300万以上もついております。よくこう言えば偉大なる公務員様が「私達は休日も一生懸命働いているし残業もしている」と仰られますが、民間では休日出勤等常識ですし残業もしています（当然99%以上の企業はサービス残業で残業代等支払われませんし労働基準監督所も黙認しています）。であるにもかかわらずこれらの査定基準をバブル期のそれと変えずに争議権を与える等役人に「貴方達偉大なる公務員様は特権階級なのでもっと国民から搾取して私腹を肥やして下さい。働かなくとも結構です。」と言っているようなものです。むしろその事を思えば逆に懲戒免職の基準を今の温い基準からより厳格化する必要すら感じられます。無論懲戒免職の基準は罪を犯す云々だけでなく国益を守るか否かや国家国民を愛せるか否か等も含まれます。（そうしないと民主党のような反日売国極左が政権をとった場合、尖閣事件のように愛国心を示した海保職員のような人が犯罪者として扱われ、逆に中国人犯罪者に加担した者達（政府の圧力に屈して政府と一緒に事実を歪曲し犯罪に加担した検察当局のような法を無視する者達や中国船が体当たりしてきたのをかすっただけ等と事実を捏造したり、事実そのものを隠蔽したりする民主・社民議員のような売国奴）がお咎めなしになるような内容では既に日本は法治国家ではなく無法国家であり国家崩壊に繋がりがかねません）「そんな事をすれば優秀な公務員が集まらなくなる」と仰られそうですが、そんな事をする</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>と集まらなくなる自称「優秀」な偉大なる公務員様はむしろ集まらなくて結構です。そもそも優秀かどうかを決めるのは国民であって偉大なる公務員様ではありません。</p> <p>そもそも大前提として偉大なる公務員様は国家国民に仕える公僕（公人）であり、ストライキ等されると国家としての活動が滞り、国民の信頼を無くすだけでなく国家としての信用を無くす事になります。それは国益にも反しますし、国民の生命と財産を踏み躪る事にも繋がります。これは下手をすると憲法違反にも繋がりがねない事態を引き起こす恐れもありますし、治安を崩壊させる要因にも繋がりがねませんし、周辺国との事態が深刻化すれば戦争の引き金になりかねない事態を引き起こす恐れもあります。ただでさえ仕事をしない（結果を出さない）のにこれ以上サボタージュの口実を与えてきつと民主党は日本を滅亡させる気でしょうね。そんなに死にたいなら国民を巻き込んで集団自殺するのではなく自分達だけで死んで欲しいものです。そして公僕（公人）の意味も解さず国民よりも恵まれた生活をしているのに文句を言うのであれば今すぐ公務員をやめるべきです。国家国民に尽くさない偉大なる公務員様は古代中国後漢末期の汚職役人と同じで役人の皮を被った盗賊となんら変わりません。</p> <p>国民は偉大なる公務員様の給与を無条件で減給しろと言っているのではありません。（確かに今の官民格差を考えれば明らかに減給はすべきですが）現在のGNPやGDP、経済の状況、企業の実態、国民生活の実態、それらに対する偉大なる公務員様のフォローの結果等あらゆる要素を踏まえた上で税収の増減から偉大なる公務員様の給与を査定しろと言っているわけです。みんなが困窮しているのに偉大なる公務員様だけ裕福な生活をしていれば「お前達は仕事もしない（結果も出さない）で国民から搾取するだけか」と文句を言われても仕方がありません。国家が富み、国民の生活が潤えば偉大なる公務員様の給与が上がっても国民は文句を言いませんし、逆に国家が疲弊し、国民の生活が困窮すれば偉大なる公務員様の給与は引き下げないと文句どころかテロすら引き起こしかねません。いつぞや厚生労働省の元次官が殺された事件があり、警察発表では意味不明な動機が語られていましたが恐らく原因の本質は政治家や政治家に進言する彼等偉大なる公務員様の愚策にあるでしょう。かつて石川五右衛門は「石川五右衛門ここに死すとも世に盗人の種は尽きまじ」と言ったようにいくら警察を強化しようと法を厳しくしようと厳罰化しようと偉大なる公務員様が今の自堕落な自身を改めない限り政府や偉大なる公務員様を恨む国民は減らないどころか増え続け、犯罪は増加・凶悪化し、治安は悪化する一方です。</p> <p>偉大なる公務員様はよく「私達は民間のように売上のような形で評価する事はできない」と言います。確かに行政は基本的に営利商売ではないので企業のように結果を売上と言う数値目標にするとどこの部署もマイナス評価しか出せない為一般国民の基準を該当させる事は難しいでしょう。ですが、売上ではなく制度を改正しサービスを提供する事でどれだけ企業の経済効果を増進させ、どれだけ国民生活のレベルを向上させられるかと言う結果を数値目標にする事は可能だと思います。そしてその条件での税収がいくら増収したか減収したかで彼等の評価を決め、給</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>与を決めるべきだと思います。偉大なる公務員様自身がいくら売上を上げたかではなく偉大なる公務員様が国民の給与をいくら増やす事ができたか（それによっていくら税収を増加させられたか）を給与査定基準にすれば良いのです。国民が満足な給与を得られるようになればその分支払う税金も増え、結果税収は増加し、逆に国民が満足な給与を得られず困窮すれば税金も満足以外に支払えず税収は減少しますからね。故に偉大なる公務員様にバブル期の大企業の間管理職の給与を無条件で与え続けるのは給与査定として間違っていると思います。</p> <p>こう書いたところで間違いなく偉大なる公務員様は「お前達愚民どもは大人しく偉大なる我々に従い死ぬまで搾取されていけば良いのだ」と下々の意見等聞く耳持たないと握り潰すのでしようが、貴方達がこの先安泰な未来を築きたいのであれば国民の不満や意見を真摯に受け止める事です。国民を敵に回せば偉大なる公務員様の印象はますます悪くなるどころか一切信頼も信用もされなくなりますし、治安も悪くなる事でしょう。そして国民の国家に対する不満に付け入った反日左翼や彼等を尖兵とした中国・韓国・北朝鮮・ロシア等の反日国家の侵略を許し、国家が崩壊するかもしれません。そうなった時誰が貴方達に味方してくれるのでしょうか？彼等反日国家が日本を植民地にし、総督府ができれば民族浄化で国民が殺される前にまず貴方達偉大なる公務員様が国民に復讐されるかもしれませんよ？</p>	
149	<p>反対です！</p> <p>持たせる意味、また動機が全く理解できません。</p> <p>人事院（廃止されてもそれに代わる窓口機関が設立する予定なんですよ）があるのに どうしてスト権が必要なのですか？</p> <p>付与の是非の前に どうしてこの話が出たのか 国民に知らせるべきだ！！</p> <p>仮に国家公務員に与えたら 次に地方公務員にも …と なることは必須のはず。</p> <p>学校 市役所 等 ストによって 多くの人、子供に迷惑がかかる。</p> <p>まず スト権付与より 先に掲げていた公務員給料削減 はどうしたのですか？</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>それに本当に国民の声が聞きたければ マスメディアを通して発表すればいい。</p> <p>それができない しないのはなぜでしょうね。</p> <p>少しでも良識のある方々の行動に期待しています。</p>	
150	<p>公務員のストライキの権利について反対します。</p> <p>もし、消防や救急、レスキューに従事している方々がストライキを行った場合どうなるのか考えたことあるのでしょうか？</p> <p>人命の危機に救助が来ない。助かる命が助からない。災害も二次災害となって拡大する。などなど・・・</p> <p>これが現実に入った場合、この権利を言い出した民主党および蓮蓬大臣はそのとききちんと説明と責任を取れるのか？甚だ疑問です。</p> <p>行政機関が停止してしまうような法案には反対します。</p>	個人
151	<p>国家公務員においてストライキ権を行使するのは容認できません。</p> <p>フランスなどにおいては頻繁にストライキが発生し、行政の市民への円滑な奉仕が阻害されています。自治労などの極左団体によって、本来税金の対価として与えられる市民生活への奉仕が政治思想により機能しなくなったり、自治労などにより、国家公務員に都合の良い法がストライキなどの圧力で推し進められる可能性があります。</p> <p>国家公務員などのガス抜きのために、解雇がなく、ある程度民間より高い給料が払われているではありませんか。</p> <p>ストライキなどによる表現の自由は制限させるべきです。必要ありません。</p>	個人
152	<p>人事院廃止に伴う国家公務員に対する争議権の付与については、付与すべきと考えます。</p> <p>私は、国家公務員として38年間、職務に精励してきました。この間14回の、住所の移転を伴う異動がありました。住所の移動だけでも、本人及び家族に及ぼす精神的・経済的負担には計り知れないものがあります。移動貧乏ということを言われたこともあるほどです。</p> <p>毎月の家計を切り詰めて、異動（支給される赴任旅費の不足分の費用）に備えるというのが常識でした。残業手当も然りです。月平均40～50時間ほど時間外勤務をしていましたが、支給される残業手当は、7～8時間程度でした。現在では、私の娘婿が同じ運命を辿っています。公僕として国民に奉仕するという気持ちがあればこそ、耐えられることです。人事院があっても、このような有様です。ましてや、争議権のない労使交渉となれば、雇用される側にとっては、更に厳しい結果になることは明白でしょう。人事院の勧告でさえも政府の意向によって、給与等の削減が行われてきました（例えば、中曽根政権時代等）。職員のモラルが上がらなければ、結局は組織としての力（国力）の増強には繋がら</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>ないと考えます。単純な考えで争議権を付与しないことには反対です。日本の国家公務員は、諸外国に比べても少ない人数で頑張っています。総合的な判断を切に希望する次第です。</p>	
153	<p>公務員は国民の公僕である。スト権など全く必要なし。</p> <p>税金で生きている奴らに、仕事を拒否する資格も権利もない。いやなら辞めてしまえ。</p> <p>現在の日教組や自治労も解体しろ。</p> <p>日本という国があるから存在できているのに、その国に逆らうとは片腹痛い。</p> <p>まさに癌ではないか。</p> <p>日本のことは全く考慮せず、公務員が勝手に作った組織のことだけを考えているから、オカシナことになる。必要なし。</p>	個人
154	<p>国家公務員の争議権について</p> <p>争議権は付与されなければならない。</p> <p>全農林の判例でも公務員の争議権の規制が合憲とされている理由に、人事院による保証という根拠が示されている。人事院制度を廃止し、新たに労使協定による制度を目指すのであれば憲法で保障されている争議権も自ずと認められなければ民主主義の根本である法治国家とはいえない。これまで、憲法により賃金労働者に労働三権が保障されていることは常識であり、今回のように、実質的に、場合により認められない権利もあるという考えを示すことは、結論ありき、その場しのぎの便法に見える。争議権を認めない代替措置に関しても、判断を第三者機関に委ねるといことは、実態的に労使関係調整の機関にしかなりえず、実質的には争議権の意義を否定するものである。また、政策的にも、国がこういうことを推進することは、賃金労働者の立場をより脆弱化させるものであり、民間企業も含め労働環境の悪化に拍車をかけることも想像される。</p> <p>時代を超えて作られてきた法は、人類の叡智ともいえる。その法の下に政治がおこなわれることが法治国家であり、民主主義はその上に成り立つものである。報告書にある「国民の理解を得られるか」で判断しようとするのは、単なる迎合主義になりかねない。法治国家であるいじょうは、憲法の理念に照らして判断するべきであり、それが国民の理解を得られないとするならば「知恵を働かせて、国民の理解を得られるように説明責任を果たす」ことが肝要である。</p>	個人
155	<p>公僕たる公務員にスト権は不要です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>「公」の幸福を第一義に考えて働いていただきたいと思います。</p> <p>民間で商売している私たちは「お客さまの幸せのお手伝いをして、その結果私たちの幸せが参ります」</p> <p>公務員の方々は「国民の幸せのお手伝いをして、その結果公務員の方々の幸せが来る」と思いますが</p> <p>スト権の考え方は、本末転倒で「自分の幸せが第一優先。国民は二の次」だと感じます。</p> <p>という考え方により「公僕たる公務員にスト権は不要です。」</p>	
156	<p>自律的労使関係制度に関する改革素案については、現在、論じられている公務員総人件費削減のために、人事院勧告を廃止し、労使交渉による給与決定（賃金引き下げ）を目的として導入されようとしているが、本来、公務員給与は人事院勧告制度によって、民間準拠により決定されているものであり、民間に比べて給与が高いというものではない。また、企業であれば、業績が上がれば給与（賞与）も上昇するが、公務員の場合は、国家の業績（税収）があがれば、公務員給与を引き上げる仕組みにはあらず、交渉により給与を決定する仕組みとなれば、事実上、民間準拠もしくは引き下げにしかならない。しかも、労使交渉に当たってスト権の付与がなされないのであれば、民間に比べ一方的に公務員の処遇を悪化させるだけである。</p> <p>国家財政の悪化について、公務員叩きによって、国民の目をそらすのではなく、無駄な事業の削減とそれによる人員の削減、そして、窓口に散見される能力の低い職員への対処を行うべきである。</p> <p>また、公務員の処遇を民間より悪化させることは、優秀な人材が公務員にならないということであり、国家組織のレベル低下を招くことになる。</p> <p>以上のことから、現状の人事院勧告制度を維持した上で、公務員組織の改革を行っていくべきと考える。</p>	個人
157	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>公務員によるストによる社会的影響も多いと感じ、国民へのメリットはありません。</p> <p>ストが行われた場合に非現業職員以外だけで対応できるとは思えません。</p> <p>懇談会報告の資料のP17の「9行～12行」やP19、「2 争議行為により被害を受けた第三者への損害賠償」では具体的な案も無く、事後に対応することになっており、そんな制度に賛成できる訳がありません。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。 公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	
158	<p>争議権について、これを国家公務員に付与することに国民利益があるとはどうも思えません。国家公務員はそもそも国家が後ろについている限りデフォルトなど民間企業が相当なダメージを受けた最後の最後でない限り、財政的にリストラされることはありません。そのような身分保障を事実上確保された上、争議権を行使しても労働者のみが守られ最終的に国、国民の利益には結びつかず頻用されたり、拡大解釈にて利用されるととりかえしもつかない停滞が起こります。現にギリシャなどはこの争議権の悪用にも近い利用で公務員が守られ、国家財政が破綻しようとしています。人事院は天下り批判もあるものの現時点では公務員の権利を守るとともに行政停滞を来さない一定の役割は果たしていると思います。争議権付与には強く反対します。</p>	個人
159	<p>僭越ながら意見申し上げます。</p> <p>自律的労使関係、特に労働争議権（スト権）は決して公務員には与えてはいけません。 それに不満な公務員は辞職して、民間に入れば良いのです。</p> <p>このような戯言をいう間に、やるべき事があるはず。確か公約には「公務員給与の削減」とありましたので、当然それを実行して頂かなくては有権者に対する裏切り、まるで詐欺です。</p> <p>そもそも公務員の中には自治労、日教組という違法で腐敗した組織がありますので、即刻「仕分け」しなければなりません。</p> <p>現状では、「政治活動・組合活動にうつつを抜かず不良公務員、反日公務員」が手厚く保護されていて、罷免することができない点に問題があると思われます。国が罷免権を持つことが必要なのです。</p> <p>ただし、国益を考え行動した海上保安官が処分されたように、日本の国益を優先する事を望む国民の意に反するような事が続くようならば日本国民はもはや黙ってはいないでしょう。</p> <p>我々の先人、英霊が先の大戦で世界に知らせたように、日本人の誇り高さ、勇敢さを忘れてはなりません。私は心から平和を望んでいますので、これ以上不良公務員の自治労などの組合や政治活動を放置したり、ましてスト権を与えるという愚策に断固反対です。</p> <p>もしこれが実現するようなら、私はとても不安に駆られます。</p> <p>それは日本民族の持つ、自らの身を顧みず怨敵を討つ勇敢さのみからではなく、我々の尊敬する「英雄」千葉景子先生からの強い影響があるか</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>らです。千葉先生率いる共産主義同盟が成田闘争で行った活動こそ政府に対する抗議の正しい姿だと多くの国民が気付いているからです。</p> <p>また前述の海保職員の件での処分抗議する方法として、前例を探しますと「超法規的措置」が1977年9月の折にも取られていた事が有名です。こういった活動の有効性をご自身で体現され、示してくれた千葉先生をはじめその同胞の方達を心から尊敬していますが、私としてはそれと同時にこういった抗議活動にいささか疑問も持っています。</p> <p>平穏無事に過ごす事を望む私としては、公務員にスト権などという火種を作ったり、日本の国益を特定亜細亜諸国に売り渡すような売国政策をやめて頂ければ幸いです。</p>	
160	<p>国家公務員へのスト権付与に対して『反対』です。</p> <p>まず公務員にはスト権が無い代わりに身分も給料も保証されているのです。人事院に代わって政府と公務員が労使交渉で勤務条件を定める仕組みづくりを目指していると報道されておりますがそれなら政府による公務員の解雇も可能な法体系にしなければならないはずですが、しかし、もし仮にストが実行され例えば救急車や消防車が出動しないという事態もあり得るのです。</p> <p>蓮舫大臣は「自分たちの賃金は税金に由来するという意識を公務員にも持ってもらいたい」と改革の必要性を強調した。(時事通信 2010年12月14日)とのことですが国民生活に影響が出かねないのですよ、同意しかねます。</p> <p>そもそも官公労は民主党の支持団体ですよ、国民としては呆れるばかりです。断固、反対いたします。</p>	個人
161	<p>潰れる心配のない公務員にスト権を与えてどうするのか？</p> <p>公務員にスト権を与えることは、絶対反対！！</p>	個人
162	<p>公務員にスト権を与えるのは絶対反対です！！！！</p> <p>労働基本権のうち、労使交渉で給与水準を決める「協約締結権」を与えることにも反対です。</p> <p>労使交渉というなら、公務員は公僕ですから、国民・住民と交渉しなさい！</p> <p>そして、労使交渉で給与水準を決める「協約締結権」を与えるなら、もちろん、働かない、無駄な人員、労働組合運動ばかりしている人は解雇できるようすることが前提です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>それに、公務員にスト権を与えるなんてもっての他！ 気でも狂っているんですか？ 馬鹿も休み休み言いなさい！</p> <p>ほんと、馬鹿ですか？</p> <p>公務員がストを起こして、行政がストップしたらどうするのですか？ どこの国民の福祉に対するメリットがあるんですか？</p> <p>民主党はどこまでも国民を騙し、労働組合の労働貴族ばかり優遇する極左政権で、もう本当にうんざりです。</p> <p>民主党が、中韓の傀儡政権であることは、もはや、半数近くの国民が、嗅ぎ取っている実態です。</p> <p>民主党は、統一地方選挙、次の総選挙で壊滅することでしょう。</p> <p>早く、解散総選挙せよ！！！！</p>	
163	<p>一 天下り、年金業務不祥事などの反省からこの制度改革案が草起されたことであろうが、民主党の公約は「公務員給与の削減」であったはず。多くの不祥事に乗じて、公務員にスト権を与えることは問題のすり替えである。</p> <p>二 スト権について、軍隊（現今では自衛隊）、警察、国家と地方公務員（教員は除く）はスト権を付与されないというILOの見解を待つまでもなく、国家公務員64万人、地方公務員約286万人が団体交渉をしたら、国内の損害だけでも旧国鉄の比ではない。国内が騒乱状態にあるとき隣国がどんな行動にでるか、明らかに推測できる。従って、ストは国家存亡の事態を誘発する。</p> <p>三 中小企業、町工場、第一次産業従事者は、今不況のどん底にあり、当然ストをやろうにも相手がない。公務員（＝自治労）が「公務員庁（設立されたとして）」相手に団体交渉することは、労使関係とは言えないところの身内同士の茶番劇ともいえなくもない。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>四 上記三から発展するが、自治労は御党の選挙のための集票マシンである。この公務員制度の改革によって政権維持をはかり、国家公務員と地方公務員は他の業種よりも更に身分の安定と権益擁護を図る事が出来る。となると、一国の政治が利権で動くことになる。日本国の由由しき出来事になるであろう。</p> <p>以上の理由から、この改革の中のスト権については、反対を表明するものである。</p>	
164	<p>公務員の処遇については現状においても人事院による勧告で恒久的に手厚く保護されている。このことは周知の事実であり公務員の処遇の改善を求める声など聞いたことがない。綱紀粛正を要する事件の方がはるかに多い。そもそも公務員は国民の公僕であるのだから民間より上をいく処遇であってはならないが現状はエリートクラスであり、国民の不満は渦巻いている。このような中において政府が公務員に争議権の付与を検討しているなど言語道断である。政府の神経すら疑う。</p> <p>公務員への争議権の付与は国民生活の安定を損うものである。何故なら現在極めて恵まれた処遇の公務員に争議権を与えれば、国民の不満は爆発し、政府へ怒りは最大になり当然内閣支持率も低下の一途をたどるに相違ない。</p> <p>国民に奉仕する立場の公務員が争議などするのは論外である。</p> <p>よって公務員への争議権は絶対に付与されてはならない。</p> <p>公務員への争議権の付与に断固反対する。</p> <p>繰り返します。</p> <p>公務員への争議権の付与に断固反対します。</p> <p>このような施策を講じようとする現政権ももう支持はしません。</p> <p>以上</p>	個人
165	<p>国民の公僕として国民に奉仕する立場であり、その為に生活を恒久的に保障されている立場の国家公務員は、「自律的労使関係」など付与されるべき性格のものではありません。このような行為は、大義にもとるし、人倫にもかいません。言語道断です。公務員の争議権付与及びそれにまつわる段階の検討すら百害あって一利なし。断固反対です。こんな施策を執る人々には孫子の代まで祟りがありますよ。</p> <p>以上</p>	個人
166	<p>自律的労使関係制度の措置についての意見です。公務員の争議権（スト権）を認めることに反対です。公務員は争議権を認めなくても現行の人事院による給与勧告により社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保できます。何よりも公務員は国民生活の公僕であり、その生活は恒久的に保障されているもので、そのような身分の者にあえて今さら争議権など与える必然性はありません。安定的身分かつ国民に仕える立場の人間に争議権を与えることは公共の福祉、国民生活の安定を大きく阻害するばかりでなく一般的労働者の意欲さえ大きく阻害するものです。公務員に争議権を認めるという政策は言語道断です。断固反対です。</p> <p>以上</p>	個人

番号	意見	意見提出者
167	<p>国家公務員の自立的労使関係制度の措置に関し、憲法第 28 条に従い無条件で付与することを申し述べます。</p> <p>憲法は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と定めており、公務員であることによる制約を定めていません。労働基本権は基本的人権の一部であり、人権は無条件に尊重することが憲法の要請であると考えられます。</p> <p>また、公務員は第 15 条第 2 項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と定められています。よって全体の奉仕者に相当の労働条件を時の政権に左右させず、労使が自立的に国民に対し責任を持ちつつ交渉で確定していく作業は、国民にとっても有意義なものになると考えられます。</p> <p>世界的に見れば日本の公務員に対する労働基本権の制約は異常であることは明かです。ILO 勧告などを無視し、これ以上この問題を先送りすれば、国際的に人権後進国のらく印を押されるのは明かです。むしろ、人権に対する制約・弾圧が絶えないアジア地域で、この問題の先駆的役割を日本は発揮されることを求めるものです。</p>	個人
168	<p>国家公務員のスト権は、行政サービスの観点から社会的影響力が大きいことと、法的には解職されないことと相殺することで認められていないと聞きます。そこでまず国家公務員と民間企業の従業員とを比較対象すること自体に疑問を感じます。</p> <p>それを無視し、民間並に国家公務員にスト権を付与することを考えておられるのでしょうか。国民の被りうる被害について何の言及もありません。何か用事があっても今日はストをやっているからまた別の日にしよう、なんて 暇な国民ばかりではありません。</p> <p>そもそもこの措置自体今の苦しい国民生活に何のプラス要素があるのか全く理解できません。</p> <p>治安関係職員らを除く非現業職員に制限しても、日本の労働争議を鑑みれば、国家公務員へのスト権付与は、ただでさえ民間と格差のある国家公務員給与の上昇や、日本社会への悪影響しかもたらさないのではないのでしょうか。さらに言えば気に入らない政策に対してストをちらつかせ、政権に対して隠然たる影響力を持つことも考えられます。それこそ人件費削減など、スト権の付与により達成不可能となってしまうのではと懸念しております。</p>	個人
169	<p>公務員労働者の労働基本権が不当にはく奪され続けされていますが、ILO は、2002 年以降でも 6 度にわたって、労働基本権制約の見直しを勧告しています。国際的な基準でも日本の公務員における労働基本権についての見直しは喫緊の課題です。</p> <p>憲法が規定する基本的人権を実現する公務員制度とするため、公務員労働者の労働基本権の一刻も早い回復を求めます。</p> <p>以下の内容が「自律的労使関係制度」の検討に反映されるようお願いします。</p> <p>(1) 公務員の団結権の検討を求めます。</p>	東京都障害児 学校教職員組 合（執行委員長 白瀬 美弘）

番号	意見	意見提出者
	<p>① 団結権については、消防職員、監獄職員にも保障する。</p> <p>② 組合員の範囲は、労働組合が自主的に決定できる制度とする。</p> <p>③ 労働組合の代表者に勤務時間の内外を問わず、その任務の迅速かつ能率的な遂行に必要な便宜を供与する。</p> <p>④ 労働組合の団結と活動の必要性から在籍のまま必要な期間、組合業務に専念することができることとする。</p> <p>⑤ 不当労働行為は禁止規定を明文化する。組合員であること、労働組合の正当な活動を行ったことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。使用者たる当局は、正当な理由なく団体交渉を拒否してはならない。</p> <p>⑥ 労働組合は、公的機関からの完全な独立を享受し、その結成、運営、活動に対する公的機関からの支配・介入に対して十分な保護を受けるものとし、中央労働委員会などによる適格性審査などの規制措置は設けない。</p> <p>(2) 団体交渉、労働協約締結権について、公務員の基本的な人権実現を目的に回復することが必要です。団結権が認められる公務員については、原則として団体交渉権、労働協約締結権を認めるべきです。</p> <p>① 国家公務員、地方公務員に労働協約締結権を含む団体交渉権を保障する。</p> <p>② 労働条件は、労使対等の原則にもとづき、団体交渉によって決定することを基本とし、雇用、賃金、労働条件にかかわる事項は、すべて交渉の対象とする。法令に規定される事項でも、労働条件に影響する事項は交渉対象とする。</p> <p>③ 団体交渉の当事者は、内閣の長たる内閣総理大臣および各府省大臣と、それぞれに対応する労働組合とする。内閣総理大臣の権限を受任する公務員担当大臣を設けることは妨げないが、その場合でも、関係する法令の主務大臣に代わって労使合意を可能とする規定を設ける。</p> <p>④ 労働条件事項について、公務員労働者に労働協約締結権を保障する。当事者は協約を遵守し、誠実に履行する義務を負う。</p> <p>⑤ 労働協約が、法律や条令の制定または予算上の新たな措置が必要な場合、内閣には必要な措置を議会に付議する義務が生じる。国会で議決されたとき、協約は締結時に遡って効力を持つ。</p> <p>(3) 争議権についても、少なくとも国際的な水準に合うよう求めます。</p> <p>① 争議権は、「国家の名において権限を行使する公務員」（国家公務員の本省庁課長以上、地方局長以上など）以外については、これを保障する。</p> <p>② これに伴って、非現業国家公務員の「あおりそそのかし行為」の禁止規定を撤廃し、同行為に対する罰則規定を廃止する。また、労働組合の正当な争議行為を理由とした損害賠償を請求することはできない。</p> <p>なお、労働関係調整法が規定する公共業務にかかわる公務員労働者については、同法を適用する。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>(4) 労働基本権が引き続き制約される公務員については、その制約に見合った「代償措置」を求めます。</p> <p>① 引き続き、労働協約締結権、争議権が制約される労働者に必要な代償措置として、「当事者があらゆる段階で参加することができ、その裁定が全面的かつ速やかに実施される適切・公平・迅速な調停仲裁手続き」が保障されるものとする。</p> <p>② 公務員労使関係の紛争解決にあたるとともに、不当労働行為の救済などを行う中立・公平な第三者構成の機関を設置する。</p> <p>(5) 制度改革で、現行人事院勧告制度の勤務条件に関する勧告は廃止されることとなりますが、公務員制度の中立・公正な運営を担保するため、試験、任免、身分保障、研修などを行う独立の中央人事行政機関は設ける必要があります。</p> <p>以上</p>	
170	<p>日本国憲法第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。</p> <p>現在のように、公務員の身分を手厚く保証したままで、スト権を与えるなど論外である。</p> <p>公務員は、民間より、給与、退職金、年金、労働条件など、どれほど優遇されているのか。1日の労働時間も7時間45分になっているが、日本企業（の正社員）の何割の1日の労働時間が8時間を切っているのか！きちんと示せと言いたい。</p> <p>税金を払っている民間企業より公務員の給与が高いなどということはあってはならないことであると思われるが。公務員の労働条件は、国民が決められるようにすべきである。</p> <p>公務員に権利を与えるより、まずは、もっと公務員を簡単に罷免できるようにすることが先である。</p>	個人
171	<p>労働基本権の付与には、当然「争議権」が含まれなければならないと考える。憲法上の権利でもあり、争議権がなければ、団体交渉をする上で、使用者側の立場が強くなってしまふのは自明の理である。</p> <p>交渉を有利に運ぶことが理由になっての争議権の見送りは、果たして制度改革と言えるのだろうか。国際的に見ても、先進諸国では一様に、当然の権利として与えられるものだと思う。</p> <p>先進国のなかで、人権という観点でも他国から敬われる国として、政権交代をした今だからこそ、新たな一歩を踏み出すべきである。</p>	個人
172	<p>公務員にスト権は不要と思います。</p> <p>国民の為に働くのが公務員であり、それを承知の上で公務員になっているはずです。</p> <p>憲法第 28 条に制定されている通り、「多くの国民が不利益を被るような職種の場合、公共の福祉の観点から団体行動権が法律法で制限される場合もある」公務員は多くの国民が不利益をこうむるような職種に当てはまります。だからこそ今まで制限されていた訳です。今、何故、スト権を与えようというのでしょうか？</p> <p>公務員は保護されています。営利を目的とした企業とは違います。保護された上にスト権は不要です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
173	<p>1 使用者側の概念について</p> <p>国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談報告（以下報告。）p 12中段の「協約締結権及び争議権それぞれの付与対象から除外される職員」という記載はあるが、「使用者とは誰を指すのか」という記載がない。使用者の定義を作成すべきである。</p> <p>使用者の定義としては、労働組合法の使用者の概念にプラスして企画立案に関わる職員を使用者として定義すればよいと考える。企画立案に関わる職員を使用者と定義するのは、政府と一体となり、自己が責任を持って企画立案する必要があるからである。</p> <p>2 団結権について</p> <p>憲法は、労働組合に加入する自由を認めている。報告pの別添2の自律的労使関係制度に関する改革素案p4の2の（1）では、構成員の過半数以上の組合だけに交渉権を与える制度となっている。一般の労働者と同じように弱小組合や合同労組に対しても団結権を与えるべきである。労働組合は、自由につくれるはずであるが、コスト削減のため、過半数に満たない労働組合に団体交渉権がないのは組合差別であり、誤っている。</p> <p>3 スト権について</p> <p>「スト権のない団体交渉は貧乏人の物乞いである。」と言われている。スト権は認めるべきである。命を預かる病院でもストライキは行われており問題ない。逆に、ストを行った場合に罰則がある団体交渉は、団体交渉とは言えないと考える。</p> <p>報告p19上段では、ストが起きた場合の損害をどのようにするかを検討がなされていない。正当なストが起きた場合は、民間と同じように使用者側が責任をとる制度とすべきである。</p> <p>仮にスト権を認めない場合は、一般企業と同じように労働者の兼業を認めるべきである。</p>	個人
174	<p>自律的労使関係制度構築に反対します。</p> <p>一部上場企業であっても、スト権をなんらかの形式で利用しているところは稀有です。</p> <p>例外は主に運輸関係ですが、その職員が他の企業と比べて特に労働意欲が高いということは、見出せません。したがって、本制度構築の目的を達成することは期待薄です。</p> <p>むしろ、かつての国労、動労のような闘争のための闘争を好む集団を育成する危険性があります。最後になりますが、この制度構築に反対です。前様、山村様、山本様、二村様におかれましては、ご再考を頂ければ幸いです。</p>	個人
175	<p>公務員労働スト権付与は絶対反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。(憲法15条) 労働スト権は自治労のためのものであり、国民全体にとって害悪である。 ・公務員は民間と比べ景気に左右されず安定した雇用を維持できる。また給与・福利厚生・天下りも民間と比べ優遇されている。 ・公務員スト権は政治介入の常とう手段になる。 	個人

番号	意見	意見提出者
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員制度改革という美名に名を借りた公務員貴族確立であり政治介入のための手段となりうる。国民にとって害悪そのもの。 ・ 外国籍の公務員にも与えることは国民生活に重大な支障が出る。在日外国人による日本人差別である。 	
176	<p>今の日本の民間人は、手当ても保障も薄く、手取りそのものも終身雇用もくずれ、生活自体が危うい暮らしをしている家庭が大変多くあると思います。</p> <p>その中で税金を払い、日々生活しているわけですが、それに対し、公務員は、初任給自体も、今は低いという基準でもなく、手当ても保障もしっかりついています。すべて、国民の税金で賄われています。</p> <p>公務員の待遇が民間に比べ、格段に良い今ですが、今回の制度のとりまとめでストライキ権を持たせるような考えが盛り込まれる恐れがあると聞きました。</p> <p>断固反対いたします。</p> <p>民主党の政権公約は、公務員の給与削減、定数削減であり、公務員に団体交渉権を与えるものではなかったと思います。</p> <p>削減するが、交渉権を与えるというのは、筋が違いすぎます。</p> <p>交渉いかんでは、削減どころか、給与増だって可能性が出てきます。</p> <p>そういうことをするのが今の政権与党なのでしょうか。</p> <p>我が国、日本の大臣や総理大臣のいう、「民意」とは、いったいどこに焦点を合わせているのでしょうか。</p> <p>民意は、国民全体の意見であり、国民の血税を給与とする一部の人の意見だけではありません。</p> <p>私は、主権者として、公務員に団体交渉権をもたせることに、断固反対します。</p> <p>この意見募集が期間が年末年始にかけての意見募集であり、今月中の意見取りまとめという期間の短さにも疑問が残ります。</p> <p>卑怯だと後ろ指さされるかもしれないような振る舞いは止めてください。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>国民の代表ということで、正々堂々と、期間もしっかり取って、国益に叶う政策をしっかりと検討して、政治を行なっていただきたいと思えます。</p> <p>どうぞ、よろしくおねがいします。</p>	
177	<p>民間で代替できる業務については争議権を認めるかわりに、職業の安定性を民間なみにおさえること。</p> <p>ここでいう民間とは、一握りの大企業ではなく、国内の大多数の中小企業が基準。</p> <p>倒産・廃業・解雇。</p> <p>そういうリスクが民間にあることを考慮した上で、過度に公務員が優遇されていると一般国民が不満を抱くような状況は回避するべき。</p> <p>もしも、そのような状況が到来するのであれば、すべての権力行使は主権者たる国民の承認なくしては正当化されないという国民主権の観点から問題がある。</p>	個人
178	<p>こんにちは。</p> <p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集していると知り、意見を出させていただきます。</p> <p>公務員のスト権を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集、役場窓口の業務など、ストによって停止になっては、国民が困ります。</p> <p>そもそも公務員は、スト権を認めなくても現行の人事院による給与勧告によって、社会情勢に合った適正な給与を確保できる。</p> <p>したがって、公務員のスト権は『絶対に』認めるべきではない。</p> <p>公務員のスト権を認める等という、国益を著しく損う政策に対し断固反対致します。</p>	個人
179	<p>公務員へのスト権の付与、協約締結権、どちらにも断固反対します！！</p> <p>現状でさえ、公務員の実態は社会の公僕とは云えない程に自らの権益を拡大し過ぎています。</p> <p>現状の屋上屋を重ねるが如き手厚い身分保障をそのまま放置した上に、これらの権利を与えることを検討すること自体、国民を無視した行動で</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>あると考えます。(少なくとも民主国家では)</p> <p>これ程国民をバカにした意見公募も世界ではめずらしいのではないですか？クリスマスから1月15日という一年でも最も忙しい時期に実は国民にはなるべく目に付かない方法でやっています。(その自覚がお有りですよ) 儀装を得意とする民主党的体臭がむせ返るほど臭って来ます。これ程馬鹿気たイベントに参加せざるを得ないマトモな日本人の事も少しは考えてください。あり得ない提言のためにどれ程の時間を無駄にしたか？郵送料金、用紙代金をこんなバカげたことに遣わざるを得なかった情けなさにあきれます。スト権付与、協約締結権は与えてはなりません。</p>	
180	<p>公務員労働者の労働基本権が不当にはく奪され続けられる一方で、日本年金機構発足に伴い500名を越える国家公務員労働者が整理解雇されたような民間並みの人事管理が行われています。また、公務の特殊性をふまえた条約を採択しているILOは、2002年以降でも6度にわたって、労働基本権制約の見直しを勧告しています。</p> <p>そのこともふまえ、日本における労働者の権利水準を引き上げ、憲法が規定する基本的人権を実現する公務員制度とするため、公務員労働者の労働基本権は即座に回復すべきです。</p> <p>以上の点を前提に、以下の内容が「自律的労使関係制度」の検討に反映されるよう意見を提出します。</p> <p>(1) 公務員労働者の団結権の検討も必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 団結権については、消防職員、監獄職員にも保障する。 ② 組合員の範囲は、労働組合が自主的に決定できる制度とする。 ③ 労働組合の代表者に勤務時間の内外を問わず、その任務の迅速かつ能率的なことに必要な便宜を供与する。 ④ 労働組合の団結と活動の必要性から在籍のまま必要な期間、組合業務に専念することができることとする。 ⑤ 不当労働行為は禁止規定を明文化する。組合員であること、労働組合の正当な活動を行なったことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。使用者たる当局は、正当な理由なく団体交渉を拒否してはならない。 ⑥ 労働組合は、公的機関からの完全な独立を享受し、その結成、運営、活動に対する公的機関からの支配・介入に対して十分な保護を受けるものとし、中央労働委員会などによる適格性審査などの規制措置は設けない。 <p>(2) 団体交渉、労働協約締結権について、公務員労働者の基本的人権実現を目的に回復することが必要です。団結権が認められる公務員については、原則として団体交渉権、労働協約締結権を認めるべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国家公務員、地方公務員に労働協約締結権を含む団体交渉権を保障する。 ② 労働条件は、労使対等の原則にもとづき、団体交渉によって決定することを基本とし、雇用、賃金、労働条件にかかわる事項は、すべて 	<p>富山県国家公務員労働組合協議会（議長 吉野 隆之）</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>交渉の対象とする。法令に規定される事項でも、労働条件に影響する事項は交渉対象とする。</p> <p>③ 団体交渉の当事者は、内閣の長たる内閣総理大臣および各府省大臣と、それぞれに対応する労働組合とする。内閣総理大臣の権限を受任する公務員担当大臣を設けることは妨げないが、その場合でも、関係する法令の主務大臣に変わって労使合意を可能とする規定を設ける。</p> <p>⑤ 労働条件事項について、公務員労働者に労働協約締結権を保障する。当事者は協約を遵守し、誠実に履行する義務を負う。</p> <p>⑥ 労働協約が、法律や条例の制定または予算上の新たな措置が必要な場合、内閣には必要な措置を議会に付議する義務が生じる。国会で議決されたとき、協約は締結時にさかのぼって効力を持つ。</p> <p>(3) 争議権についても、少なくとも国際的な水準に適合するよう検討すべきです。</p> <p>① 争議権は、「国家の名において権限を行使する公務員」（国家公務員の本省課長地方局長以上など）以外については、これを保障する。</p> <p>② これに伴って、非現業国家公務員の「あおりそそのかし行為」の禁止規定を撤廃し、同行為に対する罰則規定を廃止する。また、労働組合の正当な争議行為を理由とした損害賠償を請求することは出来ない。</p> <p>なお、労働関係調整法が規定する公共業務にかかわる公務員労働者については、同法を適用する。</p> <p>(4) 労働基本権が引き続き制約される公務員労働者については、その制約に見合った「代償措置」を検討すべきです。</p> <p>① 引き続き、労働協約締結権、争議権が制約される労働者に必要な代償措置として、「当事者があらゆる段階で参加することができ、その裁定が全面的かつ速やかに実施される適切・公平・迅速な調停仲裁手続」が保障されるものとする。</p> <p>② 公務員労使間の紛争解決にあたりとともに、不当労働行為の救済などを行なう中立・公平な三者構成の機関を中央・地方（都道府県単位）に設置する。</p> <p>(5) 制度改革で、現行人事院勧告制度の勤務条件に関する勧告は廃止されることとなりますが、公務員制度の中立・公正な運営を担保するため、試験、任免、身分保障、研修などをおこなう独立の中央人事行政機関は設ける必要があります。</p> <p>以上</p>	
181	<p>1. 公務員には、団結権を与える。</p> <p>団体交渉権、協約締結権及び、争議権は与えない。</p> <p>理由：雇用主体が国家（国民）であり、個別の民間企業とは異なり、不正悪徳雇用主になる可能性が無いため。</p> <p>2. 国家、地方公務員の給与総額は、現在年間約40兆円となっているが、改定を行い、年間20兆円に半減する。</p> <p>理由：雇用主体が国家（国民）であり、個別の民間企業と異なり、雇用が安定しているため。</p> <p>上記のため、退職する公務員があれば、代わりに優秀で意欲がある国民を補充可能である。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>3. 公務員の給与決定は、人事院が行うのではなく、各議会が行う。 理由：議会が、雇用主体である国家、都道府県、市町村の納税者の代表であるためである。又、給与の透明性も確保できる。</p> <p>4. 公務員法に、公務員の職務の目的を、「国家、都道府県、市町村の住民への奉仕である」ことを明記する。</p> <p>以上</p>	
182	<p>争議権は付与するな！！公務員給与20%削減が先！！</p> <p>公務員は単なる労働者ではなく国民の公僕である。国益を害するような者を排除する制度にせよ。</p> <p>争議権を乱用すれば社会が混乱するため、付与すべきではない。</p> <p>天下りの廃絶はどうなったのか。</p> <p>公務員給与20%削減はどうなったのか。</p>	個人
183	<p>自律的労使関係制度の措置に反対します。</p> <p>私達公高教は、昭和44年6月の結成以来、国旗・国歌を尊重し日本人としての誇りと自信を持った次代の日本を担う人材育成のため、教育専門職としての意識を持ち、「教育に責任をもつ教職員団体」として、教育活動に真摯に取り組んでいます。</p> <p>現在学校現場では、平成18年に成立した新しい教育基本法の理念に基づいて、様々な教育改革が行われています。これらの改革をしっかりと行っていくためには、児童・生徒に直接関わる教職員の待遇を保障し、教育活動に専念できる環境づくりが大切であると考えます。</p> <p>そのような中、検討されている公務員、特に教育に係る自律的労使関係制度構築は、児童・生徒を置き去りにするものであり、現在行われている教育改革に逆行するものであると考えます。</p> <p>学校現場では、学力向上に向けた取り組みやきめ細かな生徒指導等により超過勤務が常態化しています。また、部活動指導や土曜補習等による休日出勤も多くなっているのが現状です。我々教職員は、生徒を中心とした教育活動に日々邁進するとともに各種研修を通して資質や指導力向上に日々努力しています。この様な状況の中で、自律的労使関係制度が構築されれば、労使交渉に割く時間と労力が多くなり、児童・生徒と接する時間は今以上に少なくなることが予想されます。教育活動の中で最も重要な部分が犠牲になってしまいます。特に、職員団体に対して争議権を与えることは大きな問題であると考えます。</p>	大分県公立高等学校教職員組合（公高教） （執行委員長 廣谷 康之）

番号	意見	意見提出者
	<p>従って、私達公高教は、現在の人事院制度を維持し、官民較差を調査しての給与決定が必要であると考えています。そのため、労使交渉による、給与決定は公務員には馴染まないと考えています。</p> <p>「人づくり」を担う「教育」こそが、これからの日本の行く末を考える上で最も大切な国策であると考えます。未来を支える子供たちのためにも、慎重な審議をお願いします。</p>	
184	<p>1 総理を始め閣僚から、自律的労使関係制度を国家公務員の人件費削減の手段と位置付ける発言（例えば、1月5日夜のテレビ朝日『報道ステーション』）があるが、そのような内容が、今般の制度改革の主要な目的なのか、否かを明確にした上で議論を進めるべきである。</p> <p>2 「自らの働きぶり」に対する国民、国会の理解の下に勤務条件を決定するとしているが、労働組合が政府の政策、施策の在り方に関与できない仕組みのもとで、政策、施策の評価が個々の公務員の「働きぶり」に対する評価を決してしまうという傾向があると感じる。実際、職員は、月に百時間、二百時間超の超過勤務を強いられながら、その1/10も手当が支給されない中、国民のため、一生懸命に努力を続けている。こうした公務員の「働きぶり」を世間は評価しているだろうか。むしろ、公務員＝罪悪といった偏見に満ちた評価が蔓延しているのではないか。こうした偏見の混じり易い「働きぶり」への評価を勤務条件に結び付けることが果たして公正なのか、また、「一層効率的で質の高い行政サービスの提供」につながるのか、疑問である。</p> <p>「国会の理解」は、憲法上の要請と考えるが、その位置付け次第では、勤務条件自体が政治的に取り扱われることとなり、公正な水準の確保に結び付かないのではないか。</p> <p>3 自律的労使関係制度の確立によって、職場の諸問題がこれによって真に解決できるのか、全くイメージができない。</p> <p>逆に、勤務条件の公正さを投げ捨てて、大規模なリストラの道具として位置付けるなら、公務は混乱し、何より、国の運営に不可欠である有能な国家公務員も払底するだろう。</p> <p>こうした事態に陥らないよう、勤務条件の公正さを担保する仕組みを積極的に検討し、導入すべきではないか。</p> <p>また、労働組合が存在しない職場や労働組合は存在するが交渉で合意に至らなかった職場では、労働条件を誰がどのような方法で定めるのか、労働者保護法規の適用がどうなるのか、不明確である。</p>	個人
185	<p>公務員の人件費は高すぎる！</p> <p>民間の給与より高いなどということはもつてのほかである。</p> <p>労使の使は国民なのであるから、公務員の勤務条件は当然、国民の意見が反映されるようにすべきである。</p> <p>民主党に期待することは一刻も早く解散してくれることだけだ。本当に早く解散してほしい。</p>	個人
186	1 制度の目的等	全労働省労働

番号	意見	意見提出者
	<p>自律的労使関係制度（労働協約締結権の付与等）の目的に関わって、政府幹部から「国家公務員の人件費削減の手段」と位置付ける発言が繰り返されているが、働く者の基本的人権である労働基本権（労働協約締結権）の趣旨にてらして不適切。</p> <p>本来、労働基本権は、勤務条件の設定等に労使が参画することを通じて、過重労働をはじめとする職場の諸問題を適切に解決していくため、労働者・労働組合に付与されるものであり、議論の出発点として、こうした目的を労使をはじめ国民全体が共有することが重要。</p> <p>制度改革の目的をめぐって、こうした同床異夢の状態が続くことは、新制度の創設に向けた建設的な議論を阻害してしまう。</p> <p>II 制度の概要</p> <p>国家公務員の勤務条件の設定にあたっては、いかにしてその公正さを担保するかという観点が重要である。安定した公務の遂行をはかる上でも、国家公務員の勤務条件が「政争の具」とされるような状況を生じさせない仕組み作りが必要。</p> <p>このような観点から、情勢適応原則の名宛人は、法制上、内閣及び国会を含めるべき。</p> <p>また、勤務条件の決定原則の際の考慮要素の一つとして、民間給与を位置付ける場合、当該民間給与は、職務内容にてらして「同種・同等の労働者」の給与と比較すべき。</p> <p>加えて、勤務条件をめぐる合意形成の過程で、中立性を保持し、高い専門性を有した第三者機関（特に、内閣からの独立性は不可欠）の関与を認めるべき。その際、第三者機関は、労使当事者の参画が保障され、その裁定が確実に実施される、適切・公平・迅速な調停及び仲裁手続きを担うものとするべき。</p> <p>III 組織の整備</p> <p>新たな使用者機関については、予算措置等を始めとした必要な措置を講じる権限を十全に有したものでなければならず、その立場から予算策定・執行のプロセスの再設計を含めた検討を進めるべき。</p> <p>交渉の相手方が協約締結に関する必要な権限を有していなければ、労働協約締結権はもとより、団体交渉権でさえ画餅となる（手当の不払いを認めながら、不払いのままとなるなど）。同様に、使用者権限の委任についても同様の観点から、実効ある仕組みを構築すべき。</p> <p>IV 便益と費用</p> <p>国家公務員の多くが使命感を持ち、献身的に努力をしているが、改革素案では、「職員の意識改革」が便益の一つと位置付けられている。職員の意識をめぐる現状をどう把握・認識しているのか、立法事実として明確にすべき。また、労働協約締結権の付与を通じて、何がどう解決するのか、具体的に明らかにすべき。</p> <p>また、便益として掲げられている「一層効率的で質の高い行政サービスの提供」は、職員として不断に努力すべき課題であり、当然のことで</p>	<p>組合（中央執行委員長 森崎 巖）</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>あるが、勤務条件に関わる労働協約締結権の付与によって行政運営全般の効率が飛躍的にアップするかのような記述は、誤解を与えるのではないか。そのような便益を確保しようとするなら、労使交渉等の範囲を行政運営全般に広げることが必要であり、そうであるなら、労使が一層の責任感を持って向き合うことができる。</p> <p>V 争議権の付与</p> <p>「国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会報告」は、争議権の付与を「一つの選択肢」となり得ると積極的に位置付けるとともに、多くの論点について更なる検討の必要性を指摘している。従って、今後の検討の各段階であらためて労使を始め幅広く意見を聴取しながら、合意形成を図る丁寧な対応を図るべきである。</p> <p>以上</p>	
187	<p>自律的労使関係制度に関する改革素案を見ると、政府全体で統一的に定める勤務条件に関して中央での労使交渉を担う使用者機関が設置される、としているが、現在人事院が担当する人事行政の中立公正確保の機能は、組織形態が変わる場合にも損なわれてはならない、と考えられる。改革素案では、人事行政の公正確保等のための第三者機関の設置が掲げられているが、試験及び任免、研修、分限、懲戒という中核となる事務について所掌しておらず、人事行政の公正の確保のためには極めて不十分と言わざるを得ない。</p> <p>特に、憲法第15条第1項（公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である）、及び同条第2項（すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない）の規定趣旨を実現するためには、人事行政の中立公正確保を通じて、公務員が不偏不党、中立公正の立場で、かつ能率的に公務を遂行することを確保することが重要であり、その役割を第三者機関に担わせることが必要である。</p> <p>ここで外国の人事委員会の例をみると、たとえばイギリスでは、人事委員会が、各省における採用原則として共通の基準や手続を定めている。また、幹部公務員の採用については、人事委員会委員が選考委員会に加わるとともに、人事委員会の承認が必要とされる。ドイツでは、任用手続や基準等の詳細が法定されており、連邦人事委員会は、ラウフバーン資格を有さない外部からの任用の際には、その資格を審査することとなっている。</p> <p>改革素案にあるように「必要な人事行政機能」を使用者機関に集約するとしても、人事行政の中立公正の確保の核心となる試験及び任免、研修、分限、懲戒に関して、成績主義や公正確保のための原則・基準を定め、その遵守・監視の責務を第三者機関に所掌させることが、必要である。</p> <p>とりわけ、政治主導の下、幹部職員人事の一元管理を行う際には、併せてメリット・システム（成績主義）を徹底する仕組みがしっかり構築されなければ、スポイルズ・システム（情実人事）が横行し、公務の能率的運営に支障が生ずることになりかねない、と懸念される。</p>	個人
188	<p>「自律的労使関係制度に関する改革素案」の冒頭3ページ目の「(1) 自律的労使関係制度構築の目的」には、「労使が職員の勤務条件について</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革し、時代の変化や新たな政策課題に対応し、主体的に人事・給与制度の改革に取り組むことにより、職員の意欲と能力を高め、有為な人材を確保・活用すること」とあります。つまり、改革素案の目的はあくまでも労働環境の改善により有能な公務員を育てていくこととあります。</p> <p>しかし、改革の中身を見ますと、公務員の労働基本権のうち今まで認められていなかったもの（団体交渉権、争議権）を如何にして付与していくかという記述ばかりが目立ち、「有為な人材を確保・活用すること」の術についてはほとんど触れられていないような印象を持ちます。これでは、有為な人材というよりはむしろ、政治活動・組合活動にうつつをぬかすような公務員をますます増長させるおそれがあります。</p> <p>公務員制度改革の主旨は、無駄な経費を削減し有能な公務員を育てて活用していくことであつたはずで、それを、安易に争議権（スト権）などを与えてしまったら、官公庁・役所等における業務がストップし、国民・市民生活に支障を与えるおそれがあります。それでは、公務員改革の流れに逆行する結果となります。</p> <p>公務員は「公僕」、すなわち、国民・市民のために働く者です。その原点に立った上で、公務員の労使制度改革について議論をすべきだと考えます。</p>	
189	<p>【公務員のスト権に反対します】</p> <p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
190	<p>公務員にスト権を与えることに反対します。救急隊、消防士、警察官がストを起こせばどうなりますか。今民間企業のストもなかなかお目にかけられません。苦しい民間企業を尻目に公務員にスト権を与えるなんて考えられません。</p>	個人
191	<p>自律的労使関係制度の措置について意見を募集しておられると知り意見を提出させていただきます。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>公務員の争議権（スト権）を認めることに対して反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員とは名誉と安定と誇りある職業であると考えます。</p> <p>ワーキングプアそして保障されない仕事に従事している国民は沢山おります。その中で名誉と安定と誇りある職業の公務員が争議権を行使することは間違いであると考えます。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	
192	<p>公務員のスト権付与には基本的に賛成であるが、官民格差の是正をどのように調整するのか？</p> <p>これができない現在はスト権を検討すること自体、全く無意味である。</p> <p>また内閣府は民主党の蓮舂参議院議員個人と蓮舂事務所にツイッター上でフォローしているが蓮舂参議院議員と蓮舂事務所は内閣府公認の政治家と事務所なのか？</p> <p>だったら私もフォローしていただきたい。</p> <p>万民に対して公平の立場であるべき内閣府が、なぜ蓮舂参議院議員と蓮舂事務所を特別扱いするのか？</p> <p>内閣府職員は蓮舂参議院議員と蓮舂事務所から賄賂でも貰ったのか？</p> <p>内閣府職員は税金で給料を貰っている。</p> <p>公金で雇われた職員が1個人を特別扱いか？</p> <p>立派立派、拍手喝采、その職員のためのスト権付与か？</p> <p>担当大臣および蓮舂参議院議員と蓮舂事務所は公私混同して内閣府を私物化している。</p> <p>このような状況下ではスト権を検討する時期ではない。</p>	内閣府を清くする会

番号	意見	意見提出者
193	<p>改革素案について、以下のとおり意見を表明しますので、真摯に検討されることを要請いたします。</p> <p>「Ⅱ 制度の概要」に関して</p> <p>1 「5 勤務条件の決定原則等」について</p> <p>改革素案では、「(3) 民間の給与等の実態の調査・把握」に関して、その主体は使用者機関が行うとし、労働者側も必要なデータ等は自ら準備するとしています。どのような調査とするかを含めて労使交渉事項とすべきですし、調査の主体は第三者機関が行い、調査結果は労使双方に示すべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>勤務条件の決定原則等では、「情勢適応の原則」を引き続き採用するとしています。そうであるならば、民間の給与等の調査・把握は必要なことだと考えますが、どのような調査を行うかは労使で決定すべきものであり、その調査結果は一つの参考資料として労使双方に示されることになるのは当然ではないでしょうか。</p> <p>2 「9 その他」について</p> <p>改革素案では、争議権のあり方については、法案提出までに更に検討を進めるとしていますが、労働基本権は争議権も含めて全面回復すべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>今回の公務員に労働基本権を付与する目的は、自律的労使関係を構築するためだとしているところであり、自律的労使関係ということであれば、労使双方が対等な立場に置かれなければなりません。</p> <p>労働者側に争議権が付与されないとした場合は、労働者側には対抗手段がなく、使用者側が有利な立場に立つこととなり、対等な交渉関係にはなり得ないと考えます。</p> <p>また、労働者側に争議権を付与した場合に、その争議権を行使すれば、行政が停滞することになり、国民生活に大きな影響を及ぼすことになるということがいわれていますが、労働基本権が完全に認められている民間においても、公共交通機関や金融、電気・ガス・水道などに携わる業種があり、それら業務が停止した場合も国民生活に大きな影響を及ぼすこととなることから、労働関係調整法が定められているところです。同様の規定を置くなり、労働関係調整法を適用することで足りるものと考えます。</p> <p>「Ⅲ 組織の整備」に関して</p>	<p>人事院職員組合（執行委員長 盛永 雅則）</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>1 「1 使用者機関の設置」及び「人事行政の公正の確保等のための第三者機関の設置」 について</p> <p>改革素案では、使用者機関として「公務員庁（仮称）」を、人事行政の公正の確保等のための機関として第三者機関を設置するとし、前者には、国家公務員制度に関する事務その他人事行政に関する事務等を所掌させるとしてありますが、国家公務員制度に関する事務等は第三者機関の所掌とすべきです。</p> <p>（理由）</p> <p>人事行政の公正の確保の役割・機能は、国家公務員制度に関する事務その他人事行政に関する事務等を所掌してはじめて発揮されるものです。国家公務員制度に関する事務等を使用者機関が所掌して、第三者機関が人事行政の公正の確保の機能を発揮するというのは画餅に等しいといわざるを得ません。</p> <p>行政が民主的に運営される上で極めて重要な人事行政の公正を真に確保するためには、国家公務員制度に関する事務等は第三者機関の所掌とする必要があります。したがって、現在、第三者機関の事務とされているものの中から「公務員庁（仮称）」に移管すべき事務は、労働基本権付与に伴う勤務条件等の決定に係るものに限定すべきです。</p> <p>現在、第三者機関の所掌となっている採用試験、任免、分限等の事務は、人事行政の公正を確保する上で切り離すことはできないものだと考えます。</p>	
194	<p>「労働委員会活性化のための検討委員会」は、「労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たすための具体的方策とともに、社会的にその存在意義を高めるための機能の拡充等について検討を行い、もって労働委員会の一層の活用を図る」ために、平成21年11月以降全国労働委員会連絡協議会の小委員会として設置されているものである。</p> <p>上記委員会の任務に鑑み、非現業国家公務員に団体協約締結権を与えるための今回の制度改正については、以下の点を強く要望するものである。</p> <p>(1) 今回の制度改正により中央労働委員会が担うことになる非現業国家公務員に係る労使の紛争解決の制度設計に当たっては、現業国家公務員の労使紛争及び民間企業の労使紛争の解決に成果を上げている現行制度の長所が生かされたものとなるようにすること。</p> <p>(2) 中央労働委員会は、現在、集团的労使紛争解決の迅速化・的確化について着実に成果をあげているが、これは迅速化・的確化のための労働組合法改正の際に公労使三者構成からなる労働政策審議会において審議されたことも一助になっていることに鑑み、今回の制度改正に当たっても、公労使三者構成の場において意見聴取等を行うこと。</p>	労働委員会活性化のための検討委員会（岩村 正彦）
195	<p>公務員にストライキ権を与えることには反対です。</p> <p>ストによって行政サービスが止まった時の国民の損害の甚大さは、容易に予測できる筈だからです。</p> <p>授業を疎かにし組合活動に現を抜かすような教師の多さを考えれば、その危険性は明らかかと思えます。</p>	個人
196	<p>反対です。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>子ども手当や高速道路無料化などの財源に充てるため、公務員の給与2割削減し、人件費の2割に相当する1・1兆円を節約する方針を考えているようだが、全く本末転倒である。</p> <p>そのそも、国民の多くは、子供手当より設備を希望し、高速道路無料化もさほど希望していない。</p> <p>さらに、公務員の給与2割削減を達成するため、人事院を廃止し、スト権等の権利を国家公務員に与えるという。もし、実際ストが行われるとその時点で、国家公務員法96条「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」の職務専念義務に違反することになる。</p> <p>公務員の給与を下げると、有能な人材は民間に流れ、能力の高い人材が少なくなるため、処理の低下、国民へのサービスの低下に繋がる。現在、公務員の残業手当が十分支払われていない実態がある。まず、残業手当をきちんと支払うべきでしょう。</p> <p>どうしても公務員給与の2割削減を行うのなら、団体交渉権やスト権の導入、残業手当の全額支払い、国家公務員法第104条の廃止（副業の禁止）が条件になるでしょう。それでも、公務員の質の低下、サービスの低下は免れない。</p> <p>それでも実施しますか？</p> <p>私は、議員定数半数削減、議員の給与大幅削減を実施する方が先だと思いますが…。</p>	
197	<p>公務員労働者の労働基本権が不当にはく奪され続ける一方で、日本年金機構発足に伴い500名を越える国家公務員労働者が整理解雇されたような民間並みの人事管理が行われています。また、公務の特殊性をふまえた条約を採択しているILOは、2002年以降でも6度にわたって、労働基本権制約の見直しを勧告しています。</p> <p>そのこともふまえ、日本における労働者の権利水準を引き上げ、憲法が規定する基本的人権を実現する公務員制度とするため、公務員労働者の労働基本権は即座に回復すべきです。</p> <p>以上の点を前提に、以下の内容が「自律的労使関係制度」の検討に反映されるよう意見を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働組合の代表者に勤務時間の内外を問わず、その任務の迅速かつ能率的な遂行に必要な便宜を供与する。 ○ 労働組合の団結と活動の必要性から在籍のまま必要な期間、組合業務に専念することができることとする。 ○ 不当労働行為は禁止規定を明文化する。組合員であること、労働組合の正当な活動を行ったことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。使用者たる当局は、正当な理由なく団体交渉を拒否してはならない。 ○ 労働条件は、労使対等の原則にもとづき、団体交渉によって決定することを基本とし、雇用、賃金、労働条件にかかわる事項は、すべて交渉の対象とする。法令に規定される事項でも、労働条件に影響する事項は交渉対象とする。 	<p>世田谷区職員 労働組合（執行 委員長 工藤 長治）</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>○ 争議権は、「国家の名において権限を行使する公務員」（国家公務員の本省庁課長以上、地方局長以上など）以外については、これを保障する。</p> <p>○ これに伴って、非現業国家公務員の「あおりそそのかし行為」の禁止規定を撤廃し、同行為に対する罰則規定を廃止する。また、労働組合の正当な争議行為を理由とした損害賠償を請求することはできない。</p> <p>なお、労働関係調整法が規定する公共業務にかかわる公務員労働者については、同法を適用する。</p> <p>○ 引き続き、労働協約締結権、争議権が制約される労働者に必要な代償措置として、「当事者があらゆる段階で参加することができ、その裁定が全面的かつ速やかに実施される適切・公平・迅速な調停仲裁手続き」が保障されるものとする。</p> <p>以上</p>	
198	<p>長年に渡り制約されていた労働基本権が回復される見通しになったことは喜ばしいことであると考え。再三に渡り、ILO勧告もあったとのことであるから、このたび示された「自律的労使関係制度に関する改革素案」は画期的なことであろうと考える。</p> <p>さて、その素案に対しての意見であるが、以下の3点である。</p> <p>まず、公務員である限り「自律的」とは言っても民間よりも制約はあるはずである。が、今後十分な議論を積んで、できる限り民間の労働組合に近い仕組みにすべきと考える。労使協議制の制度化の義務付けまで前向きに検討していただきたい。</p> <p>次に、争議権は協約締結権を実行あるものとするための有効な手段であると考え。従って是非とも付与する方向で検討していただきたい。</p> <p>最後に、苦情処理については、自律的労使関係の観点から、全く第三者機関に任せるのではなく、まず当事者で解決を図る仕組みを設けるべきで、制度として整備し、各府省が必ず行う仕組みとしていただきたい。</p>	<p>滋賀県教職員 組合高島支部 (代表 山本 渉)</p>
199	<p>国家公務員の労働基本権の完全回復は、私たちの長年の要求であり、当組合においても日本国家公務員労働組合連合会とともに、権利の完全回復をめざしてきた。</p> <p>今般、政府が労働基本権の回復の議論に着手したことは、要求実現の機会とし歓迎するものではあるが、本改革案全般に、権利の「付与」という言葉が使われていることには、大いに疑問をもつものである。</p> <p>というのも労働基本権は、憲法28条により全ての勤労者の権利として保障されているものであり、国家公務員はその権利が不当に制限されているのが事実であり、本来「回復」と記載するのが正しい表現である。「付与」とは、上位の者が「与える」という表現であり、労使対等での自律的労使関係を論じる上では不適當な言葉である。「付与」という表現で構成される本改革案は、「与える」という姿勢に立った議論に終始</p>	<p>全運輸省港湾 建設労働組合 (中央執行委 員長 下元 幸 夫)</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>しており、労使対等の内容とはなっていない。</p> <p>「付与」という言葉が公に論じられることで、民間を含めた労働者に与える影響も少なくない。国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会では、日本での争議行為を含めた総争議数が低水準で推移している状況も議論に供されているようであるが、それは圧倒的に強い立場の使用者や経営者側が、抑圧的に労働者を支配しているからであり、自立的労使関係の定着や調整システムが充実してきたからではない。公の議論で、しかも政府に関係する機関が「付与」という立場にたった議論を展開することは、こうした不適當な労使関係を是認することにほかならない。</p> <p>労使間での交渉・協議による労働条件の決定を行うには、まず、労使対等の立場をお互いに確認することが重要であると認識すべきである。その上で、自立的な交渉・協議のシステムを確立させるために、当事者となる国公労働者で組織される労働組合との対等かつ十分な協議を重ねていくことが必要と思われる。</p> <p>以下、改革案の各論に対し、当組合として意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働条件に関する事項は全て労使交渉の対象であることを明確にするべき。管理運営事項として例外を設けることは、以後、その例外範囲の拡大を招き、自立的に労使間で労働条件を決定するとした考えを形骸化させる危険性が極めて高い。これまでの公務の労使関係においても、管理運営事項の拡大解釈による交渉拒否の事例もあり、法律で定めるべきではないと考える。 2. なるべく多くの「交渉」の機会を設けることが、労使間での意志疎通と良好な労使関係、ひいては良好な業務執行を担保することに繋がると思われる。特に、地方の小規模の職場ほど意見交換を行う機会を増やすことが、労使双方に良い効果を与えることになる。本改革案には、予備交渉の実施など詳細を法律で定めるとしているが、これは原則として労使間で決定すべきである。 3. 在籍専従制度に年数制限を設けることは、国際的にも通例ではなく、労使間で決定すべきものである。 4. 労働基本権の回復の議論では「国民に『費用・便益』と『リスク』を提示し理解を得ていく必要がある」とする考えが示されているが、労働者の権利回復という観点も議論すべきである。 5. 争議権は、国の政策決定に直接関わることのない国家公務員全ての権利とすべきである。 	

番号	意見	意見提出者
	<p>6. 試験・任免など公務員の中立・公正性を担保するため、独立の第三者機関を設けるべきである。</p> <p>以 上</p>	
200	<p>第1、公務員については、争議権の付与は後述する理由により適当とは言えず、最低限の譲歩としても現状維持がギリギリ許容できる限界ラインであり、また現在行われている労働基本権その余の一部適用についても決して合理的とは言えず、可能であれば労働基本権そのもの全てにおいて制限をすべきが相当と思料する。</p> <p>理由1、公務員については、基本的に広く一般への奉仕者として公共の利益に尽くし働く事と規定されており、公共の利益の実現とは、社会全体の利益の為、一部の人々の利益を制限する事と解するのが相当であり、いかに非常と思われる事であっても、それが社会の為となり、公共の利益につなげているのだと解する事が重要であり、前述した一部の人々の利益を制限するとの中には、国家の為に働き、広く一般へ奉仕する公務員たる道を選択した一部の国民の利益を制限すると解しても差し支えないとの認識であり、またそうする事が合理的であり想定であるとも思料する他、この一部の道を選択した国民の感情如何の在り方についても、感情論等を引き合いに出す等し、民間と同等に均衡を図り是正を行うと言うような必要性自体、全く無いと思料する。</p> <p>理由2、争議権（以後、「スト権」と言う。）については、理由1に加え、国家を運営する際の重要な働きを担う歯車となる事から、その歯車についてはスト権を認め容認する事は性質上不合理な理由しか見あたらず、相当ではないと思料する。しかし、仮にスト権を付与すると考えた場合、多岐に渡る法改正等も避けられないが、根本的な問題として、民間でのスト権と同じような運用は到底不可能であり、権利行使に当たっては実に様々な制限を課せた状態となる事が容易に推察できる事から、全体的な権利付与は難しく、一部中途半端な状態でしか実現そのものも難しいとも思料する。</p>	<p>クレサラ闇金 相談所（代表管 理責任者 越智 司）</p>
201	<p>自律的労使関係制度の構築に向けた今回の素案は、透明性の向上や国民全体の奉仕者としてのシステムとしてその説明責任能力を高めるという観点から、大きな方向性としては良いと考える。しかし、いくつかの点で重要な論点が残されていたり、深刻な問題が見られるので、それらについて指摘したい。</p> <p>今回の大改正は、21世紀の日本の国家の仕組みを支えるものでなくてはならないので、その点から言って、既存の組織や制度をゼロ・ベースで再構築する心構えを持つことは当然である。その際重要なことは、不可欠となる理念や考え方は何であるかをしっかりと見極めることであり、同時にそれに基づいて長期的にしっかりと機能する仕組みを構想することである。</p> <p>この点で、今次の素案に最も深刻な危惧を覚えるのは、人事システム全体の中立・公正性の考え方が非常に弱いことである。</p> <p>例えば、新設される公務員庁が人事全体の運用を任されるのは良いとしても、その運用の原則や基本ルールについては、第三者機関がグリップ</p>	<p>個人</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>すべきである。事後的な救済の仕組みだけが「人事行政の公正の確保等のためまの第三者機関」に委ねられる仕組みでは明らかに不十分であろう。</p> <p>やや単純化した言い方ではあるが新しい制度の下では、使用者側と労働側、つまりほぼ真っ向から利害対立しかねない両者が話し合い、交渉をしてゆくことになる。その際に、ルールの適用だけでなく、基準やルールそのものの設定をどちらか一方が行う形になるのは好ましくない。いわば、「喧嘩をするリング」が崩壊しないようにするには中立的なレフェリーが不可欠ということである。</p> <p>また、この第三者機関が、「公正」の確保という位置づけになっていることも、かなり深刻な問題であろう。言うまでもなく、政治と行政との接点・インターフェースは統治構造の中でも重要な側面であり、なかんずく日本においてはこの点が極めて複雑かつ深刻な問題となってきたのであるから、この点との関係をいわば避ける形で第三者機関の基本的な性格づけを行うことは不適切である。</p> <p>この第三者機関は、予定されるもう1つの機関である内閣人事局が扱うことになる幹部人事についても関連する機関となることから、「中立性」の観点はクリティカな重さを持つことを確認すべきである。また、人事システムのトータルでのあり方を考えても、任免や採用試験、研修の制度について、その根幹の制度設計や基準・基本ルールを適切に管理するためには、明らかに第三者機関が望ましい。</p> <p>本素案には、「職員の意欲と能力を高めるとともに、優秀な人材を確保・活用できる」ようにするとの記載がある。考え方としては、全く同感である。公務員制度を立て直すことが本質的な目標であり、どう間違っても行政機構を解体するようなことが求められている訳ではない。しかし、公務員の人事制度において、過度の政治的な介入や恣意的な運用がなされるように制度になったならば、優秀な人材は行政機関で働こうとはしないであろう。ある政権は人件費の抑制を最優先し、またある政権は公務員の待遇を理屈のつかないレベルまで引き上げようとするするかも知れない。問題の本質は、こうした不安定な、政治の恣意に翻弄される環境ではしっかりとした人材も集まらないし、育たない、従って仕事の質も当然に落ちるということである。</p> <p>言うまでもないが、民主的な統制・応答性の原理は当然で、大きな戦略目標やそれに沿った政府の資源配置については今よりも柔軟な仕組みが望ましい。しかし、そのことと上で述べた政治的恣意や不当で非効率な政治介入の乱発とは全く違う。あたかも、族議員政治が国民にとっての民主性とは何の関係もなく、単に一部の既得権者の擁護でしかなかったのと同じ構図である。</p> <p>つまり、民主的な統制・応答性の原理を確保しつつ、それを短期的な錯誤や腐敗から防ぎ、長期的に高い機能を維持するには、第三者機関による中立性の確保が決定的な意味を持つのである。</p> <p>誤解を避けるために敢えて指摘しておきたいが、こうした文脈での第三者機関が現存のいかなる機関とも直接関係ない。例えば人事院という組織よりも、新しい、例えばイギリス方の人事委員会も1つの重要なモデルであろう。重要なことは、21世紀の国家統治システムに相応しい機能をしっかりと確立することであり、今次素案との関係で言えば、中立・公正性、特に中立性の考え方を堅固に立て、それを実効的とする制</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>度設計への工夫が明らかに不足していることである。</p> <p>中立性が重要と考える背景の問題を2点追加しておきたい。</p> <p>1つは地方の人事委員会に関連する。国で新しい制度に移行した場合、地方公共団体もそれにならう可能性が高いが、地方の現場では、既に首長の人事権の乱用という面で無視できない例がある。こうした状況下で、仮に国と同様なパターンで知事部局・首長部局が全ての権限を握ることになるとかなり大きな問題を引き起こしかねない。この点からも、中立性の仕組みをしっかりと構想しておくべきであろう。</p> <p>もう1つは民間の調査についてであるが、これも使用者側、労働側が別個に行うよりも、中立的な第三者機関が実施した方が効率的であり、かつ信頼性の点でも望ましいと考える。</p> <p>最後に、やや大きな視点から述べると、この改革案はどの国をモデルにしているのだろうか。イギリスだろうか、それとも、フランスだろうか。またはドイツだろうか。私には、そのどれでもないように思われる。実は、そもそも、そうした国々で統治機構の全体的な運用がどのようになされているかも十分に調査されていないのではないかと恐れている。モデルなど必要ないくらいに徹底的な調査と検討を加えているというまのならば、良いだろうけれども。私は、イギリスが日本にとってのもっとも現実的で有効なモデルと考えている。もう少し、それを良く研究してからでも遅くはないのではないかと考える。</p>	
202	<p>公務員の争議権を認めることに対して、反対致します。</p> <p>公務員という職業柄、スト権は必要有りません。</p> <p>読んで字の如く、公に務める者はストをすべきではありません。</p>	個人
203	<p>少し話がそれますが・・・。</p> <p>全く仕事をしないキャリアの管理職についてです。</p> <p>正論は別として、毎日モンクばかりで事実上闘争ばかりのスト状態で、全くなにも働かず、仕事を放棄しているキャリアの方がたくさんいます。全くなにも働かないくせに、自分の出世にしか興味が無く仕事上の責任は全部部下になすりつけて、真っ先に逃げる管理職としての素質に欠ける無責任キャリアがたくさんいます。</p> <p>開発局では、そのような無能なキャリア管理職との労使関係がすでに崩壊しています。</p> <p>そのような現実問題を先に解決していただけることを切に願います。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>適材適所ということで、状況はよくわかります。国土交通省本省で持て余してる役に立たないバカなキャリアを、縦割り行政で北海道開発局に押しつけるのは辞めていただきたい。</p> <p>外的アピールが大切な気持ちはわかりますが、内部として、組織の醸成を望みます。</p> <p>でも、そのような無能なキャリアが、きちんと天下りして良い思いが出来るのが不思議です。</p> <p>確かに、彼らは特権階級で、なにをやっても許される立場なので、仕方ありませんが・・・。</p> <p>自分のミスの責任をまわりのひとに押しつけて逃げて、それが許される立場の方なので・・・。</p> <p>しかし、このままでは、灯台もと暗し。で、みんな共倒れ。だと思えます。</p>	
204	<p>協約締結権の付与の先は当然争議権もということになるのではないですか？</p> <p>民間の会社と違って国は倒産のということがありませんので、ストライキが当たり前のようにならないか心配です。公務員にストライキ権を与えれば国民生活に非常に影響が出てくると思います。</p> <p>ますます公務員改革から遠のくように思います。このようなことで本当に公約である公務員の給与カットができるのか疑問です。</p> <p>もっとテレビや新聞などで意見を求める必要があると思います。私はたまたまこの募集をしりましたが、周りの人はほとんど知りません。このことは非常に問題あると思います。</p>	個人
205	<p>公務員なので全て民間と同じ制度は難しいかもしれないが、憲法28条の精神に則り、可能な限り民間に近付ける制度設計をして頂きたいと思えます。具体的には争議権は付与すべきです。労使対等、労使自治のためには、民間と同じく争議権は必要だと考えます。争議権があることと、争議をすることは別です。今のご時世ではストライキは国民・市民の理解を得られません。ストを行うことは労組にとってもマイナスです。現実にはストライキが起こる可能性は低いと思えます。しかし、争議権が有るのとないのとでは大きな違いがあります。公務員も労働者です。民間と同じく争議権が与えられるべきだと思います。</p>	個人
206	<p>国家公務員へのスト権付与は絶対反対です。</p> <p>昨今の年金問題の元は自治労などに加入している公務員が組合活動ばかりして</p> <p>本来の業務をしなかった為に起きたことです。</p> <p>組合活動をしている公務員は即刻首にするべきです。ましてスト権などとともに仕事をしない公務員には</p> <p>与えるべきでない。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>公務員にスト権付与は絶対反対。給与も削減するべき。</p> <p>国民の為に働くまともな公務員を増やしてください。</p>	
207	<p>自律的労働関係制度の措置に向けて、以下の通り意見を述べさせていただきます。</p> <p>労働基本権は、憲法で、全ての国民に保障された権利です。公務員にも、ストライキ権を含め、民間と同様の権利を回復すべきです。</p> <p>労働基本権の議論では、公務労働と民間労働との違いや、労働基本権を行使した場合のことをあれこれ仮定し、労働基本権に制約をかけることを前提に議論することは、国民の理解の妨げになるものです。とりわけ、労働基本権の行使が、「全体の奉仕者」としての公務労働や、国民の安全の問題から、労働基本権を制約する議論は、公務労働を担う労働者の思いと正反対のものであり、労働基本権を回復してこそ、全体の奉仕者としての公務労働が、社会の仕組みとして保障されるものであり、国民の安全にもつながるものです。</p> <p>中学校・高校の社会科教科書として、1948年・1949年に文部省（当時）が作成・発行した「民主主義」では、労働基本権を民主主義の問題としてとらえ、社会発展にとって不可欠な権利として位置付けられています。</p> <p>日本国憲法は、非人間的な労働を強いられた時代や、侵略戦争に突き進んでいった日本社会の反省の上になんて定められたものであり、今日の日本の進むべき道の原点です。国民は、誰一人として、過去の過ちを繰り返すことは望んでいないはずです。</p> <p>政府は憲法を順守し、公務員に対し速やかに労働基本権を回復するよう、法案の成立を図るべきです。</p>	<p>高知自治体労働組合総連合 （書記長 杉村 浩司）</p>
208	<p>自律的労使関係制度の措置に関する申入れ</p> <p>政府は、昨年12月、国家公務員に関する自律的労使関係制度に関する改革素案を示すとともに、国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会報告を取りまとめ、国民の意見を伺い、次期通常国会に、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するための法案を提出するとしている。</p> <p>一方、地方公務員の労働基本権のあり方については、国家公務員制度改革基本法附則第2条の規定において、「国家公務員の労使関係制度に</p>	<p>全国市長会行政委員会委員長（新見市長 石垣 正夫）</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」とされているが、国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会報告において、「地方公共団体や地方公務員の特性も十分に踏まえて別途検討がなされるべき重要な課題である」とされているのみで、これまで政府の考え方や今後の方針等については、特段、明らかにされていない。</p> <p>当全国市長会では、地方公務員の労働基本権のあり方に関し、国家公務員制度改革推進本部に設置された労使関係制度検討委員会の求めに応じ、市長アンケート調査を行い、その結果を報告するとともに、ヒアリングにおいて意見を申し上げてきているが、協約締結権の付与については、交渉に要するコストが増加する、行政サービスに影響を及ぼす、人件費増を招くなどの懸念意見が多く寄せられたことを申し上げたところである。</p> <p>また、①地方公共団体は、国とは異なり、住民に身近で多様な行政事務を担っていることから、行政サービスの確保を踏まえた協約締結権を付与する対象職種や制度設計のあり方の検討が必要であること、②地方公共団体の規模は千差万別であり、さらには、職員の任命権者も首長、行政委員会、議会や公営企業部局等多様であることから、これらを踏まえた検討が必要であること、③住民に身近な地方公共団体においては、住民への説明責任の観点から、給与等の勤務条件については、労使交渉とともに、住民の代表者たる議会の関与が必要不可欠であること、④さらには、地方公務員の給与等の勤務条件の統一的な原則のあり方及び民間給与の参考指標の作成やその把握のあり方についての検討の必要性等から、地方公務員の労働基本権のあり方については、単純に国家公務員と同様に考えることなく、地方公共団体の実情を十分踏まえた検討を求めたところである。</p> <p>したがって、政府においては、地方公務員の労働基本権のあり方については、国とは異なる地方公共団体、地方公務員の特性や実情について十分把握し、課題、問題点等を整理しつつ検討することが必要であるので、そのための専門的な第三者委員会としての検討組織を設置し、慎重に検討を行うよう求めるとともに、その法制化等に当たっては、国と地方の協議の場において対等の立場で真摯に協議し、地方の意見を十分取り入れた仕組みとなるよう強く要請する。</p>	
209	<p>公務員の争議権（ストライキ権）に大反対です。</p> <p>私は公務員経験者ですが、真面目に働いている公務員は、スト権を望んでいません。</p> <p>真面目に公務員を志望して就業した者は、「公務」「公のための仕事」である自分の仕事について、自分たちの要求のために放擲して良いものかとは思わないからです。</p> <p>正当な報酬や休暇等の労働条件の改善については、労働者としての立場で集約した意見をもって交渉すること、意見を集めるために団結する権</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>利は必要だと思いますので、団結権と集団交渉権はあっていいと思いますが、争議権（スト権）は不要です。</p> <p>そんな「権利」をもらって喜ぶのは、以前に問題になった「ヤミ専従」で労働の実体がないのに給与（原資は私たち国民の税金）を受け取っていたような人たちだけだと断言できます。</p> <p>そのような「泥棒に追い銭」のような「権利拡大」を行えば、大多数の国民は怒り、多くの公務員も困惑するでしょう。</p> <p>国民は、最も大きな理由として実生活に支障が出ること、もう一つは、自分たちの血税で報酬を得ている者が仕事をしないという「税金泥棒」に対し、怒ります。</p> <p>公務員の多くは、責任感のある人ほど仕事の放置や一般市民の不利益を考えてストに参加せずに公務を行い、給与アップ等の自分の欲求のために仕事を放擲して構わないと考える自己中心的な人の分、真面目な人に過剰な負担がかかることがわかりきっているため、困ったことだと考えます。</p> <p>これらは誰でも簡単に予想できることです。</p> <p>ストが行われた場合の実際的な不利益として、公務員や公共交通機関等のストが盛んに行われるフランス等の諸外国での現実を直視し、一般市民（内容によっては旅行など短期の外国人滞在者も含む）が被っている迷惑・不便さを考えると、なぜ、わざわざ日本でそのような制度を今さら導入すると言い出すのか、理解に苦しみます。</p> <p>仮にどこかの省庁の国家公務員がストを行えば、関連の業務に関して、全国の地方自治体すべてと、業務に関係する民間業にも影響し、日本全国津々浦々で支障が出ます。</p> <p>勘違いした権利意識や平等意識に基づいた理念的な考えで考案されたと思われませんが、そんなものは現実に対応できません。</p> <p>そして、法律・制度というものは、現実社会に即したものでなければ意味がなく、社会に有害でさえあります。</p> <p>このような制度改正を考案した政治家や関係者の見識を疑います。</p> <p>乱暴な言葉で恐縮ですが、「寝言は寝てから言え」としか言いようがありません。</p> <p>また、公務員労組の加入者は全公務員の中で少数派であり、実質的には一部の人たちだけに特権を与えるに等しく、不平等です。</p> <p>「7. 交渉不調の場合の調整システム」として、「中央労働委員会による『あっせん』『調停』『仲裁』の調整システムを設ける」とされていますが、それは談合とどう違うのでしょうか？</p> <p>ストを起こすのも公務員、調停するのも国の機関では、仲間内でのデキレースが簡単にできるのではありませんか？</p> <p>それで国と国民全体の利益・不利益に直結する問題が決まってしまうというのは、とんでもないことです。</p> <p>以上の理由により、公務員のスト権の創設は、絶対に反対です。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>かわりに、公務員が仕事の仕方（効率アップのアイディア、現場の実務で感じている問題等）、タテ割り行政などの、仕事上感じる問題とともに、一労働者として感じる待遇の不満等についても含むようなかたちで、労働運動・争議ではなく気軽に意見を提出できるような「目安箱」的な制度の創設を提案いたします。</p>	
210	<p>「自律的労使関係制度に関する改革素案」（以下、素案という。）に対する、当弁護団の意見は次のとおりである。</p> <p>1 団体交渉の当事者について（素案4頁）</p> <p>素案は、労働側当事者の団体交渉適格につき、「構成員の過半数が職員であること」等とし、その適格性を予め中央労働委員会（以下、中労委という。）が証明することとしている（4頁）。</p> <p>しかし、そもそも「構成員の過半数が職員であること」を求めるのは、それが「職員の意見が適正に代表されるように」という目的から出たものであるにせよ、労働者の自由な団結権を制約するもので、団結権を保障している憲法28条や、ILO87号条約（自由設立主義）及び同98号条約（団体交渉権）に反する（別紙・中労委見解・第5第1項（3）ア 参照）。</p> <p>また、上記案では、中労委が、ある労働団体につきその適格性を証明した後、仮に、その構成員数の変動により過半数要件を満たさなくなった場合の取扱をどうすべきかにつき問題が生じる。</p> <p>すなわち、もし、その場合に団体交渉適格を失うとするならば、結局、各団交ごとに適格性の審査をやり直さなければならず、円滑性と迅速性に欠け、中労委の予めの証明を求めた趣旨が没却される。</p> <p>実質的にも、中労委がその専門性から適格性を認めた後に、わずかの構成員の変動で過半数を割り込んだ場合、団体の実質的な同一性に変動がないのに適格性を奪うことは、著しく労働者の利益を害するものである。</p> <p>よって、「職員を代表する労働団体」である以上、団体交渉権及び協約締結権を認めるべきであり、過半数要件という一律的な形式要件を設けることは妥当でない。</p> <p>そして、この「職員を代表する労働団体」如何の判断基準は、中労委が混合組合について、不当労働行為申立人適格を判断する際の見解（別紙・中労委見解・第5第1項（3）ウ 参照）を基にすべきである。すなわち、労働組合の構成員のうち、公務員としての構成員が、全体の労働組合との、組織及び活動における分別性を明確にしていれば、混合組合であっても、「職員を代表する労働団体」と認めるべきである。</p> <p>2 団体交渉事項の範囲について（素案5頁）</p> <p>（1）団体交渉対象事項について</p> <p>ア 素案は、団体交渉対象事項として①～④の分類をした上で、その②で「昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項」（下線部 筆者）とし、他の①②④の分類と異なり「基準」という文言を入れている。</p>	<p>大阪労働者弁護団（代表幹事 大川 一夫）</p>

番号	意見	意見提出者
	<p>しかし、「昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒」（以下、昇任等という。）の「基準」に関する事項だけでなく、「昇任等そのもの」に関する事項も、公務労働者にとって、重要な労働条件に関する事項であるから、団交対象事項に含めるべきは当然である（個人的労働条件も団体交渉事項となるべきことは確立した判例の立場である。昭和57年10月7日東京高等裁判所判決／昭和57年（行コ）第1号・労働判例406号69頁など）。</p> <p>素案が、この「基準」という文言を入れた趣旨は必ずしも明確でないが、これが「個別の昇任等」の事項を団交対象から除外する趣旨ならば不当であるし、そうでないとしても、これを除外するかのような紛らわしい文言で誤解を導きかねない。</p> <p>よって、「基準」という文言は削除し、端的に「昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒に関する事項」とするべきである。</p> <p>イ 次に、団体交渉対象事項に「任用」と「任期満了＝雇い止め」を加えるべきである。</p> <p>すなわち、公務労働関係においても、たとえば「採用差別」が行われてはならないことは当然であるし、また、「採用内定」や「試用期間」を経た合理的理由のない「任用拒否」は違法となる。そして、試用期間中であっても労働者であることに変わりはないから、「任用」も、労働者の労働条件に関する事項に該当しうるものであり、団交事項とすべきである。</p> <p>さらに、有期雇用においても、解雇権濫用法理の類推が妥当しうる以上、雇い止めの形で実質上の免職がなされる事態も想定されるから、「雇い止め」も団交事項とすべきである。</p> <p>(2) 団体交渉ができない事項（素案5頁）について</p> <p>素案は、「国の事務の管理及び運営に関する事項」については、団体交渉の対象とすることができない取扱とすると述べる。</p> <p>しかし、この「国の事務の管理及び運営に関する事項」（以下、管理運営事項という。）という文言は、民間企業における「経営権の事項」とともに、文言が極めて抽象的で基準として曖昧であり、これが拡大適用された場合には、労働者の権利が骨抜きにされてしまう。</p> <p>また、そもそも、「経営判断（管理運営判断）」が労働条件に大きく影響することは、いくらでも想定できることであり（例 日本プロ野球組織事件・平成16年9月8日東京高裁決定・労働判例879号90頁）、管理運営事項であっても、労働条件と関係する限りは義務的団交事項となると解すべきである。</p> <p>素案は、「自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革すること」（素案2頁）を今回の制度目的に据えているにもかかわらず、管理運営事項を、これまで通り、民間の労働関係とは異なる「金科玉条の盾」として残すのでは、制度目的は没却される結果となる。</p> <p>(3) 団体交渉の対象にはなるが、協約締結できない事項について</p> <p>素案は「団体交渉の対象にはなるが、協約締結できない事項」として次の事項を掲げている（素案5頁（3））。</p> <p>ア 公務員制度の根幹たる任用・分限・懲戒の仕組み</p> <p>イ 情勢適応の原則、職務給の原則等の勤務条件決定の基本的枠組み</p> <p>ウ 団交での最低限のルール</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>これは、ひと言で言えば議会制民主主義を理由にしているものと解されるが、そもそも今回の制度改革は、全農林警職法事件判決が述べる抽象的な議会制民主主義という理由では、今日において、労働基本権の制約を正当化し得ないという認識及び反省から出発しているはずである。</p> <p>そうであるのに、上記に掲げる「公務員制度の根幹」(ア)、「勤務条件決定の基本的枠組み」(イ)、「最低限のルール」(ウ)など、いずれも抽象的であって恣意的に拡大されかねない言葉によって、広く協約締結権を制約する余地を残せば、結局、協約締結権の範囲を著しく制限する結果になる恐れが強い。</p> <p>とりわけ、労使の団体交渉のルールについてさえ、「最低限」のものは、協約締結できないという点は、「自律的關係」とは相容れないもので、そのような制約を課す理由があるのか大いに疑問である。</p> <p>3 労使関係の透明性の向上について(素案6頁(5))</p> <p>素案は「団体交渉の議事の概要及び団体協約を公表する」ことにより、労使関係の透明性の向上を図るとしている(素案6頁(5))。その理由として、素案は「市場の抑制力が働かない中での適正妥当な結果を確保する観点」を挙げるが、これは「市場の抑制力」がない代わりに、「公表」＝ガラス張りによって、「世論の抑制力」を働かせようという側面があると言える。</p> <p>しかし、一方で人事院勧告制度が廃止され、また、上記のとおり、団体交渉権や協約締結権に大きな制約可能性が残る中で、言葉はきれいであるが、「ガラス張り」だけを突出させればどのようなになるか。国家・公共団体の超財政難という現状下で、「世論の抑制力」がポピュリズム的に一方的な方向(労働条件の低下)にのみ働き、結局、労働側が萎縮ないし「自粛」せざるを得ない状況に追い込まれる危険がある。</p> <p>この点、確かに、素案は「民間の給与等の実態の調査・把握」を勤務条件決定の原則に入れて(素案7頁(3))、一定の客観性を保とうとしているが、民間での労組の低調下傾向や労働環境の厳しさが認められる現状では、上記危険の効果的な歯止めになるかは疑問で、むしろ上記危険を加速しかねない。</p> <p>以上の危険を防ぐには、最低限、政治及び行政において、公務員労働と民間労働の双方の場面で、労働法の定める人権が真に守られるように真剣に取り組むことが、必要である。民間労働において人権が守られていなければ、公務員労働関係の「ガラス張り」は、体よく公務労働者の労働条件悪化の手段に使われるだけであろう。</p> <p>4 争議権について(素案9頁)</p> <p>素案は、争議権のあり方については、「国家公務員の労働基本権(争議権)に関する懇談会」の議論を踏まえ、法案提出までに更に検討を進めるとする。翻って、同「懇談会」の報告をみると、そこでは「政府においては、争議権の付与について最終的な決断を行うに当たっては、付与自体の是非のみならず、仮に付与する場合の付与の時期や、付与するまでの間における検討の在り方等についても、併せて適切に判断ありたい」としている(同報告22頁)。これは、争議権付与については先送りされていることである。</p> <p>一方で人事院勧告制度を廃止し、労使の団体交渉による協約締結を認めて「労使が自律的に解決せよ」と求めながら、その自律的解決の場</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>面で、労働側が対等を維持するための手段たる争議権を付与しない状況は、依然として憲法違反であるとの批判を免れず、看過できない問題である。</p> <p>そもそも、公務員も憲法 28 条の「勤労者」であることは異論のないところであり、最高裁判例でもある。従って、そもそも公務員に争議権を認めないということは憲法 28 条に違反するといわざるをえない。「公務」あるいは「公務員」の分野での争議の社会的影響については、別途調整（例えば労調法の適用）をする等の措置を講ずればよく、このような理解こそ、ILOをはじめとする国際基準にも合致する。</p> <p>特に、最近は公共事業の一般競争入札等にみられるように「公務の民間化」が大幅に進んでおり、本来の「公務」の職場に多くの民間労働者が就労しており、全般的に「公務員」と「民間労働者」の境目が希薄になってきている。このような実態からしても、そもそも公務員に争議権を認めないという姿勢は改められるべきである。</p> <p>以 上</p> <p>別紙</p> <p>自律的労使関係制度に関する改革素案への意見書の別紙として、2007 年（19 年）6 月 6 日中労委 18 年（不再）第 52 号尼崎市・尼崎市教育委員会（17 年度団交）事件命令の一部を、下記に引用する。</p> <p>第 5 当委員会の判断</p> <p>1 争点 (1) 教育合同の申立人適格について</p> <p>(1) 教育合同が適用法規の異なる構成員、すなわち地公法上の職員及び労組法上の労働者により混成されるいわゆる混合組合であることについては当事者間に争いはない。</p> <p>そこで、本件においてはこのような混合組合が労組法の適用を受けて、同法上の制度である不当労働行為救済手続の申立人適格（以下、単に『申立人適格』という。）を認められるかが問題となる。</p> <p>(2) ア この点初審大阪府労委は、要旨、現行法体系上、地公法上の職員団体（以下、単に「職員団体」という。）と労組法上の労働組合（以下、単に「労働組合」という。）とは区別されており、一の団体がこの両面の性格を併せ有することは容認されていないこと、また混合組合はその構成実体に即して法的性格を決すべきであり、構成実体に照らして職員団体と解される混合組合には原則として申立人適格は認められるべきでないが、地公法上の救済制度との均衡から、労組法第 7 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合（以下、号数に応じて「1 号事件」等と略称する。）には当該職員団体たる混合組合に申立人適格を認められるべきことを前提として、量的構成において地公法適用構成員が 60% を占める教育合同</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>の法的性格は職員団体と解されるべきであり、1号事件又は4号事件が判断対象となっていない本件においては教育合同には申立人適格がないとした。</p> <p>イ これに対し教育合同は、初審決定は既発の中労委命令ないし資格審査決定に違背する法律解釈の誤りがあると批判し、2号ないし3号事件である本件においても教育合同の申立人適格は認められるべきであるとする。</p> <p>(3)ア 混合組合の申立人適格について、当委員会がかねてより、このような組合も労組法適用構成員に関わる問題については労組法上の権利を行使することができるものと解するのが相当であり、その故に当然、当該組合は、労組法第7条各号の別を問わず不当労働行為制度による救済を申し立てることのできる地位にある、すなわち申立人適格を認めることができるとの立場を採っている(中労委平成12年(不再)第62号;神戸市・神戸市教育委員会事件、中労委平成16年(不再)第61号;門真市・門真市教育委員会事件、中労委平成17年(不再)第88号;大阪府・大阪府教育委員会事件、中労委平成17年(不再)第89号;尼崎市・尼崎市教育委員会事件等)。</p> <p>地公法適用構成員が人数比において多数を占める混合組合について、その労働団体の法的性格を地公法上の職員団体としてしか認めないとすると、労組法適用構成員について、労組法及び不当労働行為救済制度の趣旨である労働者の団結権の保護並びに労働組合加入の自由及び労働組合選択の自由の保障の趣旨が没却され、著しく妥当性を欠くことになるためであり、このような当委員会の立場は労働者の団結権の保護を図るILO87号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)及び団交権、労働協約締結権の保護を明示するILO98号条約(団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約)等の国際条約とこれら条約の批准を受けて行われた国家公務員法、地公法を始めとする国内法諸法規の改正と整備を踏まえたものである。</p> <p>イ(ア) 初審が採用する労組法適用構成員と地公法適用構成員の人員構成により当該労働団体の法的性格を一元的に決するべきという考え方は、ある労働団体の一時点の構成員の量ないし質的構成を捉えて基準とするものであるが、このような基準の定立によると、その後構成員が変動すれば、実体的に同一の混合組合であっても法的性格が変じることとなり、構成員に不測の不利益を蒙らせることになるし、労組法適用構成員と地公法適用構成員がほぼ同数であるような境界例においてはいずれとも決し得ないこととなりかねない。</p> <p>また、特に、ある労働団体において地公法適用構成員が労組法適用構成員より人数比で少数派となった場合、上記の基準によると、その労働団体は労組法上の労働組合と判断せざるを得なくなり、地公法適用職員は、労働団体に加入しているにも関わらず、例えば労働条件に関する団体的交渉の場面などでは(その労働団体が職員団体と認められないために)地公法上も労組法上も保護されない事態となり得るなどの問題がある。</p> <p>(イ) また、初審決定は、当該混合組合を職員団体と認定した場合においても、地公法上の不服申立て制度が設けられていることとの均衡から、例外的に、当該不当労働行為救済手続において対象となる事件が1号事件及び4号事件である場合にのみ、職員団体たる当該混合組合に申立人適格を認めるとする。しかし、このような例外的解釈を必要とすること自体、混合組合の法的性格を先のような基準で決した上で一元的に取扱うことに問題があることを示している。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>ウ そして、事態の推移により現在では、教育合同はその構成員のうち地公法適用構成員が別途教育合同(職)を構成して大阪府人事委員会の登録を受けているから、組織及び活動の識別、分別性は明確であり、現に地公法適用構成員の労働条件に関する事項については登録職員団体である教育合同(職)がこれら地公法適用構成員を代表して地方公共団体と交渉し、労働組合としての教育合同が地方公共団体との交渉に登場することはないし、また地公法適用構成員が労働組合としての教育合同を通じて権利行使をすることもない仕組みとなっているから、特に法の規定ないし趣旨を潜脱する事態が生じることもない。</p> <p>(4) 以上のような事情を考慮すると、形式上は混合組合であるとしても、教育合同には申立人適格を認めるのが妥当であり、これを否定して救済申立てを却下した初審決定は、労組法の解釈適用を誤ったものといわざるを得ない。</p>	
211	<p>公務員にスト権を与えようとしているようですが、国会での政府答弁では「なぜスト権を付与して公務員の給与2割カットが行えるのか」を一度たりともまともに説明できていません。</p> <p>イギリスでもドイツでもギリシャでもスト権を付与したことで給与が大幅にカットできた事がありますか？一度もありませんよ。</p> <p>そうした具体的な事を説明できないのにどうしてスト権付与を進めるのか、納得できるのは労働貴族とかいう連中だけでしょう。政府としてどうやって公務員の人件費2割カットをスト権付与から実現できるのか、きちんとストーリーを説明してください。</p>	個人
212	<p>自律的労使関係制度の措置について、意見を募集しておられると知り、意見を提出させていただきます。</p> <p>公務員の争議権(スト権)を認めることに対して、反対致します。</p> <p>消防、ごみ収集など、ストによって停止しては、私たち国民が困ります。</p> <p>公務員という職業に関しては、争議権を認めなくても、現行の人事院による給与勧告によって、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することができます。</p> <p>したがって、公務員の争議権は、認めるべきではありません。</p> <p>公務員の争議権を認めるという政策に対し、反対致します。</p>	個人
213	<p>公務員に争議権等の労働特権を与えてはいけない。</p> <p>ギリシャ化をもたらす悪い制度となろう。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>そもそも公務員に労働3権を与えるのは民主主義に反することだ。公務員は民間の労働者とは対極にあり、搾取する側にいる。</p> <p>マルクスの資本論が影響しているのならそれは読み手が間違っているのだろう。</p> <p>彼らの賃金の源はすべて民間が得た付加価値から回っているのであり、彼らが付加価値を直接生み出している訳ではない。</p> <p>たとえ付加価値を生み出していたとしても、その分は民間からの税収から得られている。民間にとっては、あるいは民間市場においては、彼らの賃金増は、税収増であり市場の資金の減少に過ぎない。</p> <p>侍や、軍隊、政治家、貴族、僧侶などと同じ搾取側にいる者である。その彼らにその制度をより強固にするような特権を与えてはいけないのである。</p> <p>殿様の庭園や城、鷹狩り場、屋敷、菩提寺、あるいは為政者の銅像などは、現在の公務員層の貯蓄と同じである。昔の貴族の庭園や屋敷、邸宅が、現在の公務員層の民間以上の貯蓄や、民間以上の瀟洒な家屋がそれに成り代わっているのである。</p> <p>それ故できるだけその負担を押さえることが民間の繁栄につながることになる。</p> <p>公務員の賃金の基本は、貯蓄ができない程度にその所得を押さえることが理想である。僧侶のようなお布施と考える事が大事である。</p> <p>もらった所得をすべて貯蓄せずに民間市場で使い切ることが、民間市場を活発にする。公務員層の貯蓄は民間市場から漏れた資金である。</p> <p>間違った評論家の主張に多いのだが、彼らの所得を押さえると消費が減るといふものがある。しかしこれは間違いである。</p> <p>公務員層の所得はすべて税金から賄われており、その所得が増えると民間の資金が減少し、民間の消費が減り、民間経済が縮小する要員となる。それ故公務員層は、所得のすべてを再び民間市場に返さなければならない。</p> <p>それ故過度に貯蓄が多くなるような公務員の賃金体系や、年金制度は、過度に民間を搾取していることになる。</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>特に日本の場合、ここ二十年間デフレ経済であり、経済が年々縮小しており、民間賃金の低所得化が顕著になっている。これは、民間賃金は経済の縮小に伴う付加価値の減少とともに、減少していかざる負えなかったのである。しかし、公務員層の賃金は、経済縮小に伴う付加価値減による税収減にもかかわらず、一向に減少していない。</p> <p>これは、公務員層は査定により決られるものであり、経済の縮小に伴って減少するものではないからである。それ故この二十年間経済の縮小に合わせ減少させるべきものであった。しかしそれをしてこなかったのが為政者の怠慢と言えよう。</p> <p>その結果現在の民間賃金と公務員賃金の差が大きくなっている。税収減にもかかわらず公務員賃金を減らさなかったことも日本の借金増の原因のひとつである。</p> <p>しかも地方都市における公務員層と民間との差が大きくなっている。地域によれば高額所得者のほとんどが公務員というところもある。</p> <p>このようなことが起こる原因の一つに、日本の民衆の主張の少なさが上げられよう。それをよいことに官や政治家が無駄金を使ったと言えよう。</p> <p>現在デフレが既に20年間続いており、民間の低所得化に歯止めかかっていない。さらに加速化を図っている現状である。</p> <p>このデフレを解消するためには民間の消費を増やさなければならない。そのための財源の一つに公務員所得があり、それを削減し、不当な搾取を止めさせねばならない。</p> <p>生活保護所帯以下の最低賃金者への給付金に使ったり、失業者への雇用保険の満額支給や、雇用保険期間の延長に対する給付金などに回すべきである。</p> <p>今の日本にとって重要なことは、低所得者に対し直接消費を増やすような政策を取ることである。それが確実に消費を増やし、拡大再生産をもたらし、デフレを解消していくのである。</p> <p>逆に言うと、高所得者の公務員層の貯蓄する分を削減すると、確実に消費が伸びることになる。それが全体の消費を増やし、景気の拡大につな</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>がってゆく。</p> <p>それ故に、このような状況にある日本では、早急に公務員層の所得を民間並に下げる必要がある。</p> <p>このような時、労働3権や争議権を与え直ぐさま所得をカットできなくなるような制度を設けてはならない。</p> <p>現在日本は最も搾取感の強い時である。</p> <p>このような時、労働争議などしてさらに賃金を上げられて民間はたまらない。</p> <p>最近の傾向として各自治体は、赤字財政を埋め合わせるため、税金滞納者に対して14%もの懲罰的な利息を付け強制的に取り立てている。これなど民間から見れば彼らの給料を支払うために、あるいは維持するために、無理やり取り立てられているということになる。</p> <p>ギリシャの破綻要因の一つに公務員層が多く、賃金が高く、公の仕事が多すぎる事であると言われている。</p> <p>政府関係の仕事が多いと民間が圧迫され、お金が民間に回らない。</p> <p>公務員の賃金を、貯蓄ができない程度に押さえることが経済の活発化の要員のひとつである。</p> <p>このような時、公務員をすぐに首にできないような制度を作ることは、末代まで禍根を残すだろう。</p> <p>特に日本人の政治に対する無頓着は、公務員層の拡大を促進するため、労働争議権等を公務員に与えることは、ギリシャ化を進め、民間経済を縮小させる元となる。</p> <p>公務員層になぜ労働3権を与えるのかそれ自体おかしなものだ。彼らは特権階級であり、搾取側なのである。昔の武士階級は、生まれつきであり、それなりに責任を持っていた。公務員は採用されるのであり、責任感も少なく、その専横を許してはならない。</p> <p>公務員の労働3権は間違った労働者の権利です。</p>	
214	<p>国家公務員の「労働基本権」付与に関して、これは、戦後60年振りの大改革でもありますので、あえて意見を纏めて提出することにいたしました。一応、事実関係などネットで調べてみたのですが、事実誤認等がありましたら、申しわけありません。</p> <p>(目的と現状)</p> <p>今回の自律的労使関係制度の改革につきまして、その目的は、①改革素案では、新たな政策課題に迅速かつ果敢に対応し、効率的で質の高い</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>行政サービスを実現すること。蓮舫大臣も、基本権付与により当事者意識が高まり、公務員が能力を発揮し、やり甲斐を持って仕事をする事で国民に質の高いサービスを提供すると述べられています②一方、マスコミ報道では、少なくとも国家公務員の賃金を財政事情等を考慮し、(赤字企業のように)引き下げるには、(民間準拠を建前とする)人勤制度では不可能、労使交渉で勝ち取るには、基本権を付与することが必要条件であることの2点が言われているように思います。</p> <p>いずれも、大変重要な視点であると思いますが、基本権付与による労使交渉での勤務条件の決定が、①行政の効率性や質の向上に結びつくとか②賃金の引き下げに結びつくとは、これまでの民間企業での実績(労働組合のある企業とない企業の比較)、公務員でも労働組合?の組織率の高い官庁のパフォーマンスをみても、とてもこの状況で導入するのは無理があるように思います。どうも、手段と目的に有意な因果関係があるとはどうしても思えず、労使泥沼の闘いになる恐れを払うことができません。</p> <p>目的を実現することが大事なら、これまで既に着手されている実効性のある手段をまずやって効率性や国民目線での行政の実施状況を評価し公表して欲しいと思います。</p> <p>(労働組合の有無と行政の効率性)</p> <p>公務員で労働組合の組織率が高い官庁は、農水省、旧社保庁、北海道開発局(旧北海道開発庁)と言われますが、まず、農水省は、事故米ややみ専従問題による職員の大量処分をここ1~2年やったばかりで、全省あげて国民目線での行政への転換に取り組んでいる状況ではなかったのでしょうか。とても、労働組合があったから生産性が上がったなど言える状況とは思いません。省議決定した改革の内容は、謙虚な反省と職員の意識改革を図る具体的な取り組みが示されています(勿論、労働組合と話がつかず組織の改廃等は手つかずになったとも聞きますが)。しかし、兎に角この改革を進めて、その成果がはっきり我々国民の眼に見えるようにしてもらうのが先決です。基本権の付与は、そうした基盤がしっかり築かれてから段階を追って進むべきものと思います。旧北海道開発庁も談合ややみ専従で多数の懲戒処分を出されたような記憶がありますが、特に農水省のような組織的な取り組みはやっているのかどうか分かりません。</p> <p>また、社保庁も、個人情報のぞき見、年金記録問題等で多数の懲戒処分、更に多くの分限処分を出して、今年度から独立行政法人としてサービスの向上、効率性の向上に取り組む改革が実施されています。今は、独法化で争議権含め労働基本権が全て与えられた組織になったと承知していますので、まず、この新社保庁で、労使交渉による生産性の向上、サービスの向上を実証的に実現させ、具体的な課題や仕組みを抽出すべきではないでしょうか。</p> <p>また、他の独立行政法人化された組織についても、労働組合があるのかどうか、そして労働組合がどのように業務の質や効率性の向上に寄与しているのか判断する情報を示してください。我々は、国民目線での行政の実施状況や効率的か質の向上が図られているかどうか最大関心事です。勿論、それが確保されて、かつ基本権付与が更にそれを高める効果があるという見通しがあれば、大賛成です。</p> <p>一方で、労働組合がない外務省、環境省?では、こうした不祥事をあまり聞くこともなく、皆さん、外交や地球環境の保全に向けて全力で取</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>り生まれ、意気盛んなような感じを受けます。また、岡田大臣時代に「女性職員の勤務環境改善のためのタスクフォース」で『しなやかに働き、活力ある外交を（外務省勤務環境改善のための具体的改善策）』を出され、実践的な改善努力をされています。同じく、財務省も、菅総理が財務大臣時代に指示されて次官ヘッドの改革プロジェクトチームがまとめた『財務省が変わるための50の提言』があり、納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行うため、取り組みが開始されている。</p> <p>私の目からは、争議権とか基本権付与とかの段平を振りかざす前に、外務省や財務省のように（農水省もそうかもしれませんが）自らの仕事のやり方を真摯に反省し、新しい時代に国民の視点にたつて、効率的で質の高い行政のあり方を各府省が自ら打ち出すことがスタートポイントではないかと思います。働いている公務員の意識改革がまず何より大事だと思います。</p> <p>（人件費2割削減との関係について）</p> <p>現下の財政状況は危機的な経営状況にある企業と同じであり、国家公務員の人件費2割削減を実施するには、人勤では民間準拠（多くの企業データで、同種同等の役職、経験、学歴の人につき比較）のため危機的財政状況が反映できない。このため、民間準拠でなく労使交渉により大幅な引き下げも合意すればできるように基本権付与が必要といわれています。</p> <p>しかし、これまでの実証分析でも労働組合は賃金に対して正（プラス）の関係にあり、労働組合を結成する趣旨を素直に考えれば人勤以上に引き下げることは難しいと見るべきではないでしょうか。</p> <p>しかも、日本では、労働組合がある企業は、ほとんど大企業（300人以上の企業に属する労働者が75%）でありまして、100人以下の企業での労働組合組織率は1%にすぎません（労働組合基礎調査）。従って、労働組合が労使交渉に当たって他の分野での賃上げ状況を参考にする際には、必然的に大企業の平均が比較のベースにならざるを得ず高めにでるのではないのでしょうか（今は、50人以上の企業データをベースとしているはず。今後も引き続き中立的な機関に中小企業を含めた企業データを提供させないと労使がそれぞれ恋意的なデータで交渉しまとまらない恐れがないでしょうか）。</p> <p>企業でもそうですが、労働組合の構成員は中高年が中心になっています。国家公務員も平均年齢が42歳でどんどん高齢化が進んでいるようですが、65歳への定年延長も大きな課題と聞いています。人件費2割カットや若手の採用の維持を考えれば、50歳代から給与カーブを寝かせたり60歳から大幅給与ダウンが必要ですが、中高年中心の労働組合との労使交渉は、不安が高まっている老後の生活に直結し、また、倒産がないだけに何が合理的な折衷案か大もめすること必至と思います。争議権含めて基本権を与えても強い第三者の強制仲裁しか道はないのではないのでしょうか。</p> <p>一方、280万人以上いる地方公務員は、大きな都市を除いて地元の企業と民間準拠での正確な比較で給与等決めているわけではなく、首都圏や主要都市が主要な勤務地である国家公務員を参考に決めています。このため、大もめしている鹿児島県の坂根市に代表されるように地元企業に比べてかなり良い待遇になります。勿論、一部自主的な削減に積極的に取り組まれている自治体もあると聞きます。こうした状態で、地方公務</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>員も 65 歳に定年延長して、地元企業との比較もなく労使交渉で（国家公務員が参考にされて）60 歳代の処遇が決まれば、民間企業が定年延長でなく継続雇用（再雇用）で対応している違いも加わり、さらに差が大きくなるおそれがあります。このため、地方公務員への基本権の付与につきましても、付与の前に、市町村レベル（広域市町村？）で地元の民間企業との民間準拠比較で一度給与を揃えてから行う必要があるように思います。</p> <p>（労働組合でなくキャリアシステムの廃止、採用・処遇の改革が根幹）</p> <p>国家公務員の採用も、平成 24 年度からいよいよⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種採用を辞めて、大企業と同じような総合職採用と一般職（転勤、残業なし？）採用に変更されると聞きます。人件費 2 割削減との関係でも、新試験に基づく採用から処遇等を新たに設定して（削減にも寄与するよう）対応することも考えては如何でしょうか。まさか今までのⅠ、Ⅱ種が総合職、Ⅲ種が一般職に名前のみの変更ではなく、処遇も全く今までと別ものとして設計されるものと期待しています。</p> <p>企業では、一般職は残業、転勤がないかわりに賃金等が押さえられています。従来年功序列でⅢ種等の方（Ⅰ種、Ⅱ種の方も含まれるかも？）が地域では周りの企業と比して相当優遇されているように感じますが、企業の一般職の処遇に合わせ一般職の処遇を設定し、そのかわり人数を増やすなど雇用機会を提供していただけないでしょうか。地方では、大卒の就職の場が激減しています、若手がいなくなれば地方は衰退の一途です（来年 4 月採用の国家公務員採用 4 割カット、特に地方 8 割カットは地方を直撃しました。二度とこのようなことにしないでください）。総合職はかなり絞って例えば全体の 2 割（今のⅠ種より多い？）、一般職 8 割とかどのような比率が良いか検討していただき、採用されてから業績の優秀な一般職は総合職に引き上げ、逆もやるとか、この際大胆に運用するよう変えていってはどうでしょうか。元気が出ると思います。また、地方公務員についても、前述のような地元市町村レベルでの民間準拠比較で給与をそろえれば、それによって生じる人件費削減の一部を若手採用の拡大に回せば、地域に若手が定着し地域活性化にも効果があるように思います。</p> <p>（勤務条件の決定方法）</p> <p>以上のような取り組みをまず行っていただきたいと思います。信頼を回復し、その上で、次の段階、自律的労使関係制度の樹立に進んでください。</p> <p>その際、自律的労使関係制度の樹立という『自律的』の趣旨から、勤務条件についての決定が、人事院勧告と法律で詳細に定められていた内容が、大綱を法律で定め具体的な事項や数値は政令で定められるように感じますが、『国民に聞かれた』という視点で民間企業に比して厳しめに法律で規定していただきたいと思います。憲法で習ったことは、戦争により 300 万人以上の犠牲があつて、主権在民へと体制変革し、公務員は国も地方も国民全体への奉仕者、地域住民への奉仕者であり、国民が使用者だということです。我々は、選挙で国会議員を選出します。そして、国会で使用者である我々国民の代表として、公務員制度、勤務条件を与野党で審議し決定するのです。公務員の使用者は国民です。重要な事項</p>	

番号	意見	意見提出者
	<p>はきちんと法律で定め、また、団体交渉の議事概要や団体協約を後で公表するのも、透明性をあげるのに役立つと思います。政治主導は、政府の内部で大臣等が権力を揮われるということより、良い政策案を指揮して纏めていただき、国会で与野党の国会議員が国民の代表として真摯な審議で多様な国民の声を反映し政策や法律を決定していただくことのように感じています。そのためにも、勤務条件の基本的な事項は国会で審議していただきたく、自律的といっても、それが余りに後退するようなことは避けていただきたく思います。</p> <p>また、人件費の2割削減に関して、正規職員とパートタイマー等非正規職員の人員削減で対応するとした場合、実証分析（労働組合のある企業ではパートタイマーを大幅削減し、正規社員も切るが雇用維持強い、労働組合のない企業は正規からパートタイマーへシフト）を参考にすれば、国は労働組合があるので、パートタイマー等非正規職員の減で対応することになる。実感に合います。</p> <p>ただし、2割削減の対象となる人件費が正規職員だけの人件費であれば、正規職員の大幅減→一部非正規振り替えで対応となりますから、労使交渉の難易度が増すと考えます。</p> <p>日本の民間企業では、過去には「日本型雇用慣行」の三種の神器として企業別組合が長期雇用慣行・年功賃金とともに生産性向上に大きな役割を果たしたが、労働組合組織率はサービス産業化の進展等で低下の一途をたどっており、最近の労働組合に着目し、労働組合の有無と生産性や賃金・雇用との関係がどうか実証分析を参考にする必要があります。一般的には、「総じて言えば労働組合は賃金に対しては比較的大きな正の効果をもっており、生産性に対する効果に比し量的にはずっと大きいとされている」「労働組合を持つ企業がアウトプットとの関係で相対的に雇用を増やさなかったから生産性が上昇したが、長期的に合理的な行動とは理解しがたい（日本の労働組合と生産性 森川正之）」</p>	
215	<p>公務員の争議権について付与する事に反対です。</p> <p>公務員は国家・国民に奉仕する仕事です。ですから国民の税金を給料としていただきます。</p> <p>なのに個人の権利の主張で国の大義を侵していく危険性があります。</p> <p>公務員は、一般のサラリーマンと同じではないのです。</p> <p>日本の国益を考えて奉仕する精神が必要です。</p> <p>安易に争議権を付与すべきではありません。</p> <p>公務員改革といった大義名分で国家公務員の国籍条項を撤廃している事も愚かな施策と思います。</p> <p>現政権は、日本の事を本当に考えているのでしょうか。</p> <p>このままでは、日本の素晴らしい文化・郷土・秩序が失われてしまいます。</p>	個人
216	<p>添付します記事を見て、国家公務員制度改革推進本部事務局に電話で確認し、「争議権」を付与するようという国民としての意見を伝えましたが、改めて文書で送付します。</p>	個人

番号	意見	意見提出者
	<p>「労働基本権のうち労使交渉で給与水準を決める『協約締結権』を盛り込むが、『争議権』付与は見送る公算」から、実質として人事院の民間準拠というやり方が持ち込まれるとの危機感を抱きました。人事院の給与勧告の実態が実にいい加減なものであることは以下の4点から明らかです。</p> <p>①「公務員の平均給与」の算出方法は、最後に「平均給与という一つの数字」が出るだけで、その過程のいかなる段階でもチェック機能が働かず、膨大な作業の中にミスや不正があっても全くチェックできず、信用できない。</p> <p>②民間準拠の根拠とされる調査対象企業について、その企業名すら全く公表されず、国民に完全白紙委任を強いるもので、とても信用できない。(資料1)</p> <p>③対象企業が「100人以上」から「50人以上」に変更されても格差が「0.00」(資料2)は厚生労働省の賃金構造基本統計調査の「企業規模、性、学歴、年齢階級別所定内給与額」(資料3)の格差から信用できない。</p> <p>④資料3を見れば、民間企業はその規模に関わらず、平均給与がすべて50～54歳がピークであり55歳以降は下がっているが、この点について国家公務員は民間準拠になっていないと認識しており、信用できない。</p> <p>人事院の江利川総裁は厚生労働省介護保険担当審議官、高齢者介護対策本部事務局長として、「国民連帯の理念」を打ち出し、「介護保険制度」を導入されました。</p> <p>国家財政の歯止めなき悪化、社会保障制度の根幹を揺るがす少子高齢化の進み方を見れば、今こそあらゆる分野で「国民連帯の理念」を共有すべき時と考えます。国民の見えないところで、あたかも中立、公正を装って実施される人事院の民間準拠の給与勧告は「公務員連帯の利権」と言うしかありません。</p> <p>こうした利権構造を打ち壊し、正にその基本である「労働基本権」の「労働三権」は一体として付与することこそが重要なのであり、それを通じて公務員の労働条件の現状と交渉の過程が国民の前に明らかにされることは、国民にとってこの上ないメリットであり、ここからこそ「国民連帯の理念」が見えてきます。</p> <p>新しい取り組みから逃げていては本当に必要な改革は進みません。真の改革を進めるべきです。</p> <p>事務局注) 添付資料は掲載省略</p>	

番号	意見	意見提出者
217	<p>非現業国家公務員の協約締結権を回復するのであれば、争議権をセットで付与すべきだと思う。</p> <p>労働基本権（争議権）に関する懇談会報告によると、協約締結権を付与して争議権を制約する場合、代償措置として中央労働委員会による仲裁裁定制度が位置づけられると整理されているが、今回、自律的労使関係制度を構築しようとしている趣旨からすれば、中途半端な制度になるのではないか。</p> <p>そもそも、国家公務員も労働者である。労働者は使用者と契約関係結ぶ際、力関係で弱い立場であるからこそ、労働基本権が制定されてきたのではないか。労働組合を組織しより対等な立場で協議、交渉するのはごく基本的な権利であり、その際の争議権は不可欠である。緊張感がちがう。真摯に向き合うために必要だといってもいいかもしれない。</p> <p>私は、公務員ではありませんが、公務員の皆さんにも労働者としての基本的な権利を取り戻してほしいと願ってやみません。</p>	個人